

ちよだインフォメーション 2023 [便利帳]

Chiyoda City Information 2023



千代田区のサービス概要や施設のご案内

コールセンター [午前8時～午後7時 年中無休]

サンキューイーワ
03-3264-3910



chiyodx (ちよだっくす)

千代田区



ごあいさつ

ちよだインフォメーション2023（便利帳）の発行にあたり

日頃より、千代田区政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

千代田区は、江戸城を中心に発展した地域であり、明治、大正、昭和、平成を経て現在に至るまで、日本の政治・経済・文化の中核を担ってきました。首都東京の顔にふさわしい風格ある街並み・景観、そして快適な都心環境と個性豊かで多様な賑わいが育まれています。



私たちは、未曾有のコロナ禍を経て、社会経済情勢が大きく変化していく中、新たに生じる様々な課題に真摯に向き合い、サステナブルな地域社会の発展を実現していかなければなりません。このような認識を踏まえて20年ぶりに策定した千代田区第4次基本構想では「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を目指すべき将来像としました。

この将来像の下で、当区は、千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々が活躍し、住み続けられるまちを目指し、区民一人ひとりのWell-Beingにつなげる、様々な事業を展開しています。

「ちよだインフォメーション2023（便利帳）」は、区民の皆さまの生活に関係の深い区の事業や施設、各種相談窓口などをご案内しています。暮らしの中で申請や手続きなどが必要になったとき、区のサービスを知りたいときに、お役に立てれば幸いです。

今後も、皆さまのご意見・ご要望をお聴きし、更に充実した冊子となるよう工夫を重ねてまいります。

千代田区長 樋口 高顕

便利な

千代田区ポータルサイト

をご利用ください

区ポータルサイトは、オンラインでの申請や予約、決済、相談、情報発信などの機能をまとめた、皆さんと区役所を結ぶオンラインサービスです。子ども子育て関連事業から導入し、今後対象手続きを拡大していくとともに、オンライン決済、ビデオ通話などの機能追加を検討していきます。

登録は
こちらから！



千代田区DX推進キャラクター
chiyodx (ちよだっくす)



ポータルサイトに登録すると…

▶ **オンライン**でも **申請**や**予約**ができます！

※これまで同様に窓口等でも手続きできます。
オンラインでできる手続き等の一覧は次ページで！

▶ それぞれのアカウント情報に基づき、**プッシュ型**で情報をお届けします！

予約



申請

アカウント情報



メール
健診など



メール
支援サービス
など



メール
イベント情報
など

※メールでの案内はアカウント情報から配信を停止することもできます



その他にも、



▶ 申請・予約時に入力する名前や住所などはアカウント情報から自動で入力

▶ 登録した手続きの期限が近づくと通知がくるリマインド機能も！

登録は
簡単
4STEP!



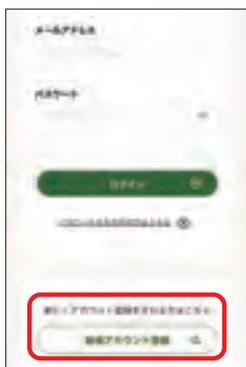
STEP1

ポータルサイト二次元コードからトップページにアクセス。トップページのログインをタップしてログイン画面へ



STEP2

新規アカウント登録をタップ。アカウント登録ページにアクセス



STEP3

アカウント登録ページでメールアドレスを入力。確認メールを送信



STEP4

送られてくる確認メールのURLをタップ。必要事項を入力し、パスワードを設定して登録完了！





最新情報はこちら

ポータルサイト対象手続き一覧 (令和5年11月現在)



一部手続きは、受付期間外のため、掲載がない場合があります。

事業名	
1	病後児保育利用登録申請
2	病児・病後児保育派遣費用助成(申請)
3	病児・病後児保育派遣費用助成(請求)
4	教育・保育給付認定変更申請
5	【令和6年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込者用】教育・保育給付認定(変更)申請
6	令和6年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込
7	子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請(新1号:法第30条の4第1号)
8	子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請(新2号・新3号:法第30条の4第2号・第3号)
9	保育園入園申込に係る希望園の変更申請
10	保育園等入園辞退兼入園(転園)申請・名簿登録取下申請
11	保育料減額補助認定申請(認証保育所等保育料減額補助対象施設)
12	幼児教育・保育の無償化(幼稚園に在園していない児童)
13	幼児教育・保育の無償化(幼稚園在園児)
14	保育園・幼稚園等の各種書類提出
15	区立保育園・こども園の施設見学
16	区立保育園・こども園のイベント
17	児童育成手当(障害手当)認定申請(現況届)
18	こども・高校生等医療費助成申請事項変更申請
19	こども・高校生等医療費助成資格喪失申請
20	ひとり親家庭医療費助成制度医療証交付現況届申請
21	誕生準備手当認定請求
22	発達障害等相談・療育経費助成金申請
23	発達障害等相談・療育経費助成金請求
24	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付申請
25	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付請求
26	親と子の絆プログラム
27	歯科健診とフッ素塗布
28	ままばば面談(妊婦の全数面談事業)
29	ままばば学級(家族で考える妊娠期からの過ごし方編)
30	出生通知票
31	にこにこ広場
32	子どものためのアレルギー予防教室
33	離乳食講習会
34	はみがき教室
35	子どもの食べ方相談
36	ビバー相談1歳のバースデー歯科健診
37	歯科健康教室

ちよだインフォメーション2023 INDEX

千代田区の プロフィール	千代田区の概要／ごみ・リサイクル／防災対策／風ぐるま／広報媒体の紹介	4	
区役所(総合窓口)・ 組織の案内	区役所案内／区役所本庁舎 主なフロア構成／出張所・区民館／保健所	16	
各種相談		23	
各種助成等	医療費等／子ども／ひとり親家庭／教育関係／高齢の方／障害のある方／くらし／生活資金／住宅資金／ゼロカーボン／中小企業等	30	
届出・登録	戸籍・住民記録・印鑑登録	42	
税金		48	
国民健康保険・ 国民年金	国民健康保険／国民年金	50	
子育て・教育	育児にお困りの方／妊娠・出産・母親と赤ちゃんの健康／ひとり親家庭のために／子育て・保育／学校教育	54	
健康・医療	休日応急診察／健診・予防接種／医療機関一覧	62	
高齢の方へ	介護保険制度／介護予防／認知症支援サービス／お祝い・生きがい・交流活動／見守り・安全サービス／日常生活のお手伝い／後期高齢者医療制度	66	
障害のある方へ	障害者手帳／障害者の生活援助等／障害者総合支援法等による障害福祉サービス	75	
くらし	文化振興／生涯学習／スポーツ／国際平和・男女平等／生活衛生／自転車駐車場／千代田区コミュニティサイクル／ライフライン／道路／葬祭／ボランティア／環境	78	
すまい	公的住宅・住宅情報／土地・家屋の売買／建設・維持管理	86	
仕事		88	
中小企業等	中小企業の福利厚生	89	
身近な区政	選挙／議会／広聴／情報公開・個人情報保護・意見公募／監査／外郭団体・財政援助団体	90	
施設案内	高齢者施設／障害者施設／文化・スポーツ施設／プールがある施設・こどもの池／千代田区外のスポーツ施設／区立図書館／憩いと散策／葬祭場／区民宿泊施設／そのほかの区内施設	99	
索引		116	



区の紋章

(昭和25年3月26日制定)

鶴が飛ぶすがたを「千代田」の「千」にして、それをひらがなの「よ」に似せ、全体を「田」と読んで千代田を表しています。

◆ご利用にあたって

この「ちよだインフォメーション2023」は、令和5年9月1日現在の内容で編集してあります。その後、法改正などによって内容が変わる場合がありますので、詳しくは、担当課や各施設に直接お問い合わせください。法人名については、本文の文章量の都合上、次のとおり略称を使用している箇所があります。株式会社は(株)、財団法人は(財)、一般財団法人は(一財)、公益財団法人は(公財)、一般社団法人は(一社)、公益社団法人は(公社)、社会福祉法人は(福)。

新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載事業は中止または内容を変更している場合があります。最新の情報は区のHPなどでご確認ください。



千代田区のプロフィール

千代田区の概要

区の成り立ち

江戸城跡を中心に形成されている千代田区は、太田道灌が江戸氏居館跡に築城したことに始まります。

のちに、徳川家康がこの江戸城に居城し、代々の将軍により城および市街地の拡張・整備が行われ、現在の皇居を中心とした町割りが形成されました。徳川幕府の成立から現在までの400年あまり、日本の政治・経済・文化の中心として発展してきました。そして維新後の明治11年に千代田区の前身である「麹町区」と「神田区」が誕生しました。

昭和22年3月15日、麹町区と神田区を合わせて、「千代田区」が生まれました。千代田という新しい区名は、江戸城の別名「千代田城」にちなんだものです。近世以来この地が城を中心に発展してきたことから、なじみやすく、文字もやさしく、ことばのひびきも美しいことなどにより選ばれました。

区的位置・面積

位置 東端139度47分 南端35度40分
西端139度43分 北端35度42分
面積 11.66km²



区の中央には、皇居のある「千代田区千代田」があり、その面積は約1.42km²で、区の約12%を占めています。

区シンボル

一般公募により、昭和59年3月15日に制定しました。

区の花

さくら



日本人の心に咲き続けてきたさくらは、山桜・里桜・大島桜・彼岸桜等に大別されますが、栽培種を合わせると、数百種にもものぼるといわれています。

区内には、いろいろな品種のさくらが植えられています。大半が生粋の江戸っ子桜「染井吉野」です。千鳥ヶ淵周辺をはじめとして、多くのさくらが、春には美しい姿で人びとの目を楽しませてくれます。

区の木

まつ



松は昔から、新春を祝う植物として用いられてきました。厳寒にも緑を失わず、数百年も生き抜き、長寿・節操の象徴として、人びとに親しまれてきました。

100近くの種類がある中で、区内には、皇居をはじめとしてクロマツが多く植えられています。また、皇居外苑の松は「日本の名松100選」に選ばれています。

区の鳥

はくちょう



皇居の松と石垣を背景に、お濠の水面に浮かぶ清楚な姿。

「白鳥をお濠に放つ会」の寄贈により、ドイツからはるばるやってきた24羽のこぶはくちょうが、初めて皇居に放されたのは、昭和28年12月26日でした。現在も皇居を訪れる多くの人びとの目を楽しませてくれます。

『千代田区歌』

制定(昭和32年3月15日 告示第2号)

作詩 佐藤春夫

作曲 山田耕筰

(一) 並ぶ官庁 広場^{ほり} 濠
 みかど みやい
 帝の宮居とりめぐり
 わが千代田区に誉あり
 大東京の中心地
 江戸の名残も風情にて
 なごり ふぜい
 ここを都の都ぞと
 澄めり千代田の城の月

(二) オフィスセンタア テレビ塔
 世界の文化ひしめきて
 わが千代田区に栄あり
 新日本の心臓部
 かなめ ひと
 国の要と他も見む
 ここを都の都ぞと
 住めり千代田の区民われ

千代田区歌
 佐藤春夫 作詞 Kosaké Yanada 作曲

荘厳にあかるく ♩ = 100

The image shows the musical score for the Chiyoda Ward Song. It consists of two columns of music. The left column contains the first part of the song, and the right column contains the second part. Each part includes a vocal line with lyrics and a piano accompaniment. The lyrics are in Japanese, and the music is in a key with a 4/4 time signature. The tempo is marked as '荘厳にあかるく ♩ = 100'. The score includes various musical notations such as notes, rests, and dynamics like 'f' (forte) and 'p' (piano).



▶ 人口 (令和5年9月1日現在)

総数	68,657人	世帯数	39,191世帯
日本人	64,937人		
外国人	3,720人		
昼間人口	903,780人 (令和2年10月 国勢調査)		

▶ 公園数 (令和5年9月1日現在)

公園数	
区立・都立公園	23
区立児童遊園	22
国民公園その他都市公園に準ずるもの	5

▶ 姉妹提携先自治体

群馬県嬭恋村 [ぐんまけんつまごいむら](#)
(昭和63年10月25日姉妹提携)

群馬県の西北部に位置し、上信越高原国立公園の山麓に広がる高原の村。大自然に恵まれ、キャベツなどの高原野菜の産地として、また夏は避暑、冬はスキーが楽しめるリゾート地として有名です。



秋田県五城目町 [あきたけんごじょうめまち](#)
(平成元年10月26日姉妹提携)

秋田県の中央、八郎潟の東部に位置し、出羽丘陵の美しい山並みを背景に、町の中心を馬場目川が流れる、自然豊かな町。秋田杉などの豊かな森林資源や米の産地として知られています。



千代田区生活環境条例



区は、「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例(生活環境条例)」に基づき、区民や事業者の皆さんとともに安全で快適な都市の実現に取り組んでいます。

安全生活課安全生活係 ☎5211-4251

■路上喫煙の禁止

区内全域は路上禁煙地区です。道路上や指定した37か所の公園等での喫煙や吸い殻のポイ捨ては禁止です。違反した場合は2,000円の過料が科されます。喫煙は所定の喫煙所をお願いします。



■みんなでまちをきれいに！区内一斉清掃

区は、毎年6月6日、11月6日(ただし、当日が土曜・日曜日に当たる場合は、直後の月曜日)を「千代田区一斉清掃の日」と定め、区、区民、事業者等が一斉に街頭の清掃活動を行っています。



■公衆喫煙所設置助成

区は、ビルの空き店舗等を活用した誰もが無料で使える公衆喫煙所を設置したり維持管理したりする費用を助成しています。設置をご検討の際は、問合せ先へご連絡ください。



■物品や看板などの放置の禁止

個人、法人を問わず、権限なく道路などの公共の場所(★)に物品や看板などを放置(管理しうる状態も放置とみなす)することはできません。

★区内の道路、公園、広場、河川・水面・水路、土手・擁壁などをいいます。

■環境美化・浄化活動の実施

区内の環境美化・浄化推進団体(10団体)を中心に、月に1・2回程度、清掃などの環境美化・浄化活動を実施しています。参加を希望する方は、問合せ先へご連絡ください。





ごみ・リサイクル

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

千代田区 資源とごみの分け方・出し方

資源とごみの分け方・出し方をまとめた一冊です。

- 配布場所**
- ・ 総合窓口課 (区役所2階)
 - ・ 各出張所
 - ・ 千代田清掃事務所 (外神田1-1-6)
 - ・ 飯田橋車庫 (飯田橋3-13-2)
- ※区のホームページでもご覧いただけます。



千代田区ごみ分別アプリ 「分けちょ！」

資源とごみの分け方・出し方を簡単に検索できるスマートフォン用アプリです。ご家庭でごみを分別する際などにご活用ください。

*アプリ自体は無料ですが、ダウンロード時などに発生する通信料は利用者の負担となります。



ホーム画面



拠点_ごみ処理券販売
MAP



ゴミ分別辞典



Android端末を
お持ちの方



iPhoneまたはiPadを
お持ちの方

ごみと資源を適切に分ける最適アイテムをぜひご活用ください。

ふれあい収集

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ごみや資源を集積所まで出すことが困難な65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯などのお宅まで、職員が訪問して収集を行います。

※粗大ごみの運び出しも行っていきますのでご相談ください
(運び出しのみ無料/処分費は別途かかります)。



ストックヤード等での拠点回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

家庭から出る古布・食用油・インクカートリッジをストックヤードなどの拠点で回収しています。

※事業者の方は、ストックヤードには出せません。



使用済小型家電回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ご家庭で使わなくなった小型家電を、18か所の区施設で回収しています。

対象品 各施設に設置された回収ボックス投入口(30cm×15cm以下)に入る大きさの物

※代表的な品目としては、携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機器・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・カーナビ・電子辞書・卓上計算機・ACアダプター等があります。

※個人情報必ず消去してください。



リサイクルセンター鎌倉橋

☎3253-1970

資源の有効利用とリサイクル活動の促進を図るため、リサイクルショップ、再生家具展示販売や再生自転車販売等を行っています。

開館日 毎週火曜日～日曜日

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 毎週月曜日・毎月26日～月末・1月1日～1月4日



有価物集団回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

区に登録をした町会やマンションなどの自主団体が、古紙(新聞・雑誌・段ボール)や古布などの回収を定期的に行った場合、回収実績に応じ年2回、区から報奨金が支払われます。また、紙ひもや作業用手袋なども支給します。

また、回収業者にも雑誌と段ボールについて回収実績に応じ年2回、区から奨励金が支払われます。



災害に備え、今すぐチェックを!

防災対策

問合せ 災害対策・危機管理課 ☎5211-4187

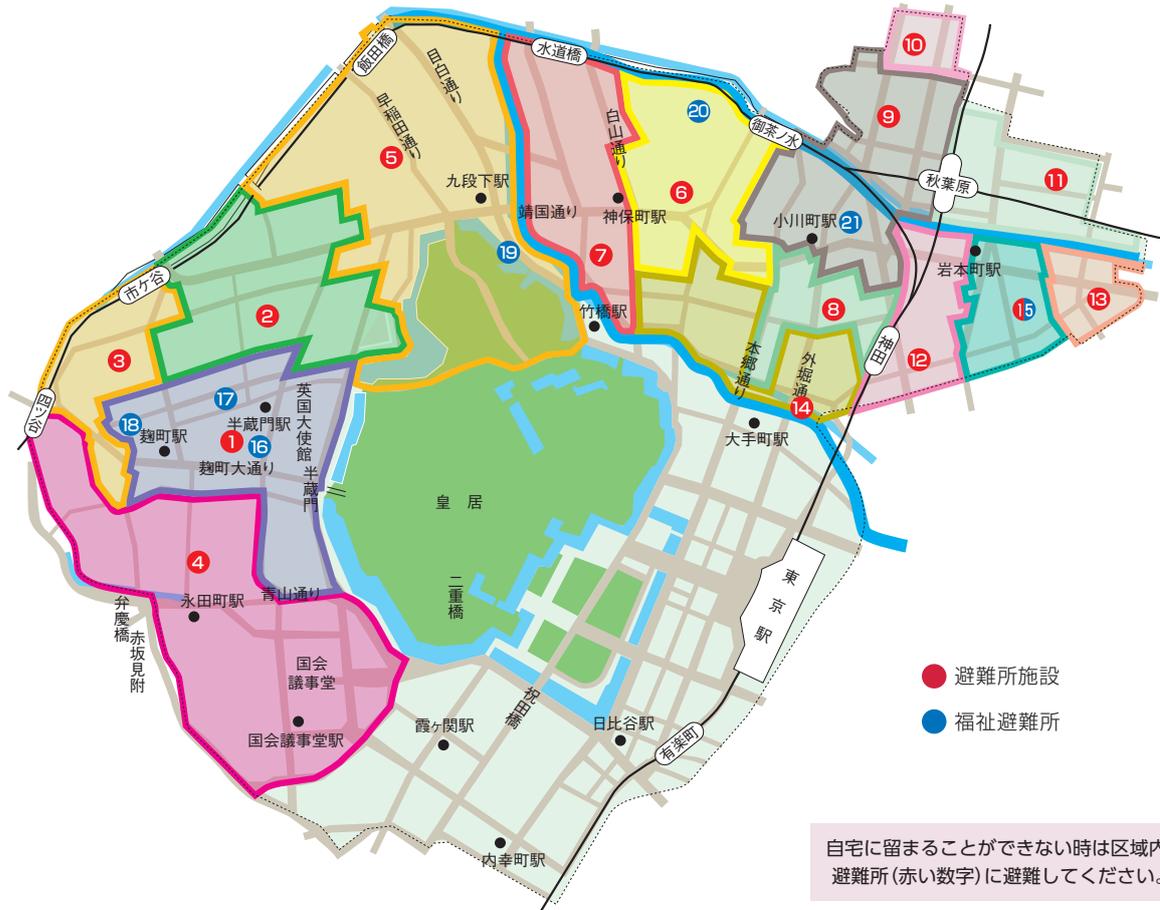
check 災害のときに避難する場所

千代田区は建物の不燃化が進み、全域が「地区内残留地区」に指定されています。

このため、区内には広域避難場所はありません。災害時、自宅や事業所が安全であれば建物内に留まってください。

また、災害時に自宅や事業所に留まれるように、平常時から備蓄物資の用意など災害時の対策を行ってください。

火災や建物の倒壊などで自宅にいることが困難な場合は、指定された避難所に避難してください。



避難所施設 (令和5年9月1日現在) ※1

- | | | | |
|-------------------------------|------------|----------------------------|------------|
| ① 麹町小学校 | 麹町2-8 | ⑫ 旧今川中学校 | 鍛冶町2-4-2 |
| ② 九段小学校 | 三番町16 | ⑬ 都立一橋高校 | 東神田1-12-13 |
| ③ 番町小学校 | 六番町8 | ⑭ スポーツセンター | 内神田2-1-8 |
| ④ 麹町中学校 | 平河町2-5-1 | ⑮ 岩本町ほほえみプラザ | 岩本町2-15-3 |
| ⑤ 富士見みらい館 | 富士見1-10-3 | ⑯ ジョール麹町 | 麹町2-14-3 |
| ⑥ お茶の水小学校※2 | 神田猿樂町1-1-1 | ⑰ いきいきプラザ一番町 | 一番町12 |
| ⑦ 神田一橋中学校 | 一ツ橋2-6-14 | ⑱ THE BANCHO | 二番町7-6 |
| ⑧ 神田さくら館 | 神田司町2-16 | ⑲ 高齢者総合サポートセンター
かがやきプラザ | 九段南1-6-10 |
| ⑨ 昌平童夢館 | 外神田3-4-7 | ⑳ 障害者福祉センターえみふる | 神田駿河台2-5 |
| ⑩ ちよだアートスクエア
(旧アーツ千代田3331) | 外神田6-11-14 | ㉑ かんだ連雀 | 神田淡路町2-8-1 |
| ⑪ ちよだパークサイドプラザ | 神田和泉町1 | | |

※1 都立日比谷高校(永田町2-16-1)と九段生涯学習館(九段南1-5-10)は避難所に指定していますが、発災後速やかな開設はしません。

※2 令和5年度末頃まで校舎整備中のため使用できません。整備期間中の避難所は、神田一橋中学校(一ツ橋2-6-14)です。

check 事前の備えが身を守る

- ◆ 防災訓練に積極的に参加しましょう
- ◆ 3日分程度の備蓄物資を用意しましょう
用意する備蓄物資
○水(1人1日3ℓ) ○非常食料(乾パン、缶詰、アルファ化米等)
○携帯トイレ(1人1日5回) ○携帯ラジオ、マスク
○医薬品(傷薬、解熱剤、(持病のある方は)常備薬や処方箋等)
○その他(寒暖対策用品(毛布、カイロ等)、ガムテープ、洗面用品、モバイルバッテリー等)
※備蓄物資は、食料の賞味期限などを定期的に点検しましょう。

- ◆ 連絡方法の確認をしておきましょう
災害時は、電話回線が混雑し家族や社員と連絡が取れなくなる場合も想定されます。事前に連絡方法や集合場所を決めておきましょう。
○NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を利用
○携帯電話事業者による災害用伝言ダイヤルを利用
○災害用ブロードバンド伝言板「Web171」を利用

【地震への備え】

- ◆ 建物の耐震性を確認しましょう
区では建築物の耐震診断費用の一部を助成しています。あらかじめご相談ください。
- ◆ 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしましょう
家具・ロッカーなどの転倒・落下により大けがをすることがあります。また、避難や救助の障害にもなりますので、転倒・落下・移動防止対策を図りましょう。

【水害への備え】

- ◆ 側溝、排水路などの確認をしましょう
側溝や排水路、雨どいなどに落ち葉や土砂が詰まっていないか、確認をしましょう。
- ◆ 土のうや止水板などの準備、排水設備の点検をしましょう
地上が冠水すると地下には水が一気に流れ込んできます。地下施設のある建物は土のうや止水板などの準備、排水設備の点検をしましょう。

【火災への備え】

- ◆ 消火器を設置しましょう
消火器を設置し、使い方を覚えておきましょう。
- ◆ 住宅用火災警報器を設置しましょう
すべての部屋に住宅用火災警報器を設置し、定期的に動作確認をしましょう。
- ◆ ストープの周りには物を置かないようにしましょう
ストーブやガス器具などのそばには燃えやすいものを置かないようにしましょう。また石油やガスによる暖房器具には立ち消え安全装置などのある器具を使用しましょう。

マンション防災計画の作成

マンション等の集合住宅では、災害時、マンション内で協力して災害に対応できるよう、平常時からマンション防災計画や震災マニュアルを作成しておくことが必要です。(公財)まちみらい千代田では職員がお伺いしてご相談に応じます。マンション防災アドバイザー派遣制度もありますのでご連絡ください。

(公財)まちみらい千代田
住宅まちづくりグループ ☎ 3233-3223

check 千代田区の防災対策



◆ 各種支援・助成制度等

地域防災組織に対する資器材購入費用助成

町会を中心に組織している「地域防災組織」を対象に、資器材や備蓄食料の購入費用の一部を助成しています。ほかに区内の事業所を対象とした助成制度もあります。

防災士資格取得費用助成

区内在住で避難所運営協議会、町会、マンション管理組合などの自主防災組織に所属し、地域の防災活動に携わっている方を対象に、資格取得費用の一部を助成しています。

自主防災訓練

町会等で防災訓練を実施するときは、災害対策・危機管理課へご連絡ください。訓練に関する相談等を行っています。

地震体験車の運行

地震の揺れを体験し、身の安全を守るためには何をすべきかを学ぶため、区内の町会等の団体や学校、事業所を対象に体験乗車を実施しています。

◆ 情報収集手段

防災行政無線

災害情報をお知らせする屋外スピーカーを区内各所に設置しています。緊急の情報を放送するほか、毎日午後5時に定時放送を行っています。

放送内容が聞き取れなかったときは防災無線ダイヤル(☎3237-9222)で確認することができます。

安全・安心メールの配信

地震・気象等に関する災害情報、不審者等の子どもの安全に関する情報等を電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています。

日本語のほか英語・中国語(簡体字)・韓国語に対応しています。

◆ マンション防災計画等の内容

- 居住者の役割
- 建物被害情報の収集方法、住民の安否確認方法の確立
- エレベーター閉じ込め時の対応
- 災害時要援護者への支援体制の確立
- 地域との連携・協力体制の確立
- 管理会社への連絡方法の確立 等





千代田区地域福祉交通



風ぐるまは、どなたでもご利用いただける地域福祉交通です。区内の福祉施設を中心に「麴町ルート」「富士見・神保町ルート」「内神田ルート」「秋葉原ルート」の4ルートで運行しています。※令和6年度に新規2ルートの実証運行を行う予定です。詳しくは、今後区のHPなどでお知らせします。

<スマホで運行状況が確認できます！>

風ぐるまの運行状況はバスロケーションシステム (BusGO!) でご確認いただけます。おおよその目安として時刻表とともにご利用ください。



ルート別停留所一覧

利用料金

●1人1回100円

※小学生以上の方1人に同伴する未就学児は2人まで無料です。
※現金またはPASMOやSuica等の交通系ICカードでお支払いください。
※交通系ICカードでご乗車の場合は、乗車時から90分以内に他の路線に乗り換える場合(1回のみ)には、料金が加算されません。

●区民パスポート

区役所3階の窓口にて、区内にお住いの方を対象に、割安な料金の風ぐるま区民パスポートを販売しています。
※申請の際、運転免許証、健康保険証、住基カード、個人番号カード等の身分を証明するものをお持ちください。
詳細は区のホームページをご覧ください、福祉総務課までお問い合わせください。

対象	種類	金額(税込)
住民税非課税の方、障害のある方 およびその介助をする方*	1年券	1,000円
	1か月券	1,000円
上記以外の方	3か月券	2,800円
	6か月券	5,400円
	1年券	10,000円

*障害のある方は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳、難病を証する書類のいずれかをご提示のうえ、購入してください。

問合せ

日立自動車交通(株)千代田営業所 福祉総務課 ☎3222-9977 ☎5211-4209



麴町ルート

- 1 千代田区役所
- 2 かがやきプラザ(九段坂病院)
- 3 九段上
- 4 九段さくら館
- 5 五味坂交番
- 6 一番町交差点
- 7 ジョーロル麴町入口(半蔵門駅)
- 8 麴町出張所
- 9 平河天満宮前
- 10 麴町二丁目
- 11 麴町四丁目
- 12 麴町五丁目
- 13 四谷駅
- 14 麴町五丁目
- 15 麴町四丁目
- 16 いきいきプラザ一番町
- 17 五味坂
- 18 東京家政学院前
- 19 都営四番町アパート
- 20 市ヶ谷駅
- 21 一口坂
- 22 東京通信病院
- 23 地下鉄飯田橋駅東口
- 24 飯田橋清掃車庫
- 25 東京しごとセンター
- 26 九段北一丁目

秋葉原ルート

- 1 千代田区役所
- 2 かがやきプラザ(九段坂病院)
- 3 千代田保健所(九段下駅)
- 4 西神田三丁目
- 5 専修大学法科大学院前
- 6 専大前交差点
- 7 神田錦町三丁目
- 8 神田美土代町
- 9 神田公園出張所
- 10 東日本銀行神田支店
- 11 岩本町ほほえみプラザ
- 12 三倉橋南
- 13 和泉公園入口前
- 14 和泉橋出張所
- 15 秋葉原駅中央口
- 16 神田練堀町
- 17 アーツ千代田3331
- 18 外神田六丁目
- 19 昌平童夢館入口
- 20 外神田二丁目
- 21 御茶ノ水駅
- 22 神田駿河台二丁目
- 22-1 障害者福祉センター「えみふる」
- 23 日大病院
- 24 九段下

富士見・神保町ルート※

- 1 千代田区役所
- 2 かがやきプラザ(九段坂病院)
- 3 富士見出張所
- 4 飯田橋駅前
- 5 東京通信病院
- 6 一口坂手前
- 7 都営四番町アパート
- 8 番町
- 9 いきいきプラザ一番町
- 10 五味坂
- 11 富士見あんず館
- 12 千代田保健所(九段下駅)
- 13 西神田三丁目
- 14 西神田コスモス館
- 15 神保町交差点北
- 16 駿河台下
- 17 神田駿河台二丁目
- 17-1 障害者福祉センター「えみふる」※
- 18 御茶ノ水駅前
- 19 水道橋駅前
- 20 西神田一丁目
- 21 専修大学法科大学院前

※富士見・神保町ルートは、「九段下」は停まりません。
※日曜日・祝日は障害者福祉センター「えみふる」には停まりません。

内神田ルート

- 1 千代田区役所
- 2 かがやきプラザ(九段坂病院)
- 3 千代田保健所(九段下駅)
- 4 西神田三丁目
- 5 西神田コスモス館
- 6 神保町交差点北
- 7 駿河台下
- 8 神田駿河台二丁目
- 8-1 障害者福祉センター「えみふる」※
- 9 日大病院
- 10 小川町交差点
- 11 かんだ連雀
- 12 万世橋出張所
- 13 ワテラス前
- 14 神田公園出張所
- 15 東日本銀行神田支店
- 16 岩本町ほほえみプラザ
- 17 岩本町一丁目
- 18 鍛冶町一丁目
- 19 スポーツセンター
- 20 区営内神田住宅
- 21 ちよだプラットフォームスクエア入口
- 22 神田錦町
- 23 神保町交番前
- 24 九段下



～区のお知らせや地域
情報をお届けします～

広 報 媒 体

区は、印刷物や動画のほか、ホームページやSNS (X (旧ツイッター)・フェイスブック・区LINE公式アカウント・YouTube) などを通じ、区民生活に密着した幅広い行政情報や地域情報をお届けしています。



広報千代田

毎月5日と20日に発行し、さまざまな方法でお届けしています。

- ・全戸配布
- ・区内各施設に設置のスタンド
- ・個別郵送
- ・区のホームページ
- ・行政情報アプリ マチイロ
- ・無料デジタルブックアプリ カタログポケットなど



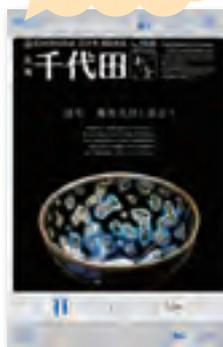
カタログポケットは会員登録不要で使え、さまざまなフリーペーパーやチラシを無料で検索・閲覧できるアプリです。



大きな文字で読めます



音声で聞けます



日本語以外の言語でも
読めます



発行日に通知が届きます



虫眼鏡マークの「検索」から広報千代田を検索し、「マイコンテンツに追加」しておくことで、発行日に通知が届きます。



の 紹 介



ホームページ

区政情報を幅広く発信しています。
行政サービスや地域情報が知りたいときは、まず千代田区ホームページへアクセスしてください。



LINE 公式アカウント

「子育て」や「福祉」、「イベント」、「地域」情報などから欲しい情報を自由に選択して受け取ることができます。イベントや暮らしに役立つ情報など区からのお知らせを配信していますので是非友だち追加をお願いします。



友だち追加はこちらから



X (旧ツイッター)・フェイスブック

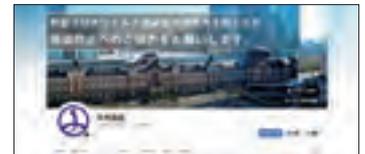
イベントや災害情報など、区からのお知らせを多くの方に伝えるためX (旧ツイッター)とフェイスブックを運用しています。

X (旧ツイッター)アカウント：@chiyoda_city



▲X (旧ツイッター)

フェイスブックアカウント：chiyoda.city



▲フェイスブック

映像広報

地域のコミュニティや区の歴史・制度などを映像で紹介します。情報をぎゅっと詰め込んだ短編動画からアツイ思いをお届けする14分のドキュメンタリー番組まで、ラインナップは様々です。



▲わがまち千代田



▲千代田ふしぎ発見



▲校歌でよみがえる記憶

区公式YouTube チャンネル公開中

<https://www.youtube.com/user/chiyodacity>
または右の二次元コードから





区役所(総合窓口)・組織の案内



区役所(総合窓口)・組織の案内

区役所案内

▶ 総合窓口での主な取り扱い業務

所在地	区役所2階	閉庁日	土曜(開庁日を除く)、日曜、国民の祝日及び休日、年末年始(12月29日～1月3日)
開庁時間	月～金曜：午前8時30分～午後5時 第3土曜日：午前8時30分～午後5時 ※第3土曜日が祝日の場合は第4土曜日		

取り扱い業務		
戸籍届出		
転出・転入等、住民票の異動の届出		
転出・転入等、住民票の異動に伴う各種届出(国民健康保険、国民年金、高齢者医療、児童手当など)		
公的個人認証(電子証明書の発行) (注意) 業務終了の30分前までの取り扱いとなります。		
広域交付住民票 (注意) 平日午前9時から午後4時30分までです。		
住民票の写し 除票の写し 住民票の記載事項証明 除票の記載事項証明 不在住証明書等の発行	印鑑登録 印鑑登録証明 全部事項証明(戸籍謄本) 個人事項証明(戸籍抄本) 除籍謄本・抄本	戸籍の附票の写し 戸籍の附票の除票の写し 身分証明書 不在籍証明書等の発行 課税証明・納税証明
各種公金(住民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料など)の納付書による収納 (注意) 納付書をお持ちの方に限ります。		
母子健康手帳の交付		
畜犬の登録、注射済票交付		



▶ 千代田区コールセンター



お問い合わせ
フォーム

区のサービス概要や、施設の案内などのお問い合わせにオペレーターがお答えします。
夜間や休日の問い合わせ、担当部署が異なる複数の問い合わせにも対応します。
お気軽にお問い合わせください。

☎ **3264-3910** (サンキューイーワ) ☎ 3264-3955

受付時間 年中無休 午前8時～午後7時

●こんなときにご利用ください！

区のサービスや施設の案内などちょっとしたことが分からないときはお問い合わせください。

●例えばこんな質問にお答えします

- ・平日は仕事を休めないが、住民票を取得したい。
- ・施設の場所や利用の仕方が分からない。
- ・聞きたいことがあるのだが、区役所のどこに聞いたらよいか分からない。

※質問の内容によっては専門部署が引き継いで対応する場合がありますのでご了承ください(窓口開庁時間内)。

こんな質問は直接担当課へ

ご自身の住民税額や国民健康保険料など
個人情報に関わるもの

▶ 区政情報コーナー

区政に関する資料やパンフレットをそろえています。区が発行する有償刊行物を頒布しています。

所在地 区役所2階

問合せ 総合窓口課 ☎5211-3633

利用時間 月～金曜：午前8時30分～午後5時、第3土曜日：午前8時30分～午後5時

※第3土曜日が祝日の場合は第4土曜日

休 み 土曜、日曜、国民の祝日及び休日、年末年始(12月29日～1月3日)



区役所本庁舎 主なフロア構成

11階～23階	国合同庁舎(厚生労働省東京労働局、総務省関東総合通信局、国土交通省東京国道事務所ほか)
10階	千代田図書館・子ども室、男女共同参画センターMIW、食堂・喫茶・自動販売機コーナー
9階	千代田図書館
8階	区議会委員会室、議場傍聴席、会計室、監査委員事務局、みずほ銀行ATM
7階	区議会議場、議長室・副議長室、議員控室、区議会図書室、区議会事務局
6階	区長室・副区長室、政策経営部(総務課、人事課、広報広聴課、施設経営課、契約課、企画課、財政課、デジタル政策課)、地域振興部(国際平和・男女平等人権課、文化振興課、生涯学習・スポーツ課)
5階	環境まちづくり部(環境まちづくり総務課、環境政策課、道路公園課、建築指導課、景観・都市計画課、住宅課、地域まちづくり課)、地域振興部(安全生活課)、政策経営部(情報システム課)
4階	政策経営部(災害対策・危機管理課)、選挙管理委員会事務局、地域振興部(統計課)、教育長室、子ども部(子ども総務課、子ども施設課、学務課、指導課)
3階	障害者就労支援施設ジョブ・サポート・プラザ ちよだ、障害者就労支援センター、保健福祉部(福祉総務課、生活支援課、障害者福祉課、高齢介護課)
2階	総合窓口、地域振興部(コミュニティ総務課、総合窓口課、税務課)、保健福祉部(保険年金課)、子ども部(子ども支援課、子育て推進課)、区民相談室、区政情報コーナー
1階	さくらベーカリー(パン工房・ショップ)、区民ホール、休日・夜間受付、庁舎防災センター
地下1階	来庁者用駐車場



出張所・区民館



区役所(総合窓口)・組織の案内

■ 麹町出張所・麹町区民館 麹町2-8 ☎3263-3831
 ■ 麹町集会室 麹町2-2-36
 ■ 一番町集会室 一番町10

■ 富士見出張所・富士見区民館 富士見1-6-7 ☎3263-3841

■ 九段上集会室 九段南2-9-6
 (利用申込・問合せは、富士見出張所へ ☎3263-3841)

■ 神保町出張所・神保町区民館 神田神保町2-40 ☎3263-0741

■ 神田公園出張所・神田公園区民館 神田司町2-2 ☎3252-7691
 ■ 内神田集会室 内神田1-1-3

■ 万世橋出張所・万世橋区民館 外神田1-1-13 ☎3251-4691
 ■ 和泉橋出張所・和泉橋区民館 神田佐久間町1-11-7 ☎3253-4931
 ■ ふれあい会館 神田須田町2-17

▶ 出張所での主な取り扱い業務



出張所でも総合窓口課と同様に、住民異動に関わる各種届け出を行うことができます。
出張所での主な取り扱い業務は、次の表のとおりです。

平日（月～金曜日）の午前8時30分から午後5時までの取り扱い業務	
証明等の業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写し ● 広域交付の住民票（午前9時～午後4時30分まで） ● 住民票の記載事項証明 ● 印鑑登録事務 ● 印鑑登録証明 ● 全部事項証明（戸籍謄本） ● 個人事項証明（戸籍抄本） ● 戸籍の附票の写し ● 身分証明書 ● 不在住証明書等の発行 ● 課税証明 ● 納税証明
届出等の業務	転出・転入等、住民票の異動の届け出
	国民健康保険・国民年金・高齢者医療・児童手当など各種届出
	妊娠届（母子手帳の交付）
	畜犬の登録、注射済票交付
収納業務	各種公金（住民税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料など）の収納
その他	区民館利用受付（予約、支払いなど）、その他相談受付

▶ 出張所出前サービス

身体的な理由や家族の介護等で外出が困難な区民の方に、住民票や戸籍等の証明書をご自宅にお届けします。

■利用できる方

- ①身体的な理由で外出が困難な高齢者のみの世帯の方
- ②障害(病気・骨折等による一時的な状態を含む)があるため外出が困難で、代わりに手続きをしてくれる人がいない方
- ③乳幼児の看病のため、外出が困難な方

■サービス内容

- ①出張所で取り扱う主な証明書の交付
 - ・住民票の写し
 - ・印鑑証明
 - ・全部事項証明(戸籍謄本)、個人事項証明(戸籍抄本)
 - ・税証明
- ②区民サービスに関する相談

■利用時間

平日の午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日および夜間を除く)

■利用方法

- ①利用希望者や関係者(民生委員児童委員、近隣住民の方等)が最寄りの出張所に電話等で申し込む。
- ②出張所が外出困難な状況や希望のサービス内容を確認し、訪問日時を決める。
- ③身分証明書を携帯した出張所職員が利用希望者のご自宅を訪問する。
- ④本人確認(運転免許証やマイナンバーカード等)を確認したうえで書類を渡す。
- ⑤証明書の手数料をいただき、その場で領収書を発行する。

※即日対応ができない場合や証明書発行のために、ご自宅を複数回訪問することがあります。



▶ 区民館・集会室



区民館
利用案内

▶ 利用の手続き

用途	利用時間	利用者の範囲	休館日
会議やサークル活動に利用できます。営利目的および施設の設置目的に反する場合は利用できません。	午前9時～午後10時 (午前・午後・夜間の3区分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内在住・在勤・在学者 ● 構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学する団体 	年末年始(12月29日～1月3日)・各施設の保守点検等による休館日

■ 申込方法

利用申込書と利用者の名簿を窓口へ提出して使用料を支払い、利用承認書の交付を受けてください。

■ 団体登録

団体で利用するときは、団体登録をすると、利用申請ごとの名簿の提出が不要になり便利です。
また、電話・インターネット予約ができます。団体登録には登録申請書と構成員全員の名簿が必要です。

■ 受付

原則として利用したい日の前月1日から利用申込みを受け付け(1日が土曜・日曜・祝日のときは、その翌開庁日)

- 受付開始「初日」 利用したい区民館と集会室を管轄する出張所で電話にて受け付け
- 「2日目」以降 各出張所・ちよだパークサイドプラザ・昌平童夢館・神田さくら館・富士見みらい館で、すべての区民館と集会室の利用申し込み、予約、空き室状況の照会を受け付け

- 6日目から3日前(麹町・一番町・内神田の各集会室は4日前)まで、インターネットでの予約可(空き室状況の照会は、登録しなくても利用可)。



施設予約
システム

■ 利用上の注意事項など

- 利用日の前日(土曜・日曜・祝日にあたる場合はその前日)までに使用料を添えて申し込みをしてください(麹町・一番町・内神田の各集会室は、土曜・日曜・祝日を含まないで3日前)。
- 町会等の団体には、使用料の減額・免除制度があります。
- 区内の企業が社内会議や社内研修で使うこともできます。ただし、受け付けは原則として前月の6日からになります。

保健所

▶ 千代田保健所

病気を予防し、健康な暮らしを守るために母子保健、感染症、健康づくり等に関する各種健診や相談を行っています。

所在地 九段北1-2-14 ☎5211-8161

交通 地下鉄九段下駅5番出口から徒歩1分

● 生活衛生課

日常生活に関係する営業や事業を行う人や、施設を対象とした許可手続き等を行っています。

所在地 九段南1-6-17 千代田会館8階

☎5211-8166

交通 地下鉄九段下駅A4出口から徒歩5分

※試験検査係を除く。



各種相談

▶ 区民相談室 (区役所 2階)



総合窓口課 ☎5211-4176

法律や税務などの専門相談や日常生活の相談など、それぞれ専門知識と経験豊富な相談員が皆さんの相談に無料で応じています。

対 象 区内在住・在勤・在学者



各種
相談

	相談名	相談内容	相談日・相談時間	相談員
専門 相談	法律相談	借地・借家、相続、婚姻、金銭貸借、交通事故等の法律問題全般	水・金曜日 (第5水・金は休み) 午後1時～3時45分 (予約制)	弁護士
	税務相談	確定申告、相続税、贈与税等、税金の相談	第2・第4木曜日 午後1時～3時30分 (予約制)	税理士
	司法書士相談	遺言、相続、登記、会社法務、借地借家、敷金・貸金返還、成年後見等	第2木曜日 午後1時～3時30分 (予約制)	司法書士
	不動産相談	地代・家賃・賃貸借契約・不動産の売買等の不動産全般	第1・第3木曜日 午後1時～3時30分 (先着順)	宅地建物取引士
	土地家屋調査士相談	土地や建物の調査・測量・不動産登記の申請手続き、土地の境界等	第3木曜日 午後1時～3時30分 (先着順)	土地家屋調査士
	行政書士相談	相続、許認可手続、法人設立、外国人ビザ、契約書類作成等	第1・第3火曜日 午後1時～3時30分 (先着順)	行政書士
	社会保険・労務相談	社会保険や労働条件等、仕事上の悩み・心配ごと	第2火曜日 午後1時～3時30分 (先着順)	社会保険労務士
行政相談	国や独立行政法人・特殊法人・公庫の業務に関する苦情・要望等	行政相談委員		
一般 相談	区政に関する相談	区政に関する問合せ、提案・要望などの相談	毎日 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時	区職員
	日常生活相談	日常生活の一般的な相談		

※法律相談、税務相談、司法書士相談は予約制です。空きがあれば当日でも受け付けます (法律相談は午後3時15分まで、税務相談及び司法書士相談は午後3時まで)。その他の専門相談は、当日の午後0時30分から3時まで先着順で区民相談室事務室 (区役所2階) にて受け付けます。

※専門相談の相談時間は30分以内です。電話での相談は受け付けていません。

※相談日が、祝日・年末年始と重なるときは休みです。

※8月の専門相談は、法律相談のみ行います。相談日は、総合窓口課区民相談室にお問い合わせください。

※不動産相談は、1月の第1木曜日は休みです。

※法律相談及び税務相談の利用上の注意点

- ①書類 (契約書等) の作成及び全文点検は行いません。
- ②弁護士・税理士の氏名は答えしていません。
- ③弁護士・税理士に仕事を依頼することはできません。また、弁護士・税理士のあっせんは行いません。
- ④法律相談では、示談のあっせん、直接の仲裁は行いません。
- ⑤法律相談における相談回数は原則1回です。ただし、同一案件中で新たな問題が生じた場合等においては、最大3回まで相談ができます。
- ⑥法律相談においては、係争中の事案・弁護士に依頼済みの案件はお受けできません。
- ⑦企業・法人の相談、個人事業主の営業上の相談はお受けできません。
- ⑧30分の相談時間の中で、弁護士に説明し助言を受けるので、質問メモや資料等をお持ちになると便利です。

▶ 各種相談

区役所の各種相談窓口は祝日、年末年始は休みです。

※日時は変更する場合があります。事前にお問い合わせください。

▶ 税

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
国税に関する相談	税に関することや、事情により税金を納期限までに納められないなど税に関する事全般	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時 (音声案内に従い「1」を選択)	麴町税務署	3221-6011
都税に関する相談		月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	神田税務署	4574-5596
区税の相談		月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	千代田都税事務所相談	3252-7141
				税務課課税係	5211-4192
				納税促進係	5211-4193
				特別整理係	5211-4195

▶ 健康

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
患者の声の相談	区内診療所などの利用者や家族から医療に関する相談	平日(年末年始を除く)	午前9時～12時、午後1時～5時	千代田保健所患者の声相談専用電話	5211-8100
はみがき教室(予約制)	歯科衛生士による乳幼児のむし歯や歯肉炎予防の歯磨き実技などの個別相談	月3回	詳細は問合せ先へ	千代田保健所	健康推進課 歯科相談係 5211-8178
ビーバー相談(予約制)	1歳0か月の歯科健診・はみがき実習・歯と口に関する相談	月1回	午後1時～3時45分		
歯科保健相談(予約制)	乳幼児を対象に歯科健診・むし歯予防のためのフッ化物塗布や相談。妊産婦のための歯科健診も実施	月4回～5回	詳細は問合せ先へ		
食べ方相談(予約制)	乳幼児の食べ方の心配に関する個別相談	月1回	午後1時30分～4時		
アレルギー総合相談(予約制)	中学生までの子どもとその保護者を対象とした、医師による相談	月1回程度	午前9時30分～10時		
健やか親子相談(予約制)	妊婦や未就学児とその保護者を対象とした、心理相談員による子育て相談	月1回程度	午後1時15分～4時	千代田保健所ほか	
骨密度測定会(予約制)	区民(16歳以上)の方を対象に骨密度と体成分測定を有料で実施	月1回	「広報千代田」でお知らせします。	千代田保健所	健康推進課 健康推進係 5211-8171
生活習慣病予防相談(予約制)	体成分測定および生活習慣病予防の観点からの運動相談、栄養相談、保健相談	月1回(骨密度測定会と同時実施)			





各種相談

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
心の相談室 (予約制)	精神科医と保健師等による家庭や職場内での心の問題の相談(認知症相談も可)	月2回	午後1時30分～3時30分	千代田保健所ほか	健康推進課 保健相談係 5211-8175
難病相談室 (予約制)	神経難病の方やその家族、支援をしている方を対象とした、理学療法士、保健師による家庭でのリハビリ方法等の相談	詳細は問合せ先へ		千代田保健所	

▶子ども

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
いじめ・悩み相談ホットライン	子どものいじめ等に関すること	365日毎日	24時間いつでも	委託事業者	3264-4397
千代田っこホットライン	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	365日毎日	24時間いつでも	電話相談(児童・家庭支援センター、委託事業者)	3256-8150 (相談・予約専用)
子育てコーディネーターによる相談	子育ての悩みの相談や多様なニーズに応じた子育ての悩み相談(電話相談もあり)	月曜～金曜日	午前9時～午後5時	子育て推進課子育て推進係	5211-3652
		月曜～金曜日 土曜日	午前10時～午後6時 午前10時～午後5時	子育てひろば「あい・ぽーと」 麴町	3556-8474
子どもと家庭に関わる総合相談	18歳未満のお子さんとそのご家族の相談	月曜～土曜日	午前9時～午後5時	児童・家庭支援センター (神田司町2-16 神田さくら館6階)	5298-5521
教育相談(予約制)	教育についてのさまざまな相談	月曜～金曜日 土曜日	午前10時～午後6時 午前9時～午後5時		3256-8140
子どもの健康相談(予約制)	子どもの発達についての相談	医師＝月1回 言語＝月2回 心理＝随時	午前9時～午後5時 事前申し込み制		5296-9281
東京都児童相談センター	子どもに関する相談、虐待など	来所相談 月曜～金曜日	午前9時～午後5時	新宿区北新宿4-6-1	5937-2317 夜間・休日・緊急連絡 5937-2330
児童相談所全国共通ダイヤル	児童の虐待に関すること	365日毎日	24時間いつでも	お近くの児童相談所につながります	189 (通話料無料)
児童相談センター よいこに電話相談	子どもに関するさまざまな相談	月曜～金曜日	午前9時～午後9時	東京都児童相談センター (新宿区北新宿4-6-1)	3366-4152
		土曜・日曜・祝日	午前9時～午後5時		
ヤングテレホンコーナー	子どもについての悩みごと	365日毎日	24時間いつでも	警視庁少年育成課少年相談係	3580-4970

▶ 高齢者

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
総合相談・支援	高齢者の生活や介護、介護予防、高齢者虐待に関する相談・支援	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	在宅支援課	6265-6483 6265-6484 (虐待専用)
		365日毎日	24時間いつでも	相談センター(九段南1-6-10かがやきプラザ1階)	3265-1165
		月曜～土曜日 (祝日も可能)	午前9時～午後6時	高齢者あんしんセンター麹町(一番町12いきいきプラザ一番町) 高齢者あんしんセンター神田(神田淡路町2-8-1 かんだ連雀)	3265-6141 5297-2255
かがやきカウンセリングルーム	介護の悩みやストレスなど介護に関する事、認知症への不安や介護の仕事についての相談	第2土曜日	午後1時～4時	かがやきプラザ4階 研修室(九段南1-6-10)	6265-6560 かがやきプラザ 研修センター
		第4水曜日	午前10時～午後1時		
健康相談	健康医療相談	第3金曜日	午前10時～正午	高齢者活動センター(九段南1-6-10 かがやきプラザ5階) ※ご利用には高齢者活動センターの登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。	3265-1161
	運動器相談	第3火曜日	午後2時30分～4時		

▶ 障害のある方

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
生活相談	身体・知的に障害のある方の生活全般	月曜～金曜日	午前9時～午後5時	障害者福祉課(区役所3階)	5211-4217 [FAX]3556-1223
健康相談	心身に障害のある方の健康(内科)	第3金曜日	午後1時30分～3時30分	障害者福祉センターえみふる(神田駿河台2-5)	3291-0600 [FAX]3291-0608
千代田区障害者虐待防止センター	障害者の虐待についての通報・相談	365日毎日	24時間いつでも	委託事業者	5226-7373
障害者就労相談室(予約制)	障害等のある方の「働くこと」についての相談	第3水曜日	午前10時～午後4時	障害者就労支援センター(区役所3階)	3264-2153
障害者よろず相談	障害のある方や手帳を持たない心の病等のある方やその家族の、身近な困りごと全般	月曜～金曜日 土曜日	午前9時～午後7時 午前10時～午後5時	障害者よろず相談 MOFCA(モフカ) (一ツ橋1-1-1パレス サイドビル1階)	6269-9755 [FAX]6269-9754

※精神障害の方は千代田保健所健康推進課へ。

▶ 保健福祉

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
保健福祉 オンブズパーソン (予約制)	保健福祉サービス全般の相談や苦情など	第2火曜・第4水曜日 郵送での相談も受け付けます。	午後2時～4時	相談予約・申立書の郵送先 福祉総務課厚生係 (区役所3階)	5211-4211





▶生活衛生

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
食品衛生の相談	飲食店等をはじめの際の許可手続き、調理師などの免許申請の受け付け、食品衛生全般に関する相談	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活衛生課食品監視指導係(麴町地域)	5211-8169
				生活衛生課食品監視指導係(神田地域)	5211-8168
食品表示の相談	食品の表示に関する事	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活衛生課食品表示担当	5211-8207
環境衛生の相談	理容・美容、クリーニング、ホテル、興行場、浴場などの許可手続きや衛生指導、飲み水や室内空気の汚れなどの相談	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活衛生課環境衛生係	5211-8166
害虫やネズミの相談	感染症の発生を防止するためのネズミ、蚊・ハエに関する相談	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活衛生課環境衛生係	5211-8166
住まいの環境調査	ダニ・カビなどを原因とするアレルギーや家の新築・リフォームなどによるシックハウス症候群に関する相談	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活衛生課環境衛生係	5211-8166
受動喫煙防止対策の相談	受動喫煙を防止するために施設が行わなければならないことや受動喫煙での困りごとの相談	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活衛生課受動喫煙防止担当	5211-3669

▶道路

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
道路の陥没や排水、街路樹や街路灯に関する通報・相談	区道に関する事	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	道路公園課維持係	5211-4243
		月曜～金曜日	午前9時30分～午後5時	東京都「道の相談室」	3340-1350
	都道に関する事	月曜～金曜日	午前9時～午後5時	(都)第一建設事務所庶務課	3542-0682
		月曜～金曜日	午前9時30分～午後5時	国土交通省(関東地方整備局)「道の相談室」	048-600-4970
		月曜～金曜日	午前9時15分～午後6時	国土交通省東京国道事務所	3512-9090

くらし



各種相談

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先	
生活保護相談	生活保護の相談に関すること	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活支援課 (区役所3階)	5211-4216	
くらしと仕事・家計に関する相談	仕事や生活に関する困りごと	月曜～金曜日			5211-4126	
ひとり親相談	ひとり親家庭に関すること					
女性相談	女性が抱えるさまざまな悩みに関すること					
年金相談	国民年金に関すること	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	保険年金課 (区役所2階)	5211-4202	
				千代田年金事務所 (三番町22)	3265-4381	
建築物の相談	すまいの新築・増築・改築など	月曜～金曜日	午前8時30分～午後5時	建築指導課 (区役所5階)	5211-4308	
	近隣の建築計画によるプライバシー・工事被害等に関すること			環境まちづくり総務課建築紛争調整担当 (区役所5階)	5211-3608	
消費生活相談	消費生活に関すること	月曜～金曜日	午前9時～午後4時30分	消費生活センター (千代田会館8階)	5211-4314	
		月曜～土曜日	午前9時～午後5時	東京都消費生活総合センター (新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ内)	3235-1155	
多重債務特別相談 (予約制)	多重債務に関すること	第4月曜日	午後1時～4時 受付は3時15分まで	区民相談室 (区役所2階)	5211-4314	
男女共同参画センター MIW 相談室	一般相談 (予約制)	毎週月曜・水曜・木曜・金曜・土曜日 午前10時30分～午後3時30分 毎週火曜日 午後4時30分～8時30分		男女共同参画センター MIW (ミュウ) (区役所10階)	5211-4316 (相談専用)	
	法律相談 (予約制)	女性弁護士の法律相談 (女性のみ対象)	第2火曜日			午後1時～3時30分
	LGBTQ相談 (予約制)	性自認・性的指向に関する悩みや困りごと	第2・第4木曜日			午後4時30分～7時30分
人権身の上相談 (予約制)	人権の侵害や身の上の心配ごと	第2月曜日 (祝日を除く)	午後1時～3時	区民相談室 (区役所2階)	5211-4166	
公害の苦情・相談	騒音・振動・悪臭・大気汚染などの相談			環境政策課公害指導係	5211-4254	
賃貸・リフォーム・不動産取引に関する相談 (予約制)	賃貸ホットライン	月曜～金曜日	午前9時～午後5時30分	(都)住宅政策本部 民間住宅部不動産業課	5320-4958	
	不動産取引に関する相談	月曜～金曜日	午前9時～午後5時30分		5320-5071	
	不動産業者について調べるとき	月曜～金曜日	午前9時～午後5時30分		5320-5072	
不動産取引で弁護士による対応が必要な相談 (予約制)		平日	午前9時～午後4時 (1回の相談時間は20分)	(都)不動産取引特別相談室	5320-5015	



▶ マンション管理

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
マンションの維持・管理相談支援	管理・修繕・建替え・管理組合運営などの相談	月曜～金曜日	午前9時～午後5時	まちみらい千代田 (プラットフォームスクエア4階)	3233-3223
マンション管理計画認定制度事前相談	区内分譲マンション管理組合が作成した管理計画の認定に関する事前相談	月曜～金曜日	午前10時～午後4時	まちみらい千代田 (プラットフォームスクエア4階)	3233-3223

▶ 仕事上のこと

相談名	内容	相談日	時間	場所	問合せ先
経営相談 (予約制)	中小企業の経営に関すること	月曜～金曜日	午前9時～午後5時 受付は午後4時まで	商工観光課 (千代田会館8階)	5211-4344
ビジネス法律相談 (予約制)	ビジネス上の法律相談	随時受付	午前10時～午後4時 事前申込制	まちみらい千代田 (プラットフォームスクエア4階)	3233-7558

▶ 民生委員児童委員

福祉総務課厚生係

☎5211-4211

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。担当する地域で暮らしや福祉に関する相談に応じています。また、民生委員は児童委員を兼ねており、子育てに関する支援もしています。

▶ 国の行政に関する相談
(行政苦情 110 番)

総務省東京行政評価事務所

きくみみ東京

☎0570-090110

(上の番号が利用できない場合は☎3363-1100)

▶ 都政に関する相談・
都民一般相談

☎5320-7725



各種助成等

医療費等



各種助成等

▶ こども・高校生等医療費の助成

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童が健康保険の対象となる診療を受けたときに、自己負担分の医療費を助成します。



※都外医療機関で受診された場合や都外の国民健康保険組合に加入の方は、現金給付による助成

▶ 心身障害者の医療費助成

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

「愛の手帳」1～2度、「身体障害者手帳」1～2級と3級の内部障害者、「精神障害者保健福祉手帳」1級で、健康保険に加入している方が診療を受けるとき、国民健康保険、各種社会保険等からの給付額を差し引いた自己負担額の一部が助成されます(所得制限・年齢制限があります)。



▶ 小児慢性特定疾病医療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

悪性新生物(がん)、慢性腎疾患など小児慢性特定疾病にかかる児童に対する小児慢性特定疾病医療費助成(都制度)の手続きを受け付けます。



▶ 身体障害者の自立支援医療(更生医療)

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、原則として東京都心身障害者福祉センターが必要と認めた方が対象です。



障害の程度を軽減または除去するために行う手術等にかかる医療費について、健康保険の自己負担額を助成します(所得税額に応じて別途自己負担と一部所得制限があります)。

▶ 難病患者の医療費助成

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

難病医療費助成の対象疾病にかかっている方で医療費助成の認定基準を満たしている方に、難病を治療するための医療費のうち、健康保険及び介護保険の適用後の自己負担額の一部を助成します。



▶ 精神障害者の自立支援医療費助成

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

障害者総合支援法に基づき、精神障害者が通院治療を受ける場合、医療費を東京都が負担します。同一保険世帯の住民税額等に応じて自己負担額が定められています。



▶ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

千代田保健所健康推進課感染症対策係 ☎5211-8173

東京都が実施しているB型、C型ウイルス肝炎治療医療費助成の手続きを受け付けています。



▶ 結核患者の医療費助成

千代田保健所健康推進課感染症対策係 ☎5211-8173

周りの方に感染させるおそれがあるために入院治療が必要と判断された場合には、原則として、結核医療費が全額助成されます(世帯の所得により、一部負担あり)。



通院で治療する方は、結核医療費のうち医療保険適用後の自己負担額が原則5%になります。ただし、区民税非課税の方は自己負担分が助成される制度があります。

▶ 大気汚染(ぜん息患者)の医療費助成

千代田保健所地域保健課地域保健係 ☎5211-8174

東京都の区域内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有し、大気汚染の影響を受けたと推定される疾病(気管支ぜん息等)にかかった方が対象です。新規の申請は、18歳未満の方のみが対象で、健康保険等適用分を差し引いた自己負担額(入院時の食事療養費等を除く)が助成されます。気管支ぜん息のほか慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫にかかった方も対象です。申請により認定されると「医療券」が交付されます。



※現在認定を受けて医療券をお持ちの方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能。健康保険等適用分を差し引いた自己負担額(入院時の食事療養費等を除く)のうち、月額6,000円までは自己負担

▶ 不妊検査等助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

東京都の不妊検査等助成を受けており、不妊検査等開始日から申請日まで、夫婦(事実婚も含む)のいずれかが継続して区内に住所を有している方に、不妊検査等に要した費用と東京都の助成額の差額(上限2万5千円)を助成します。



※助成回数は夫婦1組につき1回

▶ 特定不妊治療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

東京都の特定不妊治療費助成(新規の受付は終了)を受けており、申請時に夫婦(事実婚も含む)のいずれかが区内に住所を有している方に、東京都の助成額の1/2の額(上限15万円)を助成します。



▶ 妊娠高血圧症候群医療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

妊娠により、高血圧になったり、尿たん白の数値が悪化したりして入院加療を必要とする方に医療費を助成します。



▶ 未熟児の医療費助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

身体の発育が未熟なままで生まれ入院を必要とする方に対して、医療費を公費で負担します(世帯の所得により一部自己負担があります)。



▶ 自立支援医療費助成(育成医療)

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

身体に障害のある児童(18歳未満)が、指定育成医療機関で受ける障害を除去する効果が期待できる医療の医療費の一部を助成します(所得制限あり)。



▶ ひとり親家庭等の医療費助成

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

ひとり親家庭等の父母等の養育者及びその児童が病院や診療所で診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を助成します(所得制限あり)。



各種助成等



各種助成等

▶ 発達障害等の療育経費助成

児童・家庭支援センター発達支援係 ☎5296-9281

発達障害等の子ども(0歳～18歳になって最初の3月31日まで)が、専門性のある療育・相談機関等で検査・相談・療育を受けた際の経費の一部を助成します。



▶ 難聴者補聴器購入費助成

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

聴覚の身体障害者手帳の対象とならない程度で、日常生活に支障がある方を対象に、補聴器購入費の9割を助成します(50,000円を限度)。



購入する前に申請が必要です。聴力レベル基準、所得制限があります。

▶ 中等度難聴児発達支援事業 (18歳未満を対象とした補聴器購入費助成)

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

聴覚の身体障害者手帳の対象とならない程度で、18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の9割(上限123,300円)を助成します。ただし生活保護法による被保護世帯または区民税非課税世帯には、10割(上限137,000円)を助成します。



また、補聴器の装用に関する専門家の調整を受ける場合2,000円の加算、デジタル式補聴器の付属品を同時に購入する場合、別途加算があります。

購入する前に申請が必要です。聴力レベル基準、所得制限があります。

▶ がん患者のウィッグ等購入費助成

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

がんと診断され、現在その治療を行っている方で、がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等により、ウィッグや帽子、胸部補整具を必要とする方に対し、購入やレンタル等にかかった実費(上限30,000円)を助成します。
※申請は、対象者1人につき1回限り(18歳未満



の方を除く)。申請期限は購入やレンタル等の費用を支払った日の翌日から1年以内

▶ 若年がん患者在宅療養支援事業

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

40歳未満でがんの末期状態と診断された方に対し、訪問介護や福祉用具の貸与、購入のための費用などを助成します。



※助成を希望する場合は事前に申請が必要

▶ はり・きゅう・マッサージ施術補助

保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4205

後期高齢者医療係 ☎5211-4206

40歳以上の国民健康保険の加入者および後期高齢者医療制度の加入者が、区が指定している施術所で、はり・きゅう・マッサージを受ける際に、補助する利用券があります。ただし、保険料に未納がある方は補助を受けることができません。

▶ 人間ドックの利用補助

保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4205

後期高齢者医療係 ☎5211-4206

40歳以上の国民健康保険の加入者および後期高齢者医療制度の加入者が、区と協定している医療機関で人間ドックを受診するときに20,000円を補助をします。事前に申し込んでください。ただし、75歳以上の方は長寿健診を受診しない方に限ります。また、保険料に未納がある方は補助を受けることができません。

子ども

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

▶ 児童手当

中学校修了前の児童を養育しているとき、手当が受けられます(所得制限があります)。



▶ 児童育成手当

死亡や離婚などの理由により父または母がいない18歳までの児童は、児童育成手当が受けられます(所得制限があります)。



▶ 児童扶養手当

18歳までの児童(中度以上の障害があるときは20歳未満)で、次に該当するときに受けられます。



- ・父または母がいないとき
- ・父または母に重度の障害があるとき

※受給資格者または児童が公的年金を受けられるとき(児童が額加算対象の場合を含む)は、全部または一部が支給停止

▶さらに、児童扶養手当受給世帯には次のような減免制度があります。

■JR通勤定期の割引・都営交通の無料乗車券

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

■粗大ごみ処理手数料の免除

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

粗大ごみ受付センター ☎5296-7000

・収集日の14日前までに粗大ごみ受付センターに連絡

・収集日の7日前までに申請書、児童扶養手当証書の写しを千代田清掃事務所に郵送

■都営水道料金の基本料金免除

(都)水道局千代田営業所 ☎5298-5351

領収書、児童扶養手当証書を持参または領収書と子育て推進課発行の証明書を郵送

▶ 児童育成手当(障害手当)

20歳未満の児童で「愛の手帳」1～3度程度、「身体障害者手帳」1～2級程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症のときに受けられます(所得制限があります)。



▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の児童で「愛の手帳」1・2度程度(一部3・4度を含む)、「身体障害者手帳」1～3級程度(下肢障害は一部4級を含む)のときに受けられます(所得制限があります)。



▶ 次世代育成手当

年齢や所得の制限により児童手当を受けられない高校生相当年齢(18歳)までの児童を養育しているとき、次世代育成手当が受けられます。



各種助成等



各種助成等

ひとり親家庭

▶ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当を支給されているなどの条件を満たしている方への、主体的な技能取得や能力開発等の取り組みを支援する給付金制度です。事前にご相談ください。



▶ 養育費確保支援

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

ひとり親で養育費に関する公正証書等の作成その他養育費確保に係る手続きを行った方へ、その費用を一部助成します。要件がありますので、事前にご相談ください。



教育関係

▶ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

区内にお住まいでお子さんが私立幼稚園等に通園している世帯に、保育料等の一部を助成しています。



▶ 就学援助

学務課学務係 ☎5211-4284

区内に住み、お子さんが小学校・中学校等に通学している保護者の方で、生活保護を受けている方、またはこれに準ずると教育委員会が認める方に給食費や学用品費などを援助しています(所得制限があります)。



▶ 外国人学校児童・生徒の保護者への補助

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

外国人学校に在籍する児童・生徒(外国籍または日本を含む重国籍の方)の保護者に対し、補助金を交付しています。



高齢の方

▶ 高齢者福祉住環境整備

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

65歳以上の方で、日常生活動作に困難があり、住宅の改修が必要と認められた場合に、その改修費用の一部を給付します(事前申込制)。



▶ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

70歳になる誕生日を過ぎてから、すべての運転免許証を返納した方を対象に、5,000円分が利用できる交通系ICカードを交付します。なお、申請期間は返納した日から1年以内です。



▶ 高齢者向け返済特例制度

①住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度

住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-0860-35

(一財) 高齢者住宅財団 ☎6880-2781

満60歳以上の高齢者の方が、マンション建替え事業等の住宅を建設・購入する場合や自ら居住する住宅に部分的バリアフリー工事、耐震改修工事またはヒートショック対策工事を施すリフォームを行う場合、返済に関する特例制度が利用できます。



リフォーム融資



まちづくり融資

②千代田区高齢者向け返済特例制度助成

住宅課住宅管理係

☎5211-3607

住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」を利用した融資を申し込んだ高齢者の方に、(一財)高齢者住宅財団で行った簡易不動産鑑定費用と融資に伴う債務保証料の一部を助成します。



▶ リフト付福祉タクシー

区内在住で、車いすを利用しているなど乗用車タイプのタクシーを利用することが困難な方がご利用いただけます。

▶ 利用料金

迎車料金は区が負担していますので、一般のタクシーメーター料金のみ負担となります。
※福祉タクシー券がご利用できます。

▶ 利用方法

タクシー会社(日立自動車交通株)☎5682-6294)に直接予約してください。予約は1か月前から前日まで受け付けます(配車できる車両台数に限りがありますので、満車の場合にご利用できない場合があります)。

障害のある方

▶ 障害者福祉手当(区制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

「愛の手帳」1～4度、「身体障害者手帳」1～3級、「精神障害者保健福祉手帳」1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、戦傷病者(第3項症まで)、難病医療費助成の対象疾病の方が受けられます。所得制限があります。

※新規申請は65歳未満の方が対象

月額 15,500円(身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は10,500円)



▶ 東京都重度心身障害者手当(都制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

- ①重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
- ②重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方
- ③重度の肢体不自由で両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の身体障害のある方。所得制限があります。

※新規申請は65歳未満の方が対象

月額 60,000円



▶ 特別障害者手当(国制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

心身に著しい重度の障害があるため日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方が受けられます。所得制限があります。

月額 27,980円(令和5年4月～)



▶ 障害児福祉手当(国制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

心身に著しい重度の障害がある20歳未満の方が受けられます。所得制限があります。

月額 15,220円(令和5年4月～)



▶ 福祉手当(経過措置)(国制度)

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

昭和61年3月31日現在、改正前の国制度の福祉手当を受給していた方が受けられます。所得制限があります。

月額 15,220円(令和5年4月～)



各種助成等



各種助成等

▶ 福祉タクシー券の支給

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害者、難病患者の方がタクシーを利用するとき、その料金の一部を助成する利用券を支給します(資格要件があります)。



▶ 自動車燃料費助成

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害者、難病患者の方が使用する自動車の燃料費の一部を助成しています(資格要件があります)。



▶ リフト付福祉タクシー

区内在住で、車いすを利用しているなど乗用車タイプのタクシーを利用することが困難な方がご利用いただけます。

▶ 利用料金

迎車料金は区が負担していますので、一般のタクシーメーター料金のみ負担となります。

※福祉タクシー券がご利用できます。

▶ 利用方法

タクシー会社(日立自動車交通㈱☎5682-6294)に直接予約してください。予約は1か月前から前日まで受け付けます(配車できる車両台数に限りがありますので、満車の場合ご利用できない場合があります)。

▶ 自動車改造費の助成

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

身体障害者の方が所有し、運転する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造するときに、経費の一部を助成します(資格要件があります)。

▶ 自動車運転免許取得費補助

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害者の方が、自動車運転免許を取得するときに、経費の一部を補助します(資格要件があります)。



▶ 都営交通の無料乗車券

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

身体障害者手帳、愛の手帳などを持っている方に都営交通の無料乗車券を交付します。



▶ 精神障害者都営交通乗車証

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、都営交通無料乗車証の交付を受けることができません。手続きは、都営交通の定期券売り場で行ってください。

くらし

▶ 飼い主のいない猫の手術費の一部助成

千代田保健所地域保健課動物愛護担当 ☎6256-8177

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を希望される方に、手術費の一部を助成します。

▶ 生ごみ処理機購入費の助成

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ごみの減量とリサイクル促進のために、家庭用生ごみ処理機購入費の助成を行っています。



助成金額

購入金額(税込)の3分の2(上限30,000円)

▶ 家賃等の助成

住宅課住宅管理係

☎5211-3607

家賃等の一部を助成します。所得制限、要件等がありますので、詳しくはお問い合わせ、または区のホームページ(二次元コードからアクセス可)をご覧ください。

①次世代育成住宅助成

親元近居のために住替えを行う子育て世帯・新婚世帯や、子どもの誕生・成長に伴い区内転居する子育て世帯を対象に、家賃・住宅ローンの一部を助成します。



②居住安定支援家賃助成

高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯が、取り壊し等により転居が必要な場合や、やむを得ない事由により世帯の所得が著しく減少した場合などに、家賃等の一部を助成します。



▶ マンション安全・安心整備助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

マンション管理組合が、共用部分に手すり等を設置、またはエレベーターに地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・その他停電時自動着床装置の設置を含むエレベーターのリニューアル工事、防犯カメラの新設・更新を行う場合に、その費用の一部を助成します。

▶ 耐震化促進助成制度

建築指導課構造審査係

☎5211-4310

旧耐震基準による建築物(昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物)の耐震化や、要除却ブロック塀等の改善を促進するため、費用の一部を助成します。



①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

特定緊急輸送道路に接する建築物の所有者を対象に、補強設計及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

②建築物の耐震化促進

事務所や店舗等の所有者(法人の場合は中小企業等)を対象に、耐震診断・補強設計に要する費

用の一部を助成します。

③住宅付建築物の耐震化促進

事務所や店舗等の一部に住宅がある建物の所有者(法人の場合は中小企業等)を対象に、住宅部分の耐震改修等に要する費用の一部を助成します。

④マンション等の耐震化促進

分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者を対象に、耐震診断・補強設計・耐震改修等に要する費用の一部及びアドバイザー派遣に要する費用を助成します。

⑤木造住宅の耐震化促進

木造住宅に居住する高齢者のみの世帯や要介護認定者を含む世帯等を対象に、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します(令和7年度までは、世帯の要件はなく、居住者のいるすべての木造住宅が対象となります)。

⑥要除却ブロック塀等の改善促進

道路などに面する高さ1m以上のブロック塀などで、地震時に倒壊するおそれのあるものを対象に、撤去及び撤去後に行う軽量フェンス等の設置に要する費用の一部を助成します。

▶ ヒートアイランド対策助成

環境政策課エネルギー対策係

☎5211-4256

■緑化への助成

建物の屋上や壁面への緑化を行う方へ費用の一部を助成します。

■高反射率塗料などへの助成

建物の屋上や壁面への高反射率塗料の塗布、窓ガラスへの日射調整フィルムの貼付、ドライ型ミスト発生装置の設置を行う方へ費用の一部を助成します。

▶ マンションのコミュニティ活性化事業助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

マンションの維持管理や防災対策、管理組合活動などを円滑に進めるため、その前提となるコミュニティ形成に関するイベントを実施する際、費用の一部を助成します。



各種助成等



各種助成等

▶ マンション劣化診断調査費助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

将来予定される大規模修繕に計画的に取り組む目的で、建物及び設備について調査を実施する場合に、当該調査費(調査費及び長期修繕計画の作成・見直しを含む)や簡易耐震診断に要する費用の一部を助成します。

▶ 分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

管理組合が共用部修繕工事を実施する際に、住宅金融支援機構の融資を利用し、マンション管理センターに債務保証の委託をした場合に、その債務保証料の一部を助成します。

▶ マンション再生方針検討助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

建設後30年以上経過したマンションで、建物再生の方針を検討する際、事前調査費用やコンサルタント費用等の一部を助成します。

▶ マンション再生計画検討助成

(公財) まちみらい千代田住宅まちづくりグループ
☎3233-3223

建設後35年以上経過したマンションで、マンション単棟の建替え等建物の再生計画を検討する際、計画の検討費用やコンサルタント費用の一部を助成します。

■災害用資器材等購入費助成

マンションの管理組合等で確保すべき、窓・ドアの破壊器具(バール・ハンマー等)、階段避難器具、発電機、テント、ヘルメット、浸水対策用品(止水板、土のう、水のう)等の資器材等購入費用の一部を助成します。

■AED設置

区内のAED設置台数を増やし地域防災力の向上を図るため、マンションのオープンスペース等を活用し、AEDを無償で設置します。

■エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付

震災発生時等のエレベーター閉じ込め事故対策として、救助されるまでの間、不安やパニックにならないように、飲料水や携帯トイレなどを備えたキャビネットを配付します。

マンションの防災計画等の策定支援

地震等の災害発生時に、地域と連携しながら災害に対応するための「マンション防災計画」の策定や防災訓練の企画等について、マンション防災アドバイザーを無料で年度内6回まで派遣します。

生活資金

▶ 一時的な資金の調達に

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

① 応急資金(福祉資金)

区内在住者が、葬儀、出産、就学、災害、入院などの理由で、一時的に資金が必要になったときにお貸しします(生活費は除く)。無利子で保証人は不要です。

なお、区内居住期間や収入等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 生活福祉資金の貸し付け

千代田区社会福祉協議会

☎3265-1901

① 福祉資金福祉費・教育支援資金

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、教育支援資金・療養費・介護費などの貸し付けを行います。

※資金種類により貸付上限額が異なります。

② 緊急小口資金

低所得世帯を対象に、医療費の支払いなどで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方へ小口資金の貸付を行います。

※生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が要件となります。

③不動産担保型生活資金

将来にわたり住み慣れた我が家での生活を希望する高齢者世帯に対して、現在住んでいる家と土地を担保にして、その土地の評価額の7割相当を限度額として生活資金の貸し付けを行います。

※集合住宅は対象となりません。

④総合支援資金

失業等により生活の維持が困難となった世帯に対し、生活再建までの継続的な相談支援と生活費や住宅入居費等の貸し付けを行います。

初回の相談から貸付まで1ヶ月から1ヶ月半かかることがあります。(緊急小口を除く)

また、ご相談の内容により、ご希望に沿えない場合があります。

収入等の要件もありますので、まずはお電話でご相談ください。

■母子福祉資金・父子福祉資金

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

都内に6か月以上住む母子家庭の母

または父子家庭の父等で20歳未満のお子さんを扶養している方に、修学資金等をお貸しします。



■受験生チャレンジ支援

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

①東京都貸付事業

中学3年生・高校3年生等(20歳になる年度まで)の子どもを養育している方に、高等学校(特別支援学校高等部・高等専門学校を含む)および大学等(短期大学・専修学校・各種専門学校を含む)の受験料と、これらの入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受験費用を貸し付けます(所得制限があります)。

②区独自助成事業

東京都の貸付事業を利用して、大学等の受験料負担が8万円を超えた方に受験料の一部を助成します。

■知多和育英会奨学金

千代田区社会福祉協議会

☎3265-1901

千代田区に居住し、勉学意欲があり、高い志を持ちながら、経済的理由などで修学が困難な方に修学に必要な学資金の一部を援助(給付)します。詳しくはお問い合わせください。

▶ その他の奨学資金の貸し付け

■東京都育英資金(高校・高等専門学校・専修学校)

東京都私学財団育英資金担当

☎5206-7929



■日本学生支援機構奨学金

(大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校)

日本学生支援機構

☎0570-666-301または☎6743-6100



■日本政策金融公庫教育ローン

(高校・短大・大学・大学院・専修学校・各種学校等)

日本政策金融公庫

☎0570-008656または☎5321-8656



■交通遺児育英会奨学金

交通遺児育英会 ☎0120-521286

または☎3556-0773



■あしなが育英会奨学金

あしなが育英会 ☎0120-77-8565

または☎3221-0888



住宅資金

▶ マイホームの新築・購入・リフォーム等資金の融資

住宅金融支援機構の融資

住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-0860-35

マイホームを新築・購入するときに利用できる、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供している長期固定金利住宅ローン【フラット35】や、耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資等のメニューがあります。



各種助成等



各種助成等

▶ 賃貸住宅建設時の融資

住宅金融支援機構本店地域業務第一部まちづくり
業務グループ ☎5800-8468

共同建替え事業、地区計画等適合建
替え事業や省エネ基準を満たす賃貸住
宅、サービス付き高齢者向け賃貸住宅
を建設する方に、長期・固定金利の資金を融資し
ます。



ゼロカーボン

▶ 電気自動車や充電設備 設置への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

水素自動車(燃料電池自動車)、電気自動車、プ
ラグインハイブリッド自動車を購入した方へ助成
します。(グリーンエネルギー自動車助成制度)

また、急速充電設備、普通充電設備、充電コン
セント、充電コンセントスタンド、V2Hを購入
した方へ助成します。(グリーンエネルギー自動
車充電設備等導入費助成制度)

▶ 再エネ電力に切替えた方 への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

契約電力を再生可能エネルギー 100%電力へ
切替えた家庭に現金 2 万円等を支給します。(再
生可能エネルギー 100%電力切替促進事業)

▶ LEDや空調設備等を改 修した方への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

住宅やマンション共有部、事業所ビル等におい
て、省エネルギー改修等(LEDへの交換工事、空
調機器の改修、二重窓への改修等)をした方へ費
用の一部を助成します。(省エネルギー改修等助
成制度)

▶ 省エネ建物を建築する方への助成

環境政策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

千代田区建築物環境計画書及びBELA評価書に基
づき算出した年間のCO₂排出削減率が一定以上
削減されている計画の建築主に対し、CO₂削減量
に応じて助成します。(低炭素建築物助成制度)

▶ 中小企業者等脱炭素経営 支援助成制度

環境政策課企画調査係 ☎5211-4255

区内の中小企業者等を対象に、脱炭素経営につ
いてコンサルタント相談を実施した際の費用の一
部を助成します。

中小企業等

▶ 障害者を雇用する事業主への援助金

障害者福祉課施設・就労支援担当 ☎5211-4219

従業員数が43.5人未満で、継続し
て3か月以上区内に住所を有する障害
者を雇用している特別区の地域に所在
する事業所に援助金を、障害のある就労実習生を
受け入れた企業に報奨金を支給します。



▶ 福祉サービス事業所産休・ 育休等代替職員確保助成金

(障害者サービス) 障害者福祉課給付・指導担当

☎5211-4128

(介護保険サービス) 高齢介護課介護事業指定係

☎5211-4336

区内で福祉サービスを提供する事業
所が、勤務する職員の育児休業等の取
得に際し代替職員を雇用する場合に、
事業者に対してその経費を助成します。





▶ 商工融資あっせん制度

商工観光課経営相談・融資担当 ☎5211-4344

区内で中小企業を経営している方やこれから始められる方を対象に、営業資金・設備資金や起業資金など事業に必要な資金を、指定金融機関に融資あっせんします。



また、企業が抱える個別経営課題を中小企業診断士に相談できる窓口を開設しています。

▶ 産業財産権取得支援

商工観光課商工振興係 ☎5211-4185

新たな開発や事業の創出等を支援するため、区内で中小企業を経営している方などを対象に産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)の取得に係る経費の一部を助成します。



▶ 次世代育成支援行動計画策定奨励金

子育て推進課子育て推進係 ☎5211-3653

次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の従業員を雇用する事業主は、従業員が仕事と家庭生活を両立できるよう雇用環境の整備などを行う「一般事業主行動計画」を策定し、届け出をすることが義務付けられています。



区では、従業員100人以下(10人以上)の区内の事業主に雇用環境の整備を促すため、奨励金を交付し、一般事業主行動計画の策定に積極的に取り組めるよう支援しています。要件等詳しくは、お問い合わせください。

▶ 中小企業仕事と家庭の両立支援

国際平和・男女平等 인권課 ☎5211-4166

千代田区内の中小企業で働く従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍推進をめざし、仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組む区内中小企業に対して、奨励金・助成金を支給します。

要件等詳しくは、お問い合わせください。



届出・登録

戸籍・住民記録・印鑑登録

届出・登録・証明の手続きに際しては、本人確認を行っています。証明書の発行は窓口のほか、郵送やコンビニで手続きを行うことができます。



▶ 戸籍



届出・登録

出産や結婚など、身分に関する変動があった場合には、戸籍の届出が必要です。また、パスポートの申請などのさまざまな手続きをする際に戸籍の証明が必要となる場合には、全部事項証明書(戸籍謄本)や個人事項証明書(戸籍抄本)などの証明書を発行します。

戸籍の届出は、本籍のある区市町村以外でもできますが、戸籍の証明は、本籍のある区市町村のみで行います。

■届出(出産・結婚・死亡)

総合窓口課 ☎5211-4198

戸籍の届出には、下表に掲げるもののほか、養子縁組届、離婚届、転籍届などがあります。

届出の際には、来庁者が本人であることを確認できる書類(運転免許証やパスポートなどの公的機関が発行したもの)を持参してください。なお、不明な点や詳細については、お問い合わせください。

▶受付場所 総合窓口課 ※1

届出	提出期間	届出先	必要なもの
子どもが生まれたら → 出生届	生まれた日から14日以内	出生地・本籍地・届出人の所在地のいずれかの区市町村	届書1通・出生証明書・母子手帳 ※2
結婚したら → 婚姻届	届出の日から効力が生まれる	夫または妻の本籍地か所在地の区市町村	届書1通・〈届出前の本籍が千代田区にない方は、戸籍謄(抄)本添付〉 ※3
死亡したら → 死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡地・本籍地・届出人の所在地のいずれかの区市町村	届書1通・死亡診断書

※千代田区以外の区市町村への届出の際に必要なものについては、届出先にお問い合わせください。

※1 平日午後5時以降、平日午前8時30分の開庁前までと土曜・日曜・祝日・年末年始の届出は、夜間・休日窓口でのお預かりのみとなります(第3土曜日のみ午前8時30分～午後5時までには総合窓口課のみのお預かりとなります)。

※2 区民の方で母子健康手帳への届出済証明書の記載や、手当に関する手続きをまとめて行う場合は、平日午前8時30分～午後4時30分に来庁してください。

※3 法改正施行後は、戸籍謄(抄)本の添付が原則として不要となります。

■各種証明書の請求

総合窓口課 ☎5211-4199

区では、平成12年3月4日から戸籍を電算処理(コンピュータにより管理)しています。

このため、従来の戸籍謄本は「全部事項証明書」、戸籍抄本は「個人事項証明書」と名称が変わり、様式も横書きとなっています。

・全部事項証明書は、戸籍の記録の全部を証明したものです。

・個人事項証明書は、戸籍の記録の中の個人を証明したものです。

※戸籍のコンピュータ化以前に死亡や婚姻等により除籍された方は、コンピュータ化された新しい戸籍には記載されていないので、ご注意ください。

**▶請求できる戸籍**

- ①請求者本人が載っている戸籍
*婚姻等でその戸籍で除籍者となっている場合も含まれます。
- ②請求者の配偶者、直系尊属(父母、祖父母)、直系卑属(子、孫)が載っている戸籍
*直系の子等であることを千代田区の戸籍で確認できない場合は、確認できる戸籍等をご用意ください。
- ③請求者の相続による相続関係人の戸籍
*請求者が亡くなられた方の相続人であることを千代田区の戸籍で確認できない場合は、確認できる戸籍等をご用意ください。
- ④上記以外の戸籍の請求については、請求できる方の作成した委任状が必要となる場合があります。

▶請求の方法

戸籍に関する各種の証明書が必要なときは、窓口、郵送での請求のほか、コンビニ交付サービスをご利用ください。

窓口での請求 区役所 2階総合窓口課

請求者が本人であることを確認できるもの(個人番号カードや運転免許証等の公的機関が発行したものなど)をお持ちください。顔写真付きのものがない場合は、2点必要です。

郵送による請求

右の表のすべての証明書が郵送で請求できます。請求の際は次のものを送付してください。

- ①次の内容を明記した請求書
- ア. 本籍
 - イ. 筆頭者(戸籍の最初に記載してある方)の氏名・生年月日
 - ウ. 請求対象者の氏名・生年月日
 - エ. 証明書の種類
 - オ. 通数
 - カ. 使いみち(請求理由)
 - キ. 請求者の住所、氏名、昼間連絡の取れる電話番号、請求対象者との関係
- ②手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます)
- ③返信用封筒(切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を明記)
- ④請求者本人の氏名・生年月日・住所が確認できるもの(個人番号カード・運転免許証など)の写し
請求先

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
千代田区役所総合窓口課証明発行担当

コンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書付きの個人番号カードをお持ちの方は、コンビニで下表の○印の証明書を取得できます。詳しくは、46ページをご覧ください。

**▶戸籍の種類と手数料、取り扱い窓口**

戸籍の種類	手数料 (1通あたり)	取り扱う窓口		
		総合窓口課	出張所	コンビニ
全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円 (コンビニ 350円)	○	○	○
個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円 (コンビニ 350円)	○	○	○
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	750円	○		
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	750円	○		
改製原戸籍謄本	750円	○		
改製原戸籍抄本	750円	○		
戸籍の附票の写し	300円 (コンビニ 200円)	○	○	○
不在籍証明書	300円	○		
身分証明書	300円	○	○	

※不明な点や詳細は、お問い合わせください。

■身分証明書の発行

総合窓口課 ☎5211-4199・各出張所

身分証明書とは、禁治産および準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見登記の通知を受けていないこと、破産宣告の通知を受けていないこと、の3項目を証明するものです。

▶請求できる方

本人のみです。本人以外が請求する場合は、委任状が必要となります。

▶請求の方法

窓口で請求する場合、郵送で請求する場合のいずれも、戸籍に関する各種証明書と同じです。

■その他

総合窓口課 ☎5211-4198

戸籍への記載は、通常、戸籍の届出が提出されてから1週間から10日、また、海外の大使館等に届け出た場合は数か月を要しますので、証明書を必要とする場合はご注意ください。

なお、「戸籍の届出をしたことの証明」を必要とする場合は、届け出た窓口で「受理証明書」を発行します。届出は総合窓口課のみのお取り扱いとなります。

▶受付場所 総合窓口課

▶ 住民記録



住所の異動
手続き

選挙権の行使、小・中学校の就学、国民年金や国民健康保険の給付、介護保険など、皆さんの住民としての権利・義務に関係のある区の仕事は、住民基本台帳に基づいて行われます。住所や世帯の構成に変更があったときは、すぐに届け出をしてください。

届出	提出期間	届出先	必要なもの ※1~5
区内に転入してきたとき → 転入届	転入した日から14日以内	総合窓口課 出張所	前住所地の転出証明書。ただし、特例転出を済ませた方は個人番号カードまたは住民基本台帳カード。引越しワンストップサービスを利用した方は個人番号カード
国外から区内に転入してきたとき → 転入届	転入した日から14日以内		全部事項証明(戸籍謄本)または個人事項証明(戸籍抄本)、戸籍の附票、パスポート
区外に転出するとき → 転出届	転出する日まで		
区内で転居するとき → 転居届	転居した日から14日以内		
世帯構成に変更があったとき → 世帯変更届	世帯に異動があった日から14日以内		

※1 届け出の際には、来庁者が本人であることを確認できるもの(運転免許証やパスポートなどの公的機関が発行したものなど)が必要です。

※2 外国人の方は住所変更の際には、異動者全員の在留カードなどをお持ちください。

※3 転入届及び転居届の提出の際には、異動者全員の個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちください(手続きの際には、カードの交付時に設定したパスワードの入力が必要になります)。

※4 個人番号カードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている方はあらかじめ前住所地にカードを利用した転出届を提出すれば、転出証明書なしで転入の手続きができます(特例転出)。

※5 個人番号カードの交付を受けている方はマイナポータルで転出の届け出をオンラインで行うことができます(引越しワンストップサービス)。

■住民票の写しの請求

総合窓口課 ☎5211-4199・各出張所

▶請求できる方

- ・本人または同一世帯員、もしくは住民票を請求する正当な理由のある方(個人のプライバシーの侵害など、不当な目的に利用されるおそれがあるときを除く)

※本人または同一世帯(同一の住民票に記載されている家族)でない方が請求する場合は、委任状や、請求理由の正当性を立証する資料を添付

▶種類と手数料

- ・住民票の写し 1通につき300円
- ・住民票の記載事項証明 1通につき300円

▶請求の方法

窓口での請求 区役所2階総合窓口課、各出張所
請求の際には、来庁者が請求者本人であることを確認できるもの(運転免許証や健康保険証などの公的機関が発行したもの)をお持ちください。

■郵送による請求

請求の際は次のものを郵送してください。



住民票等の写しの
請求・閲覧

①次の内容を明記したもの

- ア. 必要な方の住所・氏名・生年月日
- イ. 世帯全員または世帯の一部のいずれが必要か
- ウ. 本籍・続柄の記載が必要か
外国人の方は本籍の記載はなく、国籍・在留資格・在留期間などの外国人特有の項目を記載することができます。
- エ. 通数
- オ. 請求する方の住所・氏名・電話番号
- カ. 使いみち(請求理由)

②手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます)

③返信用封筒(切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を明記)

④請求者本人の確認ができる書類の写し(個人番号カード・運転免許証・パスポートなど)



届出・登録

▶住民票の写しの電話予約

区役所・出張所の窓口が開いている時間内に請求に来られない区民の方は、電話で予約すると、窓口が閉まった後でも受け取れます。

・予約できる方

千代田区に住民登録がある方

・請求できる住民票の写し

本人またはその同一世帯員(同じ住民票に記載されている方)のもの

	予約方法	受取時間
総合窓口課	開庁日の午前9時から午後4時30分までに総合窓口課へ電話予約	予約した日の午後5時から午後8時まで。予約した次の日が閉庁日の場合は、その閉庁日の午前9時から午後8時まで受け取れます。
出張所	開庁日の午前9時から午後4時30分までに出張所へ電話予約	予約した日の午後5時から午後8時まで。

・受け取り方法

次のものを持って、予約をした出張所(総合窓口課に予約した場合は1階夜間受付窓口)にお越しください。

- ①印鑑(申請書に自署する場合は不要)
- ②手数料 1通につき300円
- ③請求者本人の確認ができるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポートなど)

■住民リストの閲覧および手数料

総合窓口課 ☎5211-4200・各出張所

住民リストの閲覧については、公益性の高い調査や公共的団体または、営利目的以外の訴訟等のために必要性がある場合に申し出ることができます。事前にお問い合わせください。

- ・住民リストの閲覧 30分につき1,000円

■住民票の写しの広域交付

総合窓口課 ☎5211-4200・各出張所

本人または同一世帯の方の住民票の写しが「住民基本台帳ネットワーク」参加の全国の区市町村で請求できます。ただし、同一区市町村内の転居の履歴、本籍(日本人の方)、通称履歴(外国人の方)は記載されません。請求の際は、請求者が本人であることを確認でき、あわせて現住所の確認ができるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カ

ド等の顔写真付きの公的機関が発行したもの)が必要です。受付時間は平日午前9時から午後4時30分までです。

■個人番号カード(マイナンバーカード)

総合窓口課 ☎5211-4200

個人番号カードは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が作成しています。区の窓口では、即時の発行はできません。カードが必要な方は、余裕をもって申請してください。カードは次のように利用できます(以下の内容は一例です)。

- ①カード1枚で本人確認と個人番号(マイナンバー)の証明ができます。
- ②カードには電子証明書が標準で搭載されています。電子証明書を利用して、マイナポータルから行政手続きや自身の情報の確認、カードを健康保険証として利用するための申請等ができます。



マイナポータル

▶交付申請の流れ

- ①申請書を郵送またはスマートフォン等から申請
- ②カードが作成され次第、区から案内を送付
- ③来庁日時を予約したうえで、総合窓口課でカードを受け取り

▶交付手数料

初回発行時無料

2回目以降：カード発行手数料800円、電子証明書発行手数料200円

▶継続利用

転入の際、引き続き利用するためには継続利用の手続きが必要です。

※住民基本台帳カードの交付は、平成27年12月22日をもって終了しました。住民基本台帳カードは、カードに記載された有効期限までは利用することができます。



■コンビニ交付サービス

総合窓口課 ☎5211-4200

個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から各種証明書を受け取れるサービスです。

区役所が閉庁している日曜日や祝日、夜間などにも利用できて便利です。

▶発行可能な証明書、対象者、手数料、受付時間

証明書	対象者	手数料 (1通)	受付時間
住民票の写し、印鑑登録証明書	千代田区に住民登録している方	200円	午前6時30分～午後11時 (年末年始、システム休止日を除く)
特別区民税・都民税課税(非課税)証明書(最新年度のみ) 課税・納税証明書(最新年度のみ)			
戸籍全部(個人)事項証明書	千代田区に本籍がある方 ※	350円	平日午前9時～午後7時 土曜午前9時～午後5時 (日曜、祝日、年末年始、システム休止日を除く)
戸籍の附票の写し		200円	

※千代田区以外に本籍がある方は、戸籍証明書のコンビニ交付サービスを実施しているか、本籍地の自治体にご確認ください。別途利用登録申請が必要です(申請後、戸籍を取得できるようになるまで数日かかります)。

※区役所(本庁舎)、麴町出張所、万世橋出張所にもマルチコピー機を設置しています。開庁時間に利用可能です。戸籍証明書・戸籍の附票の写しは千代田区に住民登録と本籍がある方のみ利用可能です。是非ご利用ください。

▶利用方法

コンビニエンスストア等で設置しているマルチコピー機の所定の位置に個人番号カードをセットし、事前に設定した暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)数字4桁を入力してください。



▶印鑑登録



総合窓口課 ☎5211-4199・各出張所

▶登録できる方

千代田区に住民登録をしている15歳以上の方

▶登録できる印鑑

印鑑に刻まれている文字が、住民票に記録されている氏や名で表されていて、変形せず、印影の1辺の長さが8ミリの正方形より大きく、25ミリの正方形に収まるもの。

▶登録方法

- ・本人が、印鑑と本人確認のできるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カード・健康保険証など)を持って、総合窓口課・出張所へ。
- ・運転免許証・パスポート・在留カード等、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類をお持ちの場合は印鑑登録証を即日交付します。
- ・それ以外の方は、申請後、本人宛てに照会書をお送りします。後日窓口で照会書(回答書)を持参したときに印鑑登録証を交付します。

※やむを得ず、代理人が申請するときは委任状が必要です。代理人が申請した場合も、本人に照会書を送ります。代理人の方は回答書及び本人・代理人の本人確認書類を持参していただきます。

▶印鑑登録証(カード)

印鑑登録証は、印鑑登録証明書を交付するときに必要ですので、大切に保管してください。

登録してある印鑑または印鑑登録証を紛失したときは、すぐに届け出てください。

※登録証には登録番号を表示し、万が一紛失したときの盗用を防ぐため、住所、氏名、印影などは記載しません。

▶交付手数料

印鑑登録証明書 1通300円
印鑑登録証(カード) 50円

■印鑑登録証明書の交付

「印鑑登録証(カード)」を持って(印鑑は不要)、申請してください(印鑑登録証がないと証明書は交付できません)。代理人が申請する場合は、印鑑登録証および代理人の方の本人確認書類が必要です。

※個人番号カードをお持ちの方(印鑑登録証は不要)はコンビニエンスストア等で受け取ることも可能

■印鑑の改印・廃止

印鑑や印鑑登録証を紛失したときは、本人または代理人(委任状が必要です)が印鑑登録証と本人確認書類を持って、廃止の手続きをしてください。

登録した印鑑を変更する(改印)ときも、現在の登録を廃止してから新たに登録することとなります。

▶ 外国人住民の方の登録制度

■特別永住者証明書

総合窓口課 ☎5211-4200

特別永住者証明書の切り替え・再交付等の交付手続きは、総合窓口課で行います。外国人登録証から特別永住者証明書への切り替え手続きには旅券・外国人登録証明書・写真1枚(4×3センチメートル、無帽、無背景で3か月以内に撮影されたもの)が必要です。ただし、16歳未満の方の手続きには写真は不要です。現在外国人登録証をお持ちの方は以下の表の期限までに特別永住者証明書に切り替えていただくことになります。



すでに有効期間の満了日が過ぎている方は、早急に切り替え手続きにお越しください。

▶特別永住者の方の外国人登録証明書の有効期間

年齢	次回確認(切替)期限(※)	見なされる期間
16歳未満の方	16歳の誕生日	16歳の誕生日まで
16歳以上の方	次回確認(切替)申請期間の日(誕生日)	次回確認(切替)申請期間の日(誕生日)まで

※16歳以上の方は、期間満了の60日前から、16歳未満の方は期間満了の6か月前から手続きできます。

▶有効期間

年齢	有効期間
16歳以上の方	各種申請・届出後7回目の誕生日まで
16歳未満の方	16歳の誕生日まで

■外国人登録原票の請求

外国人登録原票は出入国在留管理庁で管理しています。必要な方はお問い合わせください。



問合せ 出入国在留管理庁総務課 情報システム管理室 出入国情報開示係

☎3580-4108





税金

▶ 区の税金

■ 住民税

税務課課税係 ☎5211-4191・4192

納税促進係 ☎5211-4193

▶ 申告

その年の1月1日現在の住所地の区市町村で課税されます。区が適正な課税を行うためには、皆さんの正しい申告が必要です。



申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所がある方は、前年中の所得を申告する必要があります。

また、区内に個人の事務所、事業所または家屋敷をお持ちの方も申告が必要です。

申告が不要な方

次の方は、所得の申告は不要です。

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ③ 公的年金収入だけの方で、所得控除の申告が不要の方

▶ 税金を納めるところ

納付書で納める場合



- ① 区役所・出張所
 - ② 銀行・信用金庫など(全国のeL-QR対応金融機関)
 - ③ 東京都・山梨県および関東各県にあるゆうちょ銀行・郵便局(島しょを除く)
- ※②③で納期限を過ぎた場合は、税務課納税促進係へご連絡ください。
- ④ 区指定のコンビニエンスストア
- ※住民税(個人で納付する分)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

ただし、バーコード付きの納付書に限ります(30万円以下のもの)。

- ⑤ モバイルレジ(スマートフォンによるお支払い)
- ただし、バーコード付きの納付書に限ります(30万円以下のもの)。

- ⑥ スマートフォン決済アプリ(電子マネー)

- ⑦ 地方税お支払いサイト

クレジットカード払い、インターネットバンキング払いの他、ペイジー納付に必要な番号

を発行することができます。

※領収証書や納税証明書が必要な方は、現金でお支払いください。

口座振替制度(軽自動車税は除く)

銀行などの口座から自動振替ができます。

口座振替を利用すれば、納め忘れや納めに出かける必要がないため、たいへん便利です。

お申し込みは、専用のハガキをご利用ください(申込ハガキは、区役所2階税務課および各出張所の窓口にあります)。

その他、一部金融機関 **注)1** については、キャッシュカードを税務課窓口にお持ちいただければ直接申し込みできます(窓口で暗証番号を入力していただきます)。

注)1 一部金融機関=ゆうちょ銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・興産信用金庫・朝日信用金庫(令和3年3月31日現在)

またWEBからもお申し込みいただけます。詳しくは区のHPをご確認ください。

■ 軽自動車税(種別割)

税務課納税促進係 ☎5211-4193



毎年4月1日現在、区内に定置場がある軽自動車などを所有する方に課税されます。※軽自動車などの譲渡・盗難、定置場の異動などがあつた時は、すぐに所定の手続きをしてください。手続きをしていないと、車を所有していないのに課税されますのでご注意ください。

▶ 異動の手続きをするところ

- ① 排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車・ミニカーの手続き=(区)税務課納税促進係
- ② 排気量125ccを超えるオートバイ(軽二輪・自動二輪)の手続き=東京運輸支局(品川区東大井1-12-17)

☎050-5540-2030

- ③ 排気量660cc以下の軽四輪の手続き=軽自動車検査協会(港区港南3-3-7)

☎050-3816-3100

※盗難にあつた場合は、上の問合せ先と最寄りの警察または交番に届け出てください。



税金

▶ 自動車臨時運行許可 (仮ナンバー) の申請



税務課納税促進係 ☎5211-4193

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②身分を証明するもの(運転免許証など)
- ③車台番号が確認できるもの(車検証・抹消登録証・完成検査証・通関証明書など)
- ④自動車損害賠償責任保険証明書または自動車損害賠償責任共済証明書の原本(有効期限内のもの)

手数料 1車両につき750円

▶ 税の証明 (納税証明・課税証明など)



税務課課税係 ☎5211-4191・4192



税金

区分	窓口で申請する場合	郵送で申請する場合
申請場所	総合窓口課・税務課課税係(区役所2階)・出張所	郵送先 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所税務課課税係
手数料	1通につき300円 ※ただし、軽自動車の車検用納税証明書は無料(継続検査用以外は1通300円です)	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①本人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・本人確認ができるもの※ ②代理人(家族を含む)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書・委任状など ・代理人の本人確認ができるもの※ ③銀行などで納税した直後に納税証明を申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・上の①または②のほかに、領収証書をお持ちください。 <p>※本人確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1点の提示でよいもの 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど ・2点の提示が必要なもの 健康保険証、年金手帳、クレジットカードなど 	<p>書面に次の事項を記載のうえお送りください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)証明すべき人の住所、氏名、フリガナ、生年月日、平日の日中に連絡が取れる電話番号 (イ)証明する年度の1月1日現在の住所 (ウ)証明の種類(納税、課税または課税・納税) (エ)証明する年度 (オ)証明の通数 (カ)使用目的、提出先 <p>※返信用封筒に住所、氏名を記載して、84円切手を貼り、手数料分の定額小為替(郵便局で購入)および本人確認できるもの(左記※参照)のコピーを同封してください。</p> <p>なお、住民登録以外の住所にはお送りできません。</p>

税証明のコンビニ交付

特別区民税・都民税(個人住民税)に関する証明書を、コンビニで取得することができます。

コンビニで取得できる証明書は次のとおりです。

- ・特別区民税・都民税 課税(非課税)証明書
- ・特別区民税・都民税 課税・納税証明書

詳しくは、46ページをご覧ください。



国民健康保険・国民年金

国保のてびき

国民健康保険の概要や受けられる給付などをまとめた一冊です。

配布場所 ・保険年金課(区役所2階) ・総合窓口課(区役所2階) ・各出張所

※区内在住の外国人向けに、「外国語版国民健康保険ガイドブック」もあります。

詳しくは、保険年金課(☎5211-4204)へお問い合わせください。



国民健康保険

保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4204



国民健康保険・国民年金

▶ 国民健康保険に加入する方

職場の健康保険に加入しているか、生活保護を受けている方以外で、区に住民登録している75歳未満の方は、国民健康保険に加入しなければなりません(ただし、短期滞在<90日以下>の外国人を除く)。

▶ 国民健康保険の届け出一覧

	こんなとき	必要なもの
国保に入る場合	①千代田区に転入したとき	
	②外国人で入国したとき(短期滞在者を除く)	在留カード(外国人登録証)または特別永住者証明書、パスポート
	③職場の健康保険をやめたとき(退職したとき) 家族の扶養をはずれたとき	職場の健康保険をやめたまたは扶養をはずれた証明書、個人番号カード
	④後期高齢者医療制度に加入となる方の扶養で 他の健康保険に加入しないとき	扶養をはずれた証明書、個人番号カード
	⑤子どもが生まれたとき	家族の国民健康保険証、個人番号カード
	⑥生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、個人番号カード
国保をやめる場合	⑦千代田区から転出するとき	国民健康保険証
	⑧外国人で出国するとき	国民健康保険証、航空券予約票など出国日がわかるもの、在留カード(外国人登録証)または特別永住者証明書
	⑨職場の健康保険に入ったとき(就職したとき) 家族の扶養になったとき	勤務先(扶養含む)の保険証、国民健康保険証、個人番号カード
	⑩生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国民健康保険証
その他	⑪国民健康保険証をなくしたとき	免許証等の本人確認ができるもの

※保険証の受け渡しは原則郵送です。お急ぎの場合は、お問い合わせください。

※75歳(後期高齢者医療制度該当)をむかえたときは届け出は必要ありません。

▶ 国民健康保険への届け出

国民健康保険に加入するときや、やめるときは、必ず14日以内に届け出をしてください。届け出が遅れると、保険料をさかのぼって(最高2年間)納めなければならなくなったり、医療費が全額自己負担となったりする場合があります。

また、届け出の際は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

▶ 国民健康保険の保険料



■ 保険料の計算方法

保険料は、一定の料率を用いて1年間の保険料の額を計算します。納めていただく保険料は医療分+後期高齢者支援金分+介護分(40～64歳の方)の合計額になります。

なお、後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度加入者の医療給付費を支援するため、国保を含む医療保険に加入している方にもご負担いただくものです。

● これから40歳になる方の介護分保険料は

40歳になる月(1日生まれの方はその前月)からの額を月割で計算し、翌月から分割して納めます。6月以降40歳になる方には、介護保険料支払い開始月に増額の変更通知でご案内します。

● これから65歳になる方の介護分保険料は

その年度内に、65歳になる前月(1日生まれの方はその前々月)までの額を月割で計算し、6月(1期)から翌年3月(10期)までの10回に分割して納めます。

※65歳になった月からの介護保険料は、その年度の介護保険料からあらかじめ除いてありますので、年度途中で65歳になっても每期支払っていただく保険料額は3月まで変わりません。

保険料の納付

年間保険料は、6月～翌年3月の年10回払いになります。原則、口座振替による納付をお願いします。

毎年6月に決定通知書と口座振替以外の方には納付書を1年分お送りします。お近くの金融機関・コンビニエンスストアまたは区役所、出張所の窓口や電子マネーアプリで納期限までに納めてください。

ただし一定の要件を満たす65歳以上の世帯の方は年金から天引きになります。口座振替を選択することもできます。

※保険料を納期限までに納めない場合、納期限後の日数に応じて延滞金が加算されます。

※納期までに納められない事情がある場合はご相談ください。

保険料の減額・免除

①所得の低い被保険者を対象に、前年中の総所得(世帯合算額)が一定基準以下の場合に、保険料の均等割額を減額する制度があります。

②解雇や雇い止めにより離職された方の保険料を軽減する制度があります。(雇用保険受給資格証または雇用保険受給資格通知が必要になります)

③災害などの特別な理由により、一時的に生活が著しく困難になり、保険料の支払いができなくなった世帯に対して、保険料の徴収を猶予したり、減額または免除する制度があります。世帯の生活状況を調査して決定します。

▶ 後期高齢者医療制度創設による保険料の軽減措置

①75歳になる方の社会保険から扶養をはずれて国保に加入する方(65～74歳)は、申請により所得割を免除し、均等割が半額となります。均等割半額の適用は国保加入日から2年間となりますが、加入からすでに2年以上経過している場合、均等割半額の適用はなくなります。所得割免除の適用は当面の間、期間制限がありません。

②75歳になる方が国保に加入していた場合、世帯構成や収入が変わらなければ、75歳になる方が国保加入だった時と同様に、軽減の判定をします。

▶ 国民健康保険の保健事業

国民健康保険では、加入者の健康づくりを支援するため、各種保健事業を行っています。40歳以上の加入者には、国保健診(無料)、人間ドックの利用補助、はり・きゅう・マッサージの施術補助券の交付などを行っています。

年に一度は健診等で健康状態を確認し、病気の予防・早期発見に努めましょう。



国民年金

保険年金課国民年金係 ☎5211-4202

国内に住所があり、20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入しなければなりません。国民年金に加入している方が、一定の要件を満たし、65歳になると「老齢基礎年金」が、重度障害者になったときには「障害基礎年金」が、死亡されたときは遺族のうち子がある配偶者または子に「遺族基礎年金」が支給されます。このほかに国民年金第1号被保険者への独自給付として付加年金、寡婦年金、死亡一時金等があります。



▶ 加入者の種類

第1号被保険者(強制加入者)

次の①～③まで全てに該当する人

- ①日本国内に住所がある
- ②20歳以上60歳未満
- ③次の第1号被保険者(任意加入者)、第2号被保険者、第3号被保険者のいずれにも該当しない人

第1号被保険者(任意加入者)

- ①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方(昭和40年4月1日以前の生まれの方は、70歳まで加入できます)
- ②日本国籍を有し海外に居住している20歳以上65歳未満の方

第2号被保険者 厚生年金に加入している方

第3号被保険者 第2号被保険者の配偶者で、その第2号被保険者に生計を維持されている20歳以上60歳未満の被扶養配偶者

い。納付期限は翌月末日です。前納用の納付書を使って前払い(前納)すると、割引を受けることができます。

口座振替制度

あらかじめ申し込むことにより、金融機関口座から自動振替ができます。振替日は翌月末日です。振替日を当月末日(早割)にすると月額保険料が50円割引されます。また、口座振替の前納は納付書を使う前納よりも多くの割引を受けることができます。

※インターネットバンキング、クレジットカード、スマートフォン決済でも納付できます。

▶ 保険料のお支払が困難な方は

保険料の免除 第1号被保険者の方で、申請者本人・世帯主・配偶者の所得がそれぞれ一定額以下の方は、申請に基づき、保険料の納付義務が全額あるいは一部免除されます。

退職(失業)による特例免除制度

配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは認められない場合があります。

産前産後期間の免除制度

国民年金加入者(第1号被保険者)で出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産前後の一定期間に免除が受けられる場合があります。

※産前産後期間中は通常の免除と違い保険料を納めたものとして取り扱われます。

※産前産後期間中であれば申請免除・法定免除および納付猶予期間中でも申請が可能です。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者のみの所得を基準とします。申請し、承認されることが必要です。猶予を受けた期間は、年金を受給するための資格期間として計算されますが、保険料の追納がない場合は年金額に反映されません。

▶ 保険料

- ・第1号被保険者は毎月の保険料を納めなければなりません。
- ・令和5年4月～令和6年3月は月額16,520円です。
※保険料額は毎年改正しています。
- ・月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算される制度もあります。
- ・6か月・1年・2年等を単位として、前納すると保険料を割引する制度があります。

▶ 保険料の納め方

日本年金機構から送付される納付書で納める場合
金融機関窓口、コンビニエンスストアが利用できます。詳しくは納付書の裏面をご覧ください



国民健康保険・国民年金

学生納付特例制度

大学や短大等の学生・生徒で本人の所得が128万円以下の方は、申請し承認されると指定期間の保険料が猶予されます。特例を受けた期間は、年金を受給するための資格期間として計算されますが、保険料の追納がない場合は年金額に反映されません。

▶保険料の追納

保険料の免除・猶予・学生納付特例を承認された期間の保険料は10年以内であれば、追納(後払い)することができます。2年度を超えると追納加算額が上乗せされます。

▶ 手続きの時期

- ①会社などを退職したとき(扶養している配偶者がいる方は併せて届け出をしてください)
- ②第3号被保険者の方が配偶者の扶養でなくなったとき
- ③会社などに就職したとき(扶養している配偶者がいる方は併せて届け出をしてください)
- ④配偶者(厚生年金の加入者)の扶養になったとき

届け出先

①②は区役所、③は勤務先、④は配偶者の勤務先へ届け出をしてください。

▶ 年金生活者支援給付金

消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給する制度です。対象や支給額など詳しくは、お問い合わせください。



問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
(IP電話の方は ☎03-6700-1165
<03を省略するとつながりません>)





子育て・教育

千代田区子育て応援!! ガイドブック

区の子育て支援施策を分かりやすくコンパクトにまとめた一冊です。

- 配布場所** ・ 総合窓口課(区役所2階) ・ 千代田保健所
 ・ 各出張所 ・ 各児童館・児童センター
 ・ 子育てひろば「あい・ぽーと」麹町

※区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)でもご覧いただけます。



育児にお困りの方

▶ 育児支援訪問事業

児童・家庭支援センター子ども家庭相談係 ☎5298-5521

産前産後(生後1歳未満)や育児が一時的に困難になっていると区が認定する家庭にベビーシッターが訪問し、育児のお手伝いをします。事前に家庭訪問し、ニーズなどを伺います。



▶ ファミリー・サポート・センター

千代田区ファミリー・サポート・センター
(千代田区社会福祉協議会内) ☎6265-6523

子育てのサポートをしたい方(支援会員)と子育てのサポートをしてほしい方(依頼会員)が地域の中でお互いに子育てを助け合う会員制の組織です。支援会員がお子さんの送迎やお預かりをします。利用にあたっては、事前に依頼会員登録説明会への参加が必要です。なお、支援会員の登録は、支援会員養成講座の受講が必要です。



妊娠・出産・母親と赤ちゃんの健康

▶ 妊娠届

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

妊娠したら、保健所・総合窓口課・出張所のいずれかに届け出てください。母子健康手帳(親子健康手帳)、妊婦健康診査受診票、妊娠・出産・育児の手引書、妊娠を知らせる「BABY in ME」バッジが入った保健バッグを差し上げます。



▶ 出産・子育て応援事業

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

妊娠から出産・子育てにわたる切れ目ない支援を行うために、相談に応じ、面談や継続的な情報発信を行うことを通じてさまざまなニーズに対応した支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産や子育てにかかる費用の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。



▶ 妊婦面談 (ままぱぱ面談)

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

妊娠届を提出した妊婦の方全員を対象に、保健師が面談を行い、出産・子育てまでの過ごし方を一緒に考え、これから必要となるサービスをお伝えします。千代田区役所または千代田保健所で妊娠届を提出された方はその場で面談をうけられます。出張所で妊娠届を提出された方は、後日面談場所へお越しください。面談を受けた方には、妊娠期の準備に活用できる、こども商品券1万円分をお渡しします。(初回面談時のみ)



▶ ままぱぱ学級

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

妊婦とそのパートナーの方が、妊娠・出産・育児に向けて、ご家庭に応じた方法を考えられるようままぱぱ学級を開催しています。動画を見て学べるWEB講座もあります。



▶ にこここ広場

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

1～2か月児とその両親を対象に、育児に関する相談や情報交換を行います。体重測定も実施しています。



▶ 入院助産制度

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

保健上、入院して出産する必要があるにも関わらず、経済的理由から、その費用の支払が困難な方に指定の助産施設での分娩費用を負担します。事前にご相談ください(所得制限があります)。



▶ 誕生準備手当

子育て推進課手当・医療係 ☎5211-4230

区内在住の妊娠中の方に、妊娠19週を経過した後(20週)手当を支給します。



▶ 妊婦健康診査

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

早・流産の防止、健やかな子どもの出産を目的として、指定医療機関で妊婦の健康診査を実施しています。



▶ 里帰り出産等妊婦健康診査、新生児聴覚検査費用助成

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

助産所や、里帰り出産により都外の医療機関で妊婦健康診査、新生児聴覚検査を受診したことによって、妊婦健康診査、新生児聴覚検査受診票が使用できず、自費で支払った方に対して、費用の一部を助成します。



▶ 赤ちゃん・ふらっと

子育て推進課子育て推進係 ☎5211-3653

親が赤ちゃんと一緒に安心して外出を楽しめるように、授乳やおむつ替えができる“子育てにやさしいスペース”です。「赤ちゃん・ふらっと」マークが目印です。設置場所等は、区のホームページに掲載しています。お気軽にご利用ください。



子育て・教育

▶ 産後ケア事業

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

出産後のお母さんが安心して子育てできるように、助産師や看護師が産後の心身のケアや育児をサポートします。区が契約する病院・助産院にショートステイができる宿泊型と、施設で休養しながら育児相談や生活相談ができる通所型があります。通所が難しい方、通所後のフォローが必要な方には、自宅への訪問も行います。



▶ 乳児・幼児の健康診査

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎6380-8552

乳児・幼児の健康を守るため、保健所では3～4か月児健診・1歳6か月児健診(同時に歯科健診実施)・3歳児健診(同時に歯科健診実施)・5歳児健診を実施しています。新生児聴覚検査、6～7か月児・9～10か月児は指定医療機関での健診となります。



▶ 予防接種

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎5211-8172

① 定期予防接種

感染症予防のため、予防接種法に基づくBCG、四種混合、DT2期、MR(麻しん風しん混合)ワクチン、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、HPV(子宮頸がん予防)ワクチン、みずぼうそう、ロタウイルスのワクチン接種を行っています。対象者には順次個別に通知します。



② 任意予防接種

任意で接種するおたふくかぜ、インフルエンザワクチンに対して接種費用の全部を助成します。
※インフルエンザ予防接種の費用の助成は、18歳(高校3年生相当年齢)までの子どもが対象です。

▶ 里帰り出産や長期入院での定期予防接種費用の償還制度

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎5211-8172

里帰り出産や長期入院の事情で区が指定する医療機関以外での定期予防接種を希望される方へ、接種費用の全額又は一部を助成します。



▶ 乳幼児家庭訪問

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

乳幼児のいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、お子さんの発育や育児、家族の健康等の相談を行います。



▶ 離乳食講習会(予約制)

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8177

6、7か月児の保護者を対象に、「7、8か月頃」の離乳食の進め方の調理のポイントについてお話しします。



ひとり親家庭のために

▶ 母子生活支援施設

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

母子家庭で児童の養育が十分にできない場合に、母子ともに入所し、自立のための生活支援を受ける施設です。



子育て・保育



認可保育園等一覧 認証保育所等一覧

▶ 保育園

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

お子さん(小学校就学前)の保護者が、仕事や病気などで、お子さんの保育にあたるができない場合、保護者にかわって保育します。



入園案内

▶ こども園(長時間保育)

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児までの子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元化施設です。保育園と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。



▶ 認定こども園(保育所型)

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

教育・保育を一体的に行う施設で、0歳児から5歳児の長時間保育と、3歳児から5歳児の短時間保育を行います。短時間保育の利用は園に直接お申し込みください。

▶ 幼保一体施設(長時間保育)

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

区立幼稚園に認可外保育施設を併設した施設です。お子さんの保育にあたるができない場合、保護者にかわって保育します。



▶ 認証保育所

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

東京都の認証を受け、0～5歳児のお子さんを預かる保育所です。駅から徒歩5分以内であり、13時間開所しているので二重保育を解消し、仕事と子育ての両立を支援します。

入園を希望する方は、各保育施設等で受付を行っておりますのでお問い合わせください。

▶ 区補助対象保育室

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

東京都の認証は受けていませんが、認証の基準を満たした保育施設です。

入園を希望する方は、各保育施設等で受付を行っておりますのでお問い合わせください。

▶ 区緊急保育施設

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

緊急待機児童対策として、期間限定で設置している0歳児から5歳児をお預かりする保育施設です。区民の方を対象とした認可外保育施設ですが、設置基準や職員配置については都の認証基準に準じています。

入園を希望する方は、各保育施設等で受付を行っておりますのでお問い合わせください。

▶ 小規模保育事業

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

0歳児から2歳児までを対象とした定員が6人以上19人以下の保育施設です。小人数で家庭的保育に近い雰囲気での保育を行いますので、お子さんの発達に応じた保育を行うことができます。



▶ 居宅訪問型保育事業

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

家庭的保育者がお子さんの居宅に訪問し、居宅で1対1のきめ細やかな保育を行います。0歳児から2歳児までで区内全ての認可保育園等に入所を希望しても入所することができなかった児童、または障害、疾病等で集団保育が困難であると認められる児童が利用できます。



▶ 事業所内保育事業

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

事業者が従業員の子どもの対象として設置している保育施設です。区が認可した施設については、区民の方がご利用いただくことができる地域枠が設定されています。



▶ 保育料多子軽減

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

区内にお住まいで、2人以上お子さんがいる世帯は、第2子以降の保育料が無償となります。

▶ 認証保育所等保育料減額補助

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

千代田区在住者で、認証保育所(区外も対象)および区補助対象保育室、区緊急保育施設、幼保一体施設内保育所を利用するとき、一定の基準を満たしている場合、申請により認証保育所等の保育料から一定金額を減額します。



▶ 一時(いつとき)預かり保育

児童・家庭支援センター子育て事業係 ☎5298-2424

保護者がリフレッシュしたいとき、通院、学校行事、講習会などで出かけたいときに、生後6か月から就学前ま



での乳幼児を、1日8時間以内でお預かりし保育します。西神田児童センターのほか、一番町児童館・神田児童館・ポピンズキッズルーム一番町で実施しています。また、いずみこどもプラザ・富士見わんぱくひろば・グローバルキッズ飯田橋保育ルームでは、利用時間帯・対象年齢(生後4か月から)を拡大して実施しています。子育てひろば「あい・ぽーと」麹町においても、独自の一時預かり保育を実施しています。

▶ ベビーシッター利用支援事業(利用料補助)

児童・家庭支援センター子ども家庭相談係 ☎5298-5521

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、指定の事業者を利用した際、その利用料の一部を補助します。東京都が認定する事業者と直接契約し、要件を満たすベビーシッターを利用する必要があります。



▶ 一時(いちじ)保育

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

お子さんの保護者またはその家族が、疾病・出産等やむを得ない事情により一時的にお子さんを保育することが困難な場合に、保育園やこども園の定員の範囲内で一時的に(1か月以内)保育します。



▶ 病後児保育

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

麹町保育園・神田保育園・ふじみこども園・anton nursery school(認可外保育施設)の病後児保育室で病気の回復期にあるお子さんを一時的に預かります。事前登録は千代田区ポータルサイトで受け付けます。



▶ 病児・病後児保育派遣費用助成

子ども支援課保育運営支援係 ☎5211-4117

お子さんが病気で保育園や小学校を休まなければならないときに、仕事を休めない保護者が民間のベビーシッターを利用した場合、費用の一部を助成します。



▶ 子どもショートステイ、トワイライトステイ

児童・家庭支援センター子ども家庭相談係 ☎5298-5521

お子さんの保護者が病気・出産・仕事等の理由で、一時的にお子さんを自宅で養育することが困難であると認められる場合、月に6泊7日の宿泊を限度に児童福祉施設等でお預かりします。また、同様の理由で夜間にお預かりするトワイライトステイも行っています。事前の施設見学等が必要です。



▶ 千代田子育てサポート事業

NPO法人あい・ぽーとステーション ☎3556-8473

自宅での病後児の保育も受け入れる、子どもの訪問型一時保育をNPO法人あい・ぽーとステーションが行っています。区内在住の生後7日～小学校6年生のお子さんを育てている方が利用できます。利用には事前の登録が必要です。



▶ 児童センター・児童館

児童・家庭支援センター子育て事業係 ☎5298-2424

遊びや生活体験をとおして、地域の子どもたちの健全育成と子育て支援を行う施設です。区内には、区立児童館4館・民営児童館2館があり、0歳から18歳のお子さんとその保護者が安心して自由に過ごし、互いに交流することができます。



▶ 主な施設 遊戯室・図工室・音楽室・卓球室・図書室・集会室・体育室

▶ 学童クラブ

児童・家庭支援センター子育て事業係 ☎5298-2424

保護者の就労等の理由により、小学校の放課後等に適切な保育を受けられない小学生が利用できます。各児童館に併設しているほか、区立小学校内や民間施設内に設置し運営しています。



学童クラブ一覧



入会案内

▶ 子ども発達センター(さくらキッズ)

子ども発達センター ☎3256-8162

言葉や運動、コミュニケーションなど就学前の子どもの発達についての気がかりに、専門職員が相談や個別指導、集団指導を行っています。



所在地

神田司町2-16神田さくら館6階
☎3256-8162

交通

JR神田駅、地下鉄小川町・淡路町から徒歩5分

▶ 重症心身障害児等在宅レスパイト事業

児童・家庭支援センター発達支援係 ☎5296-9281

重度・重症心身障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等の居宅に看護師等が訪問し、家族の方に代わり、医療的ケアを含む介助や見守りを行います。費用は世帯所得によって変わります(年間96時間までは無料)。対象など、詳しくはお問い合わせください。



▶ 子育て応援!! 見守り隊

児童・家庭支援センター子ども家庭相談係 ☎5298-5521

地域の身近な企業や店舗等の協力で子どもと、子育て世帯の見守り・声かけを行っています。協力店にはステッカーを貼っています。



子育て・教育

学校教育

区立幼稚園・区立こども園・幼保一体施設(短時間保育)の入園

子ども支援課入園審査係 ☎5211-4119

入園できる方は、3歳児以上の千代田区民です。



次年度の4月入園に関する募集要項は例年10月上旬に公表し、11月上旬に申込受付を行います。詳しくは、子ども支援課、各区立幼稚園、区立こども園、幼保一体施設、区内6か所の出張所等で配布している入園案内をご覧ください。

年度途中で入園を希望する方は、定員に空きがあれば、随時申込受付を行っていますので、各園に直接お問い合わせください。

就学相談

児童・家庭支援センター発達支援係 ☎5296-9281

発達に遅れや課題のある児童・生徒について、発達の状態などに応じた教育の場を保護者とともに考える相談を行っています。



区内にお住まいで、次年度に公立の小学校に就学予定のお子さんの保護者、及び現在小学校・中学校に在籍されているお子さんの保護者が対象です。詳細は、お問い合わせください。

区立小・中学校の入学、転校

学務課学務係

☎5211-4284

入学 区内にお住まいで、4月から小学校・中学校の新1年生になる方のご家庭に、入学する年の1月下旬までに「入学通知書」をお送りします。



新たに小学校1年生になる方には、入学する前の年の10月～11月に各小学校を会場にして就学時健康診断を行います。9月中旬以降、対象者全員に通知書をお送りします。なお、小学校については住所によって入学する学校を指定しています。

新たに中学校1年生になる方は、入学を希望する中学校を2校から選択できます。

転出 通学している学校から「在学証明書」などを受け取り、転出先の区市町村で転入手続き後、転出先の教育委員会に転校の手続きについてお問い合わせください。

転入 通学している学校から「在学証明書」などを受け取り、転入手続き後、学務課に転校の手続きについてお問い合わせください。

区立中等教育学校

九段中等教育学校

☎3263-7190

学務課学務係

☎5211-4284

区立の中高一貫教育校として、「確かな学力の向上」、「豊かな人間性の育成」、「キャリア教育の充実」を三本柱



とした特色と創意工夫のある豊富な教育活動を展開しています。入学には、入学者選考の適性検査を受け、合格する必要があります。



▶ 海外からの入学・転校

学務課学務係

☎5211-4284

海外からお子さんが転入され、小学校・中学校に編入学される方は、必要書類等に関して学務課へお問い合わせください。

なお、千代田区では、一時帰国中の体験入学は実施しておりません。

▶ 子どもの学習・生活支援

生活支援課生活支援係

☎5211-4126

生活保護受給世帯、生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習支援や居場所の提供等を行い、学校の復習や宿題に取り組む習慣などを身につけ、子どもの社会的自立を図ります。



▶ 放課後子ども教室

児童・家庭支援センター子育て事業係 ☎5298-2424

子どもたちの健全育成や子育て支援の充実を目指して、小学校の放課後から午後5時まで、子どもたちが小学校内で学びや遊び、体験活動ができる「放課後子ども教室」を区立小学校全8校で実施しています。



子育て・教育



健康・医療

休日応急診療



千代田保健所地域保健課健康企画係 ☎5211-8163

休日 応急診療	千代田区休日応急診療所 九段北1-2-14 千代田保健所内	内科・小児科	午前9時～午後12時30分 午後2時～午後5時30分 午後7時～午後9時30分	☎5211-8202(開設日のみ)
		歯科	午前9時～午後4時30分	☎5211-8203(開設日のみ)
		調剤薬局	午前9時～午後9時30分	☎5211-8197(開設日のみ)
小児救急	ちよだこども救急室(平日準夜間の小児科診療) 対象 中学生以下 診療場所 日本大学病院 1階救急室(神田駿河台1-6) ☎3293-1711 診療時間(月～金曜日 午後7時～午後10時(祝日・年末年始・病院休診日を除く))			
区内の 救急病院	東京通信病院 富士見2-14-23 ☎5214-7111 三井記念病院 神田和泉町1 ☎3862-9111 日本大学病院 神田駿河台1-6 ☎3293-1711 杏雲堂病院 神田駿河台1-8 ☎3292-2051 三楽病院 神田駿河台2-5 ☎3292-3981			
休日診療 案内等	<ul style="list-style-type: none"> 消防署病院案内(24時間) 丸の内 ☎3215-0119 麹町 ☎3264-0119 神田 ☎3257-0119 消防庁救急相談センター (24時間) ☎#7119 (ダイヤル回線からは ☎3212-2323) 医療機関案内サービス「ひまわり」(24時間) ☎5272-0303 <p>URL https://www.himawari.metro.tokyo.jp</p>			

※受診するときはあらかじめ電話でお問い合わせください。また、健康保険証を必ずお持ちください。

健診・予防接種

▶ 高齢者インフルエンザ予防接種

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎5211-8172

12月31日現在満65歳以上の方または満60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器障害あるいはヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級相当の方で、予防接種を希望される方を対象にインフルエンザ予防接種を無料で実施しています。



2回目の接種までです。
<接種料金(自己負担額)>
定期接種＝無料
任意接種＝4,000円

▶ 高齢者肺炎球菌予防接種

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎5211-8172

満65歳以上の方を対象に、肺炎球菌予防接種の費用助成を実施します。接種履歴や年齢により、定期接種と任意接種に分かれ、それぞれ以下の接種料金で接種できます。助成を受けられるのは、合わせて生涯



▶ 带状疱疹予防接種

千代田保健所健康推進課保健予防係 ☎5211-8172

満50歳以上の方を対象に、带状疱疹予防接種の費用助成を実施します。ワクチンの種類が2種類に分かれ、それぞれ以下の金額を助成します。助成を受けられるのは、生涯1回までです。
<助成額>
生ワクチン(ビケン) = 4,500円
不活化ワクチン(シングリックス) = 11,000円



▶ HIV (エイズ) 抗体検査

千代田保健所健康推進課感染症対策係 ☎5211-8173

原則、毎月第一金曜日に無料匿名で予約制にてHIV抗体検査を実施しています。



同時に、希望に応じ梅毒についても検査が受けられます。

HIV、梅毒ともに、即日検査です。

▶ 肝炎ウイルス検査

千代田保健所健康推進課感染症対策係 ☎5211-8173

原則、毎月第一金曜日に予約制で区民の方のB型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。なお、20・25・30・35歳の方と40歳以上の方で今まで肝炎ウイルス検査を受けたことが無い方は、区民健診の際に、肝炎ウイルス検査を受けることができます。



▶ がん検診

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

- ・胃がん、大腸がん、肺がん検診…40歳以上
 - ・子宮頸がん検診……20歳以上偶数年齢の女性
 - ・乳がん検診……40歳以上偶数年齢の女性
- ※子宮頸がん検診・乳がん検診については、前年度の受診対象の方で未受診だった場合に限り、当該年度に受診可

▶ 国保健診・長寿健診・成人健診

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

国保健診(特定健康診査・特定保健指導)

40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的とした健診及び保健指導を行っています。



長寿健診(健康診査)

後期高齢者医療制度加入者を対象に、長寿健診を行っています。



成人健診

国で定められた検査項目以外に必要なと判断する検査を成人健診として、40歳以上の方に行っています。



▶ 若年節目健診

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

20・25・30・35歳の方を対象に生活習慣病予防のための健診を行っています。



▶ 区民歯科健診

千代田保健所健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

19歳以上の方を対象に、むし歯や歯周疾患のチェックをする区民歯科健診を行っています。



また、65歳以上の対象者にはオーラルフレイル予防に関する検査を併せて実施しています。



健康・医療

医療機関一覧

▶ 病院

病院以外の医療機関等はこちら▶



医療機関名	所在地	電話番号	病院ホームページ
医療法人社団 茂恵会 半蔵門病院	麹町一丁目10番地	3239-3355	
国家公務員共済組合連合会 九段坂病院	九段南一丁目6番12号	3262-9191	
日本歯科大学 附属病院	富士見二丁目3番16号	3261-5511	
東京通信病院	富士見二丁目14番23号	5214-7163	
東京歯科大学 水道橋病院	神田三崎町二丁目9番18号	3262-3421	
日本大学病院	神田駿河台一丁目6番地	3293-1711	
公益財団法人佐々木研究所附属 杏雲堂病院	神田駿河台一丁目8番地	3292-2051	
日本大学歯学部附属歯科病院	神田駿河台一丁目8番地13	3219-8020	
医療法人財団小畑会浜田病院	神田駿河台二丁目5番地	3291-2703	



健康・医療

医療機関名	所在地	電話番号	病院ホームページ
公益社団法人 東京都教職員互助会 三楽病院	神田駿河台二丁目5番地	3292-3981	
医療法人社団 済安堂 井上眼科病院	神田駿河台四丁目3番地	3295-0911	
耳鼻咽喉科専門 医療法人財団 神尾記念病院	神田淡路町二丁目25番地	3253-3351	
医療法人財団 同仁記念会 明和病院	神田須田町一丁目18番地	3251-0263	
社会福祉法人 三井記念病院	神田和泉町1番地	3862-9111	



健康・医療



高齢の方へ

高齢者サービスのしおり

高齢者の生活に役立つ情報をまとめた一冊です。

- 配布場所** ・ 情報コーナー (区役所 2 階) ・ 高齢介護課 (区役所 3 階) ・ 各出張所
- ・ かがやきプラザ (九段南 1-6-10)
 - ・ 高齢者あんしんセンター麹町 (一番町 12 いきいきプラザ 一番町 1 階)
 - ・ 高齢者あんしんセンター神田 (神田淡路町 2-8-1 かねだ連雀 1 階)

※ 区のホームページ (右の二次元コードからアクセス可) でもご覧いただけます。



介護保険制度

▶ 介護保険に加入する方

高齢介護課 高齢介護係 ☎5211-4224

65 歳以上の方と 40 歳以上 65 歳未満で医療保険に加入している方は、すべて介護保険に加入しなければなりません (住民登録のある外国人の方を含む)。

老齢・退職・遺族・障害年金が年額 18 万円以上の方は、年金から天引きされます (特別徴収)。それ以外の方は、納付書または口座振替で納めてください (普通徴収)。

40 歳以上 65 歳未満の方

保険料は加入している医療保険 (健康保険料) と合わせて納めます。ただし、加入している医療保険によって保険料が異なりますので、詳細は加入している医療保険の保険者にお尋ねください。

▶ 被保険者証

高齢介護課 高齢介護係 ☎5211-4224

介護保険被保険者証は、65 歳以上の方全員 (第 1 号被保険者) と、40 歳以上 65 歳未満 (第 2 号被保険者) で要介護等の認定を受けた方に交付しています。

被保険者証は、介護保険の要介護認定の申請や住所・氏名等の変更などの届け出や介護サービスを利用するときに必要です。

▶ 転出・転入の際の手続き

高齢介護課 介護認定係 ☎5211-4225

認定を受けている方が転出・転入される場合は、現在受けている要介護度がすみやかに継続できるよう、次のとおり「受給資格証明書」のお受け取りまたはご提出をお願いします。

認定を受けている方の転出 (資格喪失)

転出手続きをされた出張所、総合窓口課の窓口または高齢介護課で「受給資格証明書」を交付しますので、転入先の区市町村の介護保険担当課へ転入日から 14 日以内にご提出ください。

認定を受けている方の転入 (資格取得)

前住所地で発行された「受給資格証明書」を添えて、転入日から 14 日以内に高齢介護課または転入手続きをされた出張所、総合窓口課の窓口で認定申請をしてください。

▶ 介護保険料

高齢介護課 高齢介護係 ☎5211-4224

社会保険制度として、区民の方に一定額の保険料を負担していただきます。



65 歳以上の方

保険料は千代田区において必要とされる介護サービス費の推計を元に、3 年に 1 回見直されます。

現在の状況は、区のホームページでご覧いただけます。



高齢の方へ

▶ 介護保険サービスを利用するには

高齢介護課介護認定係 ☎5211-4225
介護事業指定係 ☎5211-4336

65歳以上の方で介護サービスを利用したい方、第2号被保険者(40歳以上65歳未満・医療保険加入)の方で老



化に伴う16の特定疾病が原因で介護や支援が必要となった方は、「要介護・要支援認定」の申請をしてください。

要介護または要支援に認定された方は、介護サービスを利用することができます。介護認定は、認定調査と主治医意見書をもとに認定審査会で審査判定を行うため、認定結果は認定申請をしてからおおよそ1か月程度かかります。

介護予防

▶ 区内にお住いの65歳以上の方が参加できる介護予防事業

■介護予防普及啓発事業

在宅支援課介護予防担当 ☎5211-4223

介護予防のための講座や運動教室・口腔機能向上プログラムなどを行います(事前申込制)。
※広報千代田などでお知らせします。

■介護保険サポーター・ポイント制度

ちよだボランティアセンター ☎6265-6522

地域の高齢者を支援するサポーター活動(ボランティア活動)をスタンプで記録し、スタンプ数に応じた交付金を受け取ることができます(事前登録制)。

■シルバートレーニングスタジオ

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

ひとりで参加できる方を対象に、区内複数の会場(区民館など)で、健康を維持し、いきいきした生活を送るための簡単な体操を行います(事前登録制/週1回参加可/参加費無料/各会場には定員があります)。



高齢の方へ

認知症支援サービス

区は、認知症高齢者の支援を早期から行い、早い時期から安定した在宅支援が確保されるような支援体制をつくり、認知症になっても地域で安全に安心して暮らせるまちづくりを行っています。

▶ 認知症サポーター養成講座

在宅支援課地域包括ケア推進係 ☎6265-6485

認知症の人とどう接したらよいか、そもそも認知症とはどのようなものなのかを学ぶ講座です。90分の講座を受講し、あなたも認知症の人を地域で支える「認知症サポーター」になりましょう。



対象 区内在住・在勤・在学者

受講方法

■出前講座

- ・一緒に講座を受講する仲間を集めてください(10人程度から)。
- ・会場と日時を決めてください(日時は第3希望日までお考えください)。
- ・在宅支援課にお問い合わせのうえ、開催日の1か月前までに申込書を区のホームページからダウンロードして提出してください。

■公開講座

- ・広報千代田で募集します。
- ・かがやきプラザ研修センターが実施しています。

参加費用

受講人数分のテキスト代(1冊105円)*と、送料(1,010円、200冊まで)*がかかります。区民グループは無料です。※令和6年度価格改定あり

▶ 認知症カフェ



在宅支援課地域包括ケア推進係 ☎6265-6485

認知症カフェは、認知症のある、なしに関わらず「認知症」について、皆さんで情報共有や交流ができる場です。話しづらいと思われることでも、専門のスタッフに個別に相談できるので、ご家族の方も安心してお越しいただけます。

認知症の人、認知症の人の介護をしているご家族、その他関心のあるすべての方をお待ちしています。

名称	いきいきはあとカフェ	神田はあとカフェ	きのかカフェ	メモリーカフェ
会場	広報千代田でお知らせします。	①かんだ連雀 (神田淡路町2-8-1) ②岩本町ほほえみプラザ (岩本町2-15-3)	ジロール麹町 (麹町2-14-3)	三井記念病院 (神田和泉町1)
曜日 時間	第2木・第4土 午後2時～3時30分	①第2土 午後2時～4時 ②第4火 午前10時～12時	月～金 午後2時～4時 土・祝 午前11時～午後4時	第4金 午後3時～4時
運営	高齢者あんしんセンター麹町	高齢者あんしんセンター神田	ジロール麹町	三井記念病院



高齢の方へ

▶ 認知症本人ミーティング

在宅支援課地域包括ケア推進係 ☎6265-6485

認知症と診断された方(認知症の心配なご本人)や認知症の方を介護されているご家族が、それぞれの席で日ごろの思いや悩みなどを話し合う会です。区内外を問わず参加が可能です。



■実桜(みお)の会

会場 ①かがやきプラザ「ひだまりホール」(九段南1-6-10)、②デニーズ二番町店(二番町8-8 セブン&アイHLDGS.ビル内)、③カフェのん散歩(神田神保町3-1-2)

曜日・時間 第2水(①～③いずれかで開催)、
①③午後2時～4時、②午後3時～4時

▶ 認知症初期集中支援チーム(ちよだはあとチーム)

在宅支援課地域包括ケア推進係 ☎6265-6485

認知症初期集中支援チーム(ちよだはあとチーム)は、高齢者あんしんセンターの認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護・福祉の専門職相談員と地域の医師がチーム員となって、認知症に関する専門相談支援を行っています。



認知症に関する不安やサービス利用(医療・生活・介護・予防等)に対して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにチームでさまざまな支援につなぎます。

また、認知症疾患医療センター等の専門相談機関を利用することもできます。

窓口 高齢者あんしんセンター麹町

(一番町12)

☎3265-6141

高齢者あんしんセンター神田

(神田淡路町2-8-1)

☎5297-2255

お祝い・生きがい・交流活動

▶ 敬老祝金・祝品

高齢介護課高齢介護係 ☎5211-4321

長寿を祝って、9月1日現在、区内に住む節目年齢の高齢者に贈呈します。



	対象年齢	贈呈額・贈呈品
百歳祝金	101歳以上	60,000円
	100歳	60,000円・祝品
長寿祝金	95歳	50,000円・祝品
ことぶき祝金	88歳・90歳	20,000円
	77歳・80歳	15,000円
	75・85歳	10,000円
	91～94歳	
96～99歳		

▶ 敬老入浴券

高齢介護課高齢介護係 ☎5211-4321

65歳以上の希望者に、区内の公衆浴場と指定された区外浴場を無料で利用できる「敬老入浴券」を差し上げます。



▶ 敬老会

福祉総務課福祉総務係 ☎5211-4209

敬老会は、永年にわたり地域の発展に貢献してこられた75歳以上の高齢者の皆さんをお招きして、式典や演芸などを行い、高齢者の健康と長寿をお祝いするために開催しています。

▶ ふれあいクラブ

かがやきプラザ高齢者活動センター ☎3265-1161

各出張所管内ごとに、おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方を対象にボランティアによる手づくりのお昼を食べる会食会(月2～3回)です。

▶ はあとサロン

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

千代田区社会福祉協議会アキバ分室 ☎6285-2860

主に60歳以上を対象としたサロンです(アキバみんなのサロンは年齢制限はありません)。ボランティアや社協職員とお話、ボードゲームなど自由に過ごせるほか、手芸や囲碁、演奏会などの交流プログラムも開催しています。詳しくはお問い合わせください(広報千代田の毎月20日号にも掲載しています。)

▶ ふれあいサロン

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

身近な場所で高齢者・障がい者・子育て中の親子などを対象とした健康増進や生きがいづくり、交流・見守りなどを行う「ふれあいサロン」の活動を推進しています。主にボランティアグループが運営しています。開催日・開催場所はお問い合わせください。

▶ シルバーパス

東京バス協会 ☎5308-6950

70歳以上の方に、都営交通・民営路線バスなどが利用できるパスを交付しています。前年の所得額により利用料が異なります。



高齢の方へ

見守り・安全サービス

▶ 高齢者いきいき相談

高齢者あんしんセンター麹町 ☎3265-6141
高齢者あんしんセンター神田 ☎5297-2255

ひとり暮らし高齢者等に、相談員が定期的に電話をかけ、お話を伺い、安否の確認とともに各種相談をお受けします。

▶ 救急通報システム

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

65歳以上かつ病弱なひとり暮らし等高齢者を対象に、体調の急変等緊急時、ボタンを押すだけで、区が依頼した民間事業者(警備業認定)が利用者宅へ急行し、安否確認や救急車の手配を行います。

▶ 自動通話録音機

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

65歳以上の方を対象として、振り込め詐欺などの被害を未然に防止するため、電話機の呼び出し前に発信者に対し、警告メッセージを流し、会話内容を自動で録音する自動通話録音機を設置します。



▶ 救急医療情報キットの無料配付

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

救急車を呼んだとき、救急隊や医療機関に自身の医療情報を正確に伝えるための医療情報記録用紙等を入れるプラスチック容器(キット)を、65歳以上の方を対象に無料で配付します。救急隊員がキットの情報を確認することで、適切で迅速な対応が可能となり、緊急連絡先への連絡もスムーズに行えます。キットは、救急隊員がすぐに見つけやすいようにどの家庭にもある冷蔵庫に保管し、万一来るに備えます。

▶ 千代田区安心生活見守り台帳

在宅支援課相談係 ☎6265-6483

ひとり暮らしや、高齢者だけで暮らす世帯などで日常的に不安を感じる方や、災害が起きた時に自力で避難することが難しい方々が希望により台帳に住所・氏名・緊急連絡先等を登録できる制度です。登録された情報は、日常的な見守りや、災害時、体調異変時の救援体制づくりの支援を行うために活用します。登録された方には「見守りシール」とおくすり手帳カバーを配付します。



また一定の要件に該当する方は、「避難行動要支援者名簿」に掲載され、消防や警察、民生委員児童委員、町会、千代田区社会福祉協議会など、外部機関に情報を提供します(同意のある方のみ)。



高齢の方へ

日常生活のお手伝い

▶ 福祉サービス利用支援

ちよだ成年後見センター ☎6265-6521

本人との契約により、高齢者や障害のある方の福祉サービスの利用手続きや料金の支払い、日常的な金銭管理(1時間1,500円)、通帳などの大切な書類をお預かりします(月額1,000円)。利用料の減免制度があります。

▶ 高齢者食事支援サービス

在宅支援課相談係 ☎6265-6483

外出や調理がままならず、日々の食事の確保が困難なひとり暮らしの高齢者等を支援するため、栄養バランスの整ったお弁当を自宅へ配達します(昼食・夕食/1日2食まで)。

利用開始後は、定期的に訪問調査を行います。

▶ 紙おむつ支給

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

要介護1以上と認定され、常時、紙おむつを必要とする要介護高齢者等に紙おむつを支給します。

▶ 寝具乾燥サービス

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

65歳以上の要介護3以上の方や病弱なひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の方が、快適に就寝できるように、寝具の乾燥消毒などを行います。

▶ 訪問理美容サービス

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

理美容店に行くことが困難な満65歳以上かつ要介護3以上の高齢者の方を対象に自宅に理容師・美容師が訪問し、調髪・カットなどのサービスを行います。

▶ 在宅訪問リハビリ支援

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

介護保険では十分なリハビリを受けられない要介護1以上の方を対象に、区と協定を結んだ委託診療所等から理学療法士等を派遣し、在宅で本人の体の調子に合わせたりハビリを行います。



▶ 在宅支援ホームヘルプサービス

高齢介護課介護事業指定係 ☎5211-4336

要介護1以上と認定され、在宅で日常生活を営むのに支障があり、介護保険の支給限度額を超えている方等が、介護度に応じて「訪問介護サービス」を利用できます。



▶ 医療ステイ利用支援

在宅支援課相談係 ☎6265-6483

医療処置を講じながら在宅療養している要支援・要介護高齢者が、介護保険のショートステイを利用できない場合に、原則として月7日を限度に、区の指定病院で一時入院を利用できます。



▶ かがやきカウンセリングルーム

かがやきプラザ研修センター ☎6265-6560

要介護高齢者を介護している方や認知症・若年性認知症のご本人等にカウンセリングを行い、精神的負担や不安の軽減を図ります。また、各種介護サービスを区民に提供している介護サービス従事者の方も介護の仕事の悩み等を相談できます。



高齢の方へ

▶ 認知症高齢者在宅支援 ショートステイ

ジロール神田佐久間町 ☎5822-2650

ジロール神田佐久間町の通所介護を利用する認知症高齢者が一時的にショートステイを希望したときに、介護保険外の宿泊滞在を支援します。



▶ 成年後見制度利用支援

ちよだ成年後見センター ☎6265-6521

成年後見制度の利用相談や申立ての支援、弁護士による専門法律相談(要予約)を無料で実施しています。

▶ 入院生活支援事業

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

ひとり暮らし高齢者等が病気治療のため入院した場合、洗濯や買い物などの支援をするヘルパーを派遣します。

▶ 後期高齢者入院時負担軽減

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

75歳以上で医療保険適用の病院等に入院した方に日用品等の費用を入院日数に応じて助成します(限度額があります)。

▶ 健康回復支援ショートステイ

岩本町ほほえみプラザ ☎5825-3407

介護保険の認定を受けていない、または「非該当」のひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方等で、退院後などで生活や健康に不安がある方を対象に、施設での一時的な滞在を支援します。



▶ 特殊眼鏡などの購入費の助成

在宅支援課在宅支援係 ☎6265-6482

老人性白内障による人工水晶体挿入手術を受けられない65歳以上の方が購入する、特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

▶ ふたばサービス

千代田区社会福祉協議会 ☎6265-6520

地域の皆さんの参加と協力により、日常生活でご不便を感じる高齢者の家事支援や通院の付き添い等を有料で行います(会員登録が必要)。そのほか、30分程度で解決できる「ちょっとした困りごと」の対応もします(会員登録不要)。

※住民のたすけあい活動のため、専門性を有する家事や身体介助等是对応できません。

▶ 車いすの貸出

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

高齢・障害・ケガ等の理由で一時的に車いすが必要な方にお貸しします(月額500円、2年目以降は月額1,000円)。

なお、車いすステーションにて短期貸出(1週間以内)は、無料ご利用できます。



後期高齢者医療制度

保険年金課後期高齢者医療係 ☎5211-4206

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度です。この制度は、東京都の全区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。



▶ 後期高齢者医療制度に加入する方

- ①75歳以上の方(生活保護受給者は除く)→75歳の誕生日から自動的に加入
- ②65歳以上75歳未満で一定の障害のある方のうち、希望する方

▶ 届け出

▶ 後期高齢者医療制度の届け出一覧

	こんなとき	必要なもの	窓 口
加入する場合	都外から転入したとき	前住所地で発行する負担区分等証明書	後期高齢者医療係 出張所 総合窓口課
	65歳以上で一定の障害があるとき(任意)	国民年金証書障害者手帳または医師の診断書	後期高齢者医療係
やめる場合	都外へ転出するとき※	保険証	後期高齢者医療係 出張所 総合窓口課
	生活保護を受けるようになったとき		後期高齢者医療係

※都外に転出する方は、転出先で負担区分等証明書の提出が必要です。千代田区で負担区分等証明書の交付申請をしてください。

*75歳に到達した場合、区内や都内で住所変更した場合など、上表に記載のない事項については届け出る必要はありません。



高齢の方へ

▶ 保険料

保険料の決め方

保険料の額は、被保険者1人当たり均等に賦課される「均等割額」と所得に応じて決められる「所得割額」を合算した額です。ただし、合算額が最高限度額を超えたときはその限度額になります。保険料額は、東京都後期高齢者医療広域連合が決めます。保険料率(保険料を決める基準)は2年ごとに改定されます。

保険料の軽減

前年の所得が基準以下の被保険者には、保険料を軽減する制度があります。

納付方法

保険料の納付は、主に年金からの引き落とし(特別徴収)によります。ただし、年金額が年額18万円未満の場合や、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える場合などには、納付書による払込みや口座振替(普通徴収)で納めていただきます。普通徴収は、7月から翌年3月までの年9回払いとなります。

なお、年金からの引き落とし(特別徴収)で納付する方は、申出書の提出により口座振替に変更することができます。この場合、本人以外の口座から振り替えることもできます。ただし、申請後、口座からの振替に未納があった場合は年金からの引き落としとなります。

※口座振替を選択した場合、税法上の社会保険料控除は口座名義人に適用されます。

▶ 広域連合と区の役割分担

広域連合の役割	後期高齢者医療制度の運営主体です。被保険者の認定や保険料率の決定、保険料の賦課、医療給付の審査支払い、健診事業などを行います。
区の役割	保険料の徴収、申請の受付、保険証の引き渡しなどを行います。

広域連合では、後期高齢者医療制度の概要について「東京いきいきネット」で情報提供をしています。



▶ 後期高齢者医療制度の保健事業

はり・きゅう・マッサージ、人間ドックの利用補助を行っています。





障害のある方へ

障害者福祉のしおり

障害者の福祉施設や福祉サービスの概要、各問合せ先をまとめた一冊です。

配布場所

・障害者福祉課(区役所3階)

※区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)でもご覧いただけます。



障害者手帳

▶ 身体障害者手帳

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

身体に障害のある方が各種の福祉サービスを受けるときに必要な手帳として、「身体障害者手帳」を交付しています(認定は東京都が行います)。



▶ 精神障害者保健福祉手帳

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

精神障害により日常生活に支障のある方が税の減免措置や各種公的サービスを受けるときに必要な「精神障害者保健福祉手帳」の申請・更新の受付をします(認定は東京都が行います)。



▶ 愛の手帳(療育手帳)

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です(判定は東京都が行います。また、年齢等によって手続きの場所が異なります)。



障害者の生活援助等

▶ 救急通報システム

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

ひとり暮らし等の障害者または難病患者を対象に、家庭内でのケガや病気などによる緊急時に、ペンダント型ボタン等を押すことにより緊急通報する装置を設置します。通報すると、民間警備会社の警備員と救急車が駆けつけます(資格要件があります)。



▶ 障害者在宅サービス事業

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

在宅の障害者の方が、必要なサービスを利用できます。内容は、①公衆浴場入浴券支給 ②紙おむつ等支給 ③提案型サービス ④食事支援のサービス ⑤訪問理美容サービス ⑥寝具乾燥消毒 ⑦巡回療浴サービス ⑧自動通話録音機設置 の8種類です(資格要件があります)。



▶ 移動支援事業

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会活動のための外出などの際にガイドヘルパーを利用できます(資格要件があります)。



▶ 重度脳性麻痺者介護人派遣

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

重度の脳性麻痺者で、介護なしでは屋外活動が困難な方に、生活圏の拡大のため介護人を派遣します。

▶ コミュニケーション支援事業

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

聴覚障害者・視覚障害者等に、手話通訳者・要約筆記者・音訳者の派遣をします。利用は事前申請が必要です。



手話・要約筆記



音訳

▶ 日常生活用具費等の支給

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

身体や知的に重度の障害のある方が、円滑な日常生活を送るための用具の支給や住宅改修費を支給します。



▶ 救急医療情報キットの無料配布

障害者福祉課給付・指導担当 ☎5211-4128

障害のある方を対象として、自宅で急に具合が悪くなり救急車を呼んだときに、本人の医療情報を伝えるためのキット(容器)を無料配布しています。



▶ 福祉サービス利用支援

ちよだ成年後見センター ☎6265-6521

本人との契約により、高齢者や障害のある方の福祉サービスの利用手続きや料金の支払い、日常的な金銭管理(1時間1,500円)、通帳などの大切な書類をお預かりします(月額1,000円)。利用料の減免制度があります。

▶ 成年後見制度利用支援

ちよだ成年後見センター ☎6265-6521

成年後見制度の利用相談や申立ての支援、弁護士による専門法律相談(要予約)を無料で実施しています。

▶ 点字版広報

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

視覚に障害のある方に、点字版「広報千代田」、「まちみらいニュース」、「ちよだ区議会だより」を郵送します。



▶ 音声版広報

障害者福祉課障害者福祉係 ☎5211-4214

視覚に障害のある方に、音声版「広報千代田」、「まちみらいニュース」、「ちよだ区議会だより」を郵送します。



▶ 車いすの貸出

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

高齢・障害・ケガ等の理由で一時的に車いすが必要な方にお貸しします(月額500円、2年目以降は月額1,000円)。

なお、車いすステーションにて短期貸出(1週間以内)は、無料でご利用できます。



障害者総合支援法等による障害福祉サービス

▶ 障害者総合支援法による障害福祉サービス

サービス利用についての相談窓口

身体障害者・知的障害者について

障害者福祉課総合相談担当 ☎5211-4217

精神障害者・難病患者について

千代田保健所健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

障害児について

児童・家庭支援センター発達支援係 ☎5296-9281

障害により日常生活の支援が必要な方に、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスの提供を行います。なお、18歳未満の児童については、児童・家庭支援センターが相談をお受けします。



対象 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等

介護給付

障害支援区分が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護
- ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護
- ・生活介護 ・施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
 - ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援
 - ・共同生活援助(グループホーム) ・自立生活援助
- 介護給付または訓練等給付の利用申請をし、支給決定を受け、事業者と利用契約を結びサービスを利用します。

<利用までの流れ>

サービスの利用申請⇒障害支援区分認定調査⇒一次判定(コンピュータ)⇒二次判定(審査会)⇒障害支援区分の認定⇒サービス利用意向聴取⇒支給決定⇒事業者との契約・サービス利用開始

児童や訓練等給付は、障害支援区分の判定はありません(グループホームは除く)。支給決定にあ

たってはサービス等利用計画(案)が必要になります。

費用 利用に応じた1割の定率負担がありますが、低所得の方には、軽減措置があります。また、月額負担上限額の設定や入所施設やグループホーム利用の場合は個別減免の負担軽減措置があります。

※施設を利用している方は、他に食費等の実費負担があります。

補装具費の支給

補装具とは障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものです(義肢、装具、補聴器等)。

支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、区が行います(事前申請が必要)。医療保険の補装具とは異なります。

▶ 児童福祉法による障害児福祉サービス

障害児通所支援

児童・家庭支援センター発達支援係 ☎5296-9281

支援が必要なお子さんが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流促進活動を行う通所支援サービスを利用する場合の相談・調査・支給決定を行います。

<通所給付サービス>

- ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

<利用までの流れ>

サービス利用申請⇒勘案事項の調査⇒サービス意向聴取⇒支給決定⇒事業者との契約・サービス利用開始

費用 利用に応じた1割の定率負担がありますが、所得に応じた月額負担上限額等の設定があります。



障害のある方へ



くらし

文化振興

▶ 文化芸術の秋フェスティバル

文化振興課文化振興係 ☎5211-3628

区内で活動しているサークルや個人の方の日ごろの活動の成果を展示・発表しています(作品展・オーケストラ・コーラス・芸能等)。

▶ ちよだ文学賞、ちよだジュニア文学賞

文化振興課文化振興係 ☎5211-3628

区の持つ文化的・歴史的な魅力をアピールするとともに、文学の担い手として新たな才能を発掘するためにちよだ文学賞を実施しています。

生涯学習・スポーツ

▶ 生涯学習

生涯学習・スポーツ課管理係 ☎5211-3632
九段生涯学習館 ☎3234-2841

区民の皆さんの余暇活動や生涯学習のお手伝いをするために、各種の講座などを開催しています。

各講座の募集は、「広報千代田」などでお知らせします。



▶ スポーツ

生涯学習・スポーツ課スポーツ振興係 ☎5211-3627
スポーツセンター ☎3256-8444

区民の皆さんのスポーツ活動をお手伝いするために、各種の大会やイベントをおこなっています。また、スポーツや体力づくりをするための施設もあります。



▶ スポーツ大会・講習会の参加は

千代田区体育協会 ☎3252-3636

卓球・バドミントン・バレーボール・バスケットボール・ゲートボール・剣道・柔道・弓道・水泳・スキーなど、各種のスポーツ大会・講習会を開催しています。詳しくは、お問い合わせください。

国際平和・男女平等

▶ 千代田区平和使節団

国際平和・男女平等人権課国際平和担当 ☎5211-4165

区は、「国際平和都市千代田区宣言」に基づき、毎年、広島・長崎・沖縄・鹿児島へ平和使節団を派遣しています。参加者は、戦争・被ばく体験者との交流や、平和式典への参列、戦跡の見学等を通じて、平和の尊さを実際に肌で感じ、その経験を多くの区民に伝えていただいています。

▶ 原爆展用写真パネル貸出

国際平和・男女平等人権課国際平和担当 ☎5211-4165

「国際平和都市千代田区宣言」の主旨に基づき、過去の戦争の悲惨な事実と平和の尊さを改めて深く認識する契機としていただくために、日本非核宣言自治体協議会から提供された広島・長崎の被爆の惨状を写した写真パネルを無償にて貸し出します。



▶ 国際交流体験ツアー

国際平和・男女平等人権課国際平和担当 ☎5211-4165

区は、「国際平和都市千代田区宣言」に基づき、国際理解の推進と世界の恒久平和の実現に向け、区民を海外へ派遣しています。その国の現場視察を通じて「環境・貧困・人権等」人類が抱えている共通の課題に対し主体的に考え、積極的に行動していける人材を育成すること、また、地域社会における国際交流・協力活動の促進を図ることを目的に実施しています。

▶ 男女共同参画センターMIW(ミュウ)

国際平和・男女平等人権課男女平等人権係 ☎5211-4166

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現をめざす地域の活動拠点施設です。さまざまな悩みの相談ができる相談室、男女平等意識の普及・啓発に役立つ各種講座の開催、関係図書を集めた情報ライブラリ、男女共同参画に関するサークル活動に利用できるミーティングルームや交流サロンがあります。



MIWマスコットキャラクター みゅうじろう

生活衛生

▶ 千代田区食の安全自主点検店公表制度

千代田保健所生活衛生課

食品監視指導係（麹町地域） ☎5211-8169

食品監視指導係（神田地域） ☎5211-8168

店舗等からの申請を受け、保健所長が一定の衛生管理を行っていることを認め、公表と認定書、認定マークの発行を行っています。飲食店等を選択するときの参考にしてください。

また、認定を希望する施設の方は、ご相談ください。



▶ 犬を飼うとき

千代田保健所地域保健課動物愛護担当 ☎6256-8177

生後91日以上になったら必ず登録(生涯1回)が必要です。マイクロチップが装着され、環境省のデータベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録されている場合は、飼い主自身でサイトにアクセスし、所有者変更をしてください。それ以外は、区の窓口で登録手続きが必要です。また、毎年狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けてください。(保健所・区役所総合窓口課・出張所で受け付け)

▶ 猫の譲渡

千代田保健所地域保健課動物愛護担当 ☎6256-8177

区内で保護された飼い主のいない猫のうち、家庭での暮らしに順応しやすい猫に家族を見つけています。随時ご連絡ください。



く
じ
ろ
う

自転車駐車場

▶ 定期利用 (年間登録制)



環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

年間登録制の自転車駐車場です。申請方法は、区のHPをご覧ください。

名 称	所 在 地	利用期間	種 別	収容台数	形 態
秋葉原駅東口第1自転車駐車場	神田平河町4番地先	5月～翌年4月	自転車	183	ラック式
飯田橋駅東口第1自転車駐車場	飯田橋三丁目12番先	5月～翌年4月	自転車	80	平置
飯田橋駅東口第2自転車駐車場	飯田橋三丁目11番30号先	5月～翌年4月	自転車	100	平置
			原付	10	平置
秋葉原駅東口第2自転車駐車場	神田和泉町1番地先	5月～翌年4月	自転車	130	ラック式
			原付	30	平置
水道橋駅自転車駐車場	神田三崎町二丁目20番先	5月～翌年4月	自転車	65	ラック式
			原付	10	平置
神田駅第1自転車駐車場	鍛冶町二丁目13番先	10月～翌年9月	自転車	114	ラック式
			原付	13	平置
神田駅第2自転車駐車場	鍛冶町二丁目11番先	10月～翌年9月	自転車	100	平置
			原付	10	平置
市ヶ谷駅自転車駐車場	九段北四丁目4番先	10月～翌年9月	自転車	85	ラック式 (一部平置)
			原付	10	平置
飯田橋駅第3自転車駐車場	飯田橋四丁目10番先	2月～翌年1月	自転車	90	平置
			原付	10	平置
岩本町駅臨時自転車駐車場	神田岩本町15番地	2月～翌年1月	自転車	38	ラック式
御茶ノ水駅自転車駐車場	神田駿河台四丁目3番地先	4月～翌年3月	自転車	80	平置
			原付	10	平置
四ッ谷駅自転車駐車場	六番町14番地先	5月～翌年4月	自転車	160	平置
			原付	20	平置
九段下駅第1自転車駐車場	九段北一丁目2番先と 3番先	7月～翌年6月	自転車	35	平置
			原付	5	平置
九段下駅第2自転車駐車場	神田神保町三丁目7番地先	7月～翌年6月	自転車	60	ラック式
			原付	10	平置
有楽町駅第一高架下自転車駐車場	有楽町二丁目1番地先	5月～翌年4月	自転車	50	平置 (一部ラック式)
大手町江戸通り自転車駐車場	大手町二丁目5番先	5月～翌年4月	自転車	86	ラック式

▶ 登録手数料【利用期間(1年間)につき】 ※月ごとの利用料はありません。

利用区分	区民	区外居住者	摘 要
自転車	3,000円	6,000円	・1年間の定期利用(各期間内) ※自転車のみ区外居住者の高校生以下は2分の1減額
原付(50cc以下)	3,500円	7,000円	

▶ 一時利用 (コインパーキング式)



環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

名 称	所 在 地	種 別	収容台数	形 態
秋葉原駅東側駅前広場自転車駐車場	神田花岡町1番地先	自転車	126	機械式
秋葉原駅西側高架下自転車駐車場	神田相生町1番地先	自転車	69	機械式
秋葉原駅中央口高架下自転車駐車場	神田花岡町1番地先	自転車	120	機械式
水道橋駅東口自転車駐車場	神田三崎町二丁目20番先	自転車	62	機械式
鍛冶橋高架下自転車駐車場	丸の内一丁目10番先と丸の内三丁目7番先	自転車	134	機械式
大手町自転車駐車場 (第1・第2・第3)	大手町二丁目2番先と5番先	自転車	244	機械式
		原付	5	
和泉橋出張所横自転車駐車場	神田佐久間町一丁目11番地先	自転車	23	機械式
		原付	2	
秋葉原公園自転車駐車場	神田佐久間町一丁目18番地	自転車	44	機械式
秋葉原駅東口第1自転車駐車場	神田平河町4番地先	自転車	30	機械式
神保町交差点自転車駐車場	神田神保町二丁目3番地10	自転車	64	機械式
大手町高架下自転車駐車場	大手町二丁目5番25号先	自転車	70	機械式
		原付	21	
常盤橋自転車駐車場	大手町二丁目7番4号先	自転車	80	機械式
		原付	25	
秋葉原駅西側歩道橋下自転車駐車場	外神田四丁目14番1号先	自転車	35	機械式
神田駅東自転車駐車場	鍛冶町二丁目7番	自転車	11	機械式
有楽町駅自転車駐車場	丸の内三丁目6番先	自転車	33	機械式
神田花岡町自転車駐車場	神田花岡町1番地先	自転車	22	機械式

▶ 利用料金

利用区分	2時間以内	2時間を超え 10時間以内	10時間を超え 5時間ごと	摘 要
自転車	無料	100円	100円	・2日以降は前日から継続加算 ・継続利用は72時間まで
原付 (50cc以下)	無料	200円	200円	

▶ 自転車賠償責任保険の加入



環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により自転車利用中の対人賠償事故に備える保険などの加入が義務になっています。区では、自転車賠償責任プランのついた区民交通傷害保険を導入しています。



く
し
こ

千代田区コミュニティサイクル

問合せ (株)ドコモ・バイクシェア ☎0570-783-677

▶ 千代田区コミュニティサイクルとは



区内に複数のサイクルポート(自転車の貸出・返却拠点)を設置し、どのポートからでも自転車を借りられ、どのポートへも返却できる、ネットワーク型の自転車シェアリングシステムを言います。

環境負荷の低減、健康の増進、交通における自動車への依存の程度低減、観光旅客の来訪の促進

など幅広い効果が期待されており、千代田区全域を対象にコミュニティサイクル事業を実施しています。さらに他区との乗り入れも実施しており、令和5年4月時点で都内14区のサイクルポートがご利用いただけます。

▶ 料金プラン(税込)

プラン名	一回会員 ※事前に会員登録が必要です	月額会員 ※事前に会員登録が必要です	一日パス	
	基本料金	基本料0円/月 最初の30分:165円/回 ※利用ごとに30分165円	基本料3,300円/月 最初の30分:0円/回 ※月に何度利用しても30分以内基本料内	有人窓口購入 1,650円/1日分 + 専用ICカード発行料 550円
延長料金	1回の利用が30分を超過した場合 165円/30分	1回の利用が30分を超過した場合 165円/30分	当日返却の場合 超過料金は発生しません。	当日返却の場合 超過料金は発生しません。
お支払方法	クレジットカード/ d払い	クレジットカード/ d払い	現金※1	クレジットカード他

※1 一日パスでの有人受付でのご利用時は専用ICカードの発行が必要となります。有人窓口にてご購入いただけます。

▶ 利用の流れ(四角い鍵の場合)



※QRコードを読み取って利用する丸い鍵の自転車もあります。

会員登録方法、サイクルポートマップ、利用料金などの詳細は、専用ホームページをご覧ください。 (株)ドコモ・バイクシェアへお問い合わせください。

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者に対し、乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。コミュニティサイクル利用時は、ヘルメットの着用に努めましょう。

ライフライン

内容		電話番号	名称
電気のこと	規制料金プランのこと	☎0120-995-001	東京電力エナジーパートナー(株)
	電気自由料金・ガス料金プランのこと	☎0120-995-113	
	停電など設備に関すること	☎0120-995-007	東京電力パワーグリッド(株)
ガスのこと	ガスに関すること	☎0570-002211	東京ガス(株)お客さまセンター
		☎3344-9100	(上の番号が利用できない場合)
	ガス漏れに関すること	☎0570-002299	ガス漏れ通報専用電話
		☎6735-8899	(上の番号が利用できない場合)
電話のこと	申し込み、問い合わせなど	☎116	東日本電信電話(株)
		☎0120-116-000	(携帯電話の場合)
水道のこと	引っ越し、契約の変更 料金、漏水修繕、その他要件	☎0570-091-100	(都) 水道局お客さまセンター
		☎5326-1101	(上の番号が利用できない場合)
下水道のこと	詰まりや臭気	☎3270-7325	(都) 下水道局中部下水道事務所千代田出張所

道 路

▶ 道路を使用するとき

公道に突出した看板、日よけ等を取り付けるときには、道路管理者と所轄の警察署長の許可が必要です。

なお、電柱や街路樹に看板を立てたり、ポスター類を貼ることは法律で禁止されています。

区道のとき

環境まちづくり総務課占用係 ☎5211-4235

都道のとき

(都) 第一建設事務所管理課占用担当 ☎3542-1474

国道のとき

国土交通省東京国道事務所 ☎3512-9090

品川出張所(国道1号) ☎3799-6315

代々木出張所(国道20・246号) ☎3374-9451

亀有出張所(国道4号) ☎3600-5541

万世橋出張所(国道17号) ☎3253-8361

▶ 集会やデモをするとき

警察署・消防署

72時間前までに、開催地所轄の警察署に届け出(申請書3通)をし、公安委員会の許可を受けることが必要です。また、内容によっては、消防署に届け出が必要な場合があります。

▶ 動物の死体処理

道路上で動物死体を発見した場合

月曜日～土曜日 午前7時40分～午後4時

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

午後4時～翌朝7時40分及び日曜日・年末年始

千代田区役所 ☎3264-2111



葬 祭

▶ 区民葬儀



コミュニティ総務課管理係 ☎5211-4181

▶ 区民葬儀取扱指定店(区内)

事業所名	住 所	連絡先
(有)石川生造花店	神田須田町2-8-3	☎ 3251-6677 FAX 3251-1497
(有)黒澤商店	外神田3-7-7	☎ 3251-5381 FAX 3251-5477
博善(株)	神田錦町1-13	☎ 5283-8700 FAX 5283-8701
(有)よしだ	神田司町2-6	☎ 3256-8701 FAX 3256-0068

※上記以外にも、都内に多くの取扱指定店があります。

区外区民葬儀取扱指定店問合せ先

東京都葬祭業協同組合 ☎3941-4291

区民葬儀は、全東京葬祭業連合会加盟の区民葬儀取扱業者が、比較的簡素で標準的な形式の葬儀を提供している制度です。祭壇の設置や火葬などを23区統一した料金で行うことができます。区民葬儀の対象となるのは、祭壇・霊柩車運送料金・遺骨収納容器(骨つぼ)代・火葬の4点です。葬儀には、この4点以外にも費用が必要です。料金等詳しくは、下表の区民葬儀取扱指定店にお問い合わせください。

役所へ死亡届を提出する際に、窓口に出ると、区民葬儀券を交付しますので、区民葬儀取扱指定店に直接お申し込みください。

ボランティア

▶ 国際交流・協力ボランティアバンク

国際平和・男女平等権課国際平和担当 ☎5211-4165

外国の方の生活や皆さんの国際交流・協力活動をサポートするボランティアの利用・登録を受け付けています。ボランティアとして活動したい方、ボランティアを探している方、気軽にお問い合わせください。

▶ ご近所福祉活動(町会の福祉的活動)への支援

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

町会を単位とした地域でのひとり暮らし高齢者、さまざまな事情を抱える家庭などの見守りや交流の活動に、情報交換会や活動助成金の交付等を実施しています。

▶ 福祉に関する相談や活動の支援

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

地域における福祉活動の相談に応じるほか、社会福祉についての理解促進や福祉サービスに関する情報提供、福祉専門法律相談などを行っています。また、社協の福祉情報を満載した社協だより「ちよだ社協」を年4回発行しています。



▶ ボランティア・市民活動の相談・支援

ちよだボランティアセンター ☎6265-6522

FAX 3265-1902

区に住み・働き・学ぶ方のボランティア活動やNPO活動など、さまざまな市民活動の相談やサポートを行っています。また、隔月のボランティア情報紙の発行や、毎週火曜日のメールマガジンの配信のほか、ホームページでの情報提供もしています。



くらし

▶ 地域福祉活動提案事業助成金

ちよだボランティアセンター ☎6265-6522
FAX 3265-1902

高齢者・子ども・障がいのある方に関わり、千代田区の地域福祉に貢献するボランティア・市民

活動団体に対して事業経費の一部を助成します
(上限10万円/年度始めの審査会で決定)。

環 境

環境政策課 ☎5211-4253

区は、「千代田区地球温暖化対策条例」に基づき、区にかかわるすべての人々が環境マネジメントシステム(環境により良い行動を継続的に行う仕組み)に取り組めるよう努めています。

▶ 千代田エコシステム (CES)

千代田エコシステム(以下「CES」という)とは、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001をもとに、千代田区が独自に構築した環境配慮行動を促進するための仕組みです。



「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策の推進を目的として構築しました。

区は、平成21年4月からCESを導入し、取り組んでいます。

区だけでなく、区民や事業者など多くの人々にも参加していただき、「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を自ら作っていくことを目指しています。

CESの詳細は、千代田エコシステム推進協議会にお問い合わせください。

問合せ

(一社) 千代田エコシステム推進協議会事務局
☎5211-5085



▶ 光化学スモッグ

環境政策課公害指導係 ☎5211-4254

光化学スモッグが発生し、「注意報」が発令されると、区の施設に黄色の表示板が提示されます。屋外での運動はなるべく避けてください。

もし、目がチカチカする、のどが痛い、胸が苦しいなど光化学スモッグによる被害を受けたときは、千代田保健所健康推進課(☎5211-8175)へ連絡してください。



く
し
く



すまい

公的住宅・住宅情報

区の住宅の入居者募集

住宅課住宅管理係 ☎5211-3607

住宅に困っている方を対象とした住宅です。空き家が出た場合に入居者の募集を行います。募集については、広報千代田や区のホームページ(右上の二次元コードからアクセス可)でお知らせします。



①区営住宅 一年以上区内に在住している比較的低所得の方の住宅です。

〈募集予定〉 6月・11月頃(空き家が出ない場合は募集を行いません)

②区民住宅 おおむね区営住宅の所得基準を超える方の住宅です。区内在住・在勤または親か子が区内在住であることが条件です。

〈募集予定〉 6月・11月頃(空き家が出ない場合は募集を行いません)

③高齢者住宅 一年以上区内に在住の高齢者(本人・同居親族とも65歳以上。ただし、配偶者が同居親族の場合はおおむね60歳以上)のための住宅です。

〈募集予定〉 6月・11月頃(空き家が出ない場合は募集を行いません)

その他の住宅の入居者募集

①都営住宅

(都)住宅供給公社募集センター
☎3498-8894
テレホンサービス ☎6418-5571



比較的低所得の都民のための住宅です。

〈募集予定〉

5月・11月上旬 一般募集住宅(家族向け・単身者向け)・定期使用住宅(若年夫婦向け・子育て世帯向け)・居室内で病死等があった住宅

8月・2月上旬 家族向け(ポイント方式)・単身者向け・シルバーピア・居室内で病死等があった住宅

②都民住宅

[東京都施行型募集分]

(都)住宅供給公社募集センター ☎3498-8894
テレホンサービス ☎6418-5571

[公社施行型・借上型募集分]

(都)住宅供給公社募集センター ☎3409-2244

[法人管理型(民間建設)募集分]

(都)住宅供給公社募集センター ☎3409-2244

いずれも、おおむね区営・都営の収入基準を超える方向けの住宅(家族向けのみ)です。



③公社住宅

(都)住宅供給公社募集センター ☎3409-2244



④UR賃貸住宅

UR都市機構東日本賃貸住宅本部 ☎3347-4330
コールセンター(空き室状況) ☎0120-411-363



土地・家屋の売買

土地の価格を調べるとき

地価公示価格および東京都基準地価格

景観・都市計画課調整担当 ☎5211-3610



すまい

▶ 土地を売買するとき

景観・都市計画課調整担当 ☎5211-3610

都市計画道路など都市施設の予定区域を含む200㎡以上の土地または規模の大きな5,000㎡以上の土地を売買するときには、公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)による事前の届出が売主に義務付けられています。

また、2,000㎡以上の土地取引については、国土利用計画法(国土法)による事後の届出が買主に義務付けられています。

建設・維持管理

▶ 土地に定められている都市計画

景観・都市計画課都市計画係 ☎5211-3610

土地には将来の道路整備や地区計画などの都市計画が定められている場合があります。土地の購入や建物を建築される際は、事前にご確認ください。

▶ 景観まちづくりに係る協議及び行為の届出等について

景観・都市計画課景観指導係 ☎5211-3639

建築物の新築、工作物の新設、屋外広告物の表示等、景観まちづくりに影響を及ぼす行為を行う場合、景観まちづくり協議及び行為の届出をお願いしています。

▶ 建築確認申請(新築・増築・改築などするとき)

建築指導課建築審査係 ☎5211-4308

すまいの新築・増築・改築などをするときには、敷地・用途・構造・建蔽率・容積率・高さなどに制限があります。工事を始める前に必ず建築確認申請を行い、建築確認を受けてください。



▶ 土木・建築工事の際は遺跡などの確認を

日比谷図書文化館文化財事務室 ☎3502-3348

土木・建築工事を計画する場合、該当地が区内の遺跡など(埋蔵文化財包蔵地)にかかるかどうか、できるだけ早い時期に確認してください。遺跡の有無・概要・範囲やその保護措置等についてお答えします。

▶ 新しい建物には住居表示を

コミュニティ総務課コミュニティ係 ☎5211-4180

住居表示実施地区で建物の新築、改築、出入口の変更の際は、届け出が必要です。

▶ まちづくりアドバイザーの派遣(建替え等)

(公財)まちみらい千代田住宅まちづくりグループ ☎3233-3223

マンションの維持管理、共同建築、再開発、マンションの建替えや大規模修繕、及びマンションの管理等既存建築物の保全の検討や勉強会に対して無料で専門家を派遣します。

▶ マンション管理組合顧問派遣

(公財)まちみらい千代田住宅まちづくりグループ ☎3233-3223

千代田区内に所在する高経年の分譲マンションの再生(修繕・耐震等改修・建替え)にあたり、管理組合が実質的に機能していないマンションに対して、専門家を管理組合の顧問として派遣し、適正な管理に向けて支援します。

※顧問派遣はまちみらい千代田でヒアリング等を行い、必要と認めた場合に実施します。



す
ま
い



仕事

▶ 技術を身につけるには

(都) 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎5320-4715

▶ 職をさがすときは

ハローワーク飯田橋 ☎3812-8609
東京しごとセンター ☎5211-1571

▶ 労働関係の相談は

(都) 労働相談情報センター ☎5211-2200
東京都ろうどう110番 (電話労働相談)
☎0570-00-6110

▶ 高齢者の就業支援

千代田区シルバー人材センター ☎3265-1903

60歳以上の健康で働く意欲のある方なら、どなたでも入会できます。働くことを通じて「生きがい」や「社会参加」を主な目的としています。



▶ 障害者の就労継続支援施設 (B型)

ジョブ・サポート・プラザ ちよだ ☎3263-1841
FAX 5211-2816
✉ cm-info@chiyoda-midori.jp



▶ 障害者の就労相談

障害者就労支援センター ☎3264-2153
FAX 3556-1223
✉ chiyoda.syuroushien@city.chiyoda.lg.jp



仕事



中小企業等

中小企業の福利厚生

▶ 公益社団法人ゆとりちよだ



千代田区内に事業所がある中小企業で働く方々や事業主の福利厚生充実のお手伝いをします。

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクウェア4階

☎3294-8558

FAX 3233-8692

✉ info@yutori-chiyoda.net

「ゆとりちよだ」は、千代田区内の中小企業の福利厚生の充実をお手伝いすることを目的とし、会員の会費と千代田区からの補助金により運営されています。

「ゆとりちよだ」は、1人あたり月500円の会費で中小企業の皆さんが自社だけではできないさまざまな福利厚生事業を提供しています。例えば、結婚や出産の祝い金、健康診断や人間ドックの利用補助、観劇やコンサートチケット、美術展、ディズニーマジックや水族館などのレジャー施設の割引あっせん、宿泊施設の利用補助等、経営者にとっても働く方々にとってもお得でうれしい内容です。

会社のクオリティを高め従業員の満足を得るために是非、入会をご検討ください！

「ゆとりちよだ」は、千代田区が区内の中小企業を支援するために設立した公益社団法人なので、他の福利厚生団体に比べてサービス内容が充実しています。各種事業の助成内容などには、絶対の自信を持っています。入会してみれば必ずその良さが実感できると思います。是非、入会をご検討ください。

《サービス内容》

- **給付**
祝金・見舞金・弔慰金の支給
- **健康**
健康診断・人間ドック補助／温泉・スポーツ施設
- **余暇活動**
日帰りバスツアー／宿泊補助／食事券／ジェフグルメカード／遊園地／レジャー施設／観劇・コンサート・スポーツ観戦／指定店割引
- **自己啓発**
美術展／図書カード／セミナー／カルチャー施設
- **財産形成**
融資の紹介／各種共済の紹介
- **会報誌の発行**
会報誌『ゆとりちよだ』の発行／ガイドブックの発行

<会費>

- **入会金**(1人あたり) 200円
- **会費月額**(1人あたり) 500円





身近な区政

選挙

選挙管理委員会事務局 ☎5211-4268

▶ 選挙人名簿への登録

選挙権を有している方(満18歳以上の日本国民)で、名簿登録基準日まで引き続き3か月以上住民登録がある方は、選挙人名簿に登録されます。選挙人名簿に登録されると、区外転出や死亡、国籍の変更がない限り、登録は抹消されません。

選挙人名簿への登録は、年4回の定時登録(3月・6月・9月・12月)と、選挙がある際の選挙時登録で行います。

※名簿登録基準日

定時登録……定時登録を行う月の1日

選挙時登録……選挙のつど基準日、登録日を決める

▶ 投票できる方

衆議院議員選挙及び参議院議員選挙では、選挙人名簿に登録されている方が投票することができます。

都知事選挙・都議会議員選挙及び区長選挙・区議会議員選挙では、選挙人名簿に登録されていることのほかに、投票するまで引き続き都内または区内に住所を有している必要があります。

▶ 選挙の案内・お知らせ

選挙の際は、有権者の方に投票所入場整理券を送付します。入場整理券には、投票区や投票所のほかに、投票に関する案内の記載があります。また、区の広報紙やホームページ等でも周知しています。

▶ 選挙公報

選挙のつど、選挙公報(候補者(又は政党)の名称や政見などを記載したもの)を区内世帯のポストへ直接お届けします。また、区役所や区の各施設、各投票所でも配布します。

※次の地域の方には個別で郵送します。

丸の内1～3丁目、大手町1・2丁目、内幸町1・2丁目、有楽町1・2丁目、霞が関1～3丁目、永田町1丁目、皇居外苑、日比谷公園、千代田

▶ 音声版選挙公報

視覚に障害がある方で、ご希望の方には音声版選挙公報(CD)を郵送します。選挙管理委員会事務局までご連絡ください。



▶ 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの用事があり、投票に行けない見込みの方は、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票をすることができます。

▶ 滞在地・旅行先での不在者投票

出張や帰省等で他の区市町村に滞っている方は、投票用紙を取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会へ持参することで、投票を行うことができます。



▶ 病院や老人ホーム等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院または入所している方は、病院等の職員に申し出ていただくと、病院長等が代理で投票用紙の請求をし、当該施設内で投票することができます。

▶ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証のいずれかをお持ちの方で、障害の程度等が公職選挙法で定められた要件に該当する方は、事前に申請していただくことにより、郵便等を利用して投票することができます。

▶ 点字投票

視覚が不自由な方で、点字での投票を希望される方は、投票所で点字器を使った点字投票ができます。

▶ 代理投票

心身の故障などで、候補者の氏名等を書くことができないときは、投票所で投票管理者に申し出ていただくことで、代理投票を行うことができます。

▶ 在外投票

日本国外に転出している方で、在外選挙人名簿に登録されている方は、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票をすることができます。在外選挙人名簿への登録については、①、②いずれかの方法で申請していただく必要があります。

- ①お住まいの地域を管轄する大使館又は領事館を通じて申請
- ②国外へ転出される方が転出届を提出する際、区役所(選挙管理委員会事務局)で申請

議 会

区議会事務局 ☎5211-4297

FAX 03-3288-5920 ✉ kugikai@city.chiyoda.lg.jp

区議会は、区的意思を決定する機関で、区民から選ばれた25名の議員をもって構成しています。区議会では、条例や予算の審議、請願・陳情の審査等を行っています。

区議会ホームページでは、区議会日程、本会議の会議録や各委員会の記録、議案の審議結果、議員紹介、小学校高学年を対象としたキッズページなど、さまざまな議会情報を掲載しています。



区議会
ホームページ



区議会議員



区議会公式X
(旧ツイッター)

▶ 区議会とは

議会には定例会と臨時会があり、定例会は2月、6月、9月、11月の年4回開きます。臨時会は、次の定例会までの間に議決が必要となったときに開きます。

議会の審査機関として、企画総務委員会、文教

福祉委員会、環境まちづくり委員会の3つの常任委員会を設け、議員はいずれかの常任委員会に所属しています。また、議会運営委員会のほか特定の事項を審査・調査するために、特別委員会を設けています。



身近な区政

▶ 区議会を傍聴したいときは

本会議の傍聴 本会議の開会当日、区役所8階の傍聴受付で受付票に氏名などをご記入のうえ、傍聴してください。なお、本会議場の傍聴席は66席(報道関係者席を含む)、車いす用として3席分を用意しています。また、区議会ホームページからライブ中継やリアルタイム文字配信をご覧ください。

各委員会等の傍聴 各委員会等の開会当日、区役所8階の委員会室で、受付票に氏名などをご記入のうえ、傍聴してください。

※本会議および各委員会等の日程は、区議会ホームページをご覧ください。また、区議会事務局までお問い合わせください。

※本会議や各委員会等の開会時間は、議会運営上変更する場合があります。

手話通訳サービス 本会議および各委員会等を傍聴される方で手話通訳をご希望の方は、1週間前までに区議会事務局へ申込書をお送りください。

傍聴者用託児サービス 本会議および各委員会等を傍聴される方(区内在住・在勤・在学者)で託児サービス(生後6か月以上の未就学児、定員3名、無料)をご希望の方は、2週間前までに区議会事務局へ申込書をお送りください。

▶ 会議の記録を見たいときは

本会議の録画映像や会議録、各委員会の記録を区議会ホームページからご覧いただけます。また、事務局でも公開しています。



映像



会議録

▶ 請願・陳情を出すには

請願・陳情 区政に関することや身近な問題など、皆様のご意見やご要望などを直接区議会に提出できる制度として、「請願」「陳情」があります。

「請願」の提出には、区議会議員1名以上の紹介(署名又は記名押印)が必要です。議員の紹介を必要としないものが「陳情」です。

請願・陳情の取扱い

(請願) 提出された請願は、議長が本会議において所管の常任・特別委員会または議会運営委員会に審査を付託します。その後、委員会で審査・調査を行い、結論が出た場合は、委員長が本会議で報告し、議会として採択または不採択の議決を行います。

(陳情) 区議会では、陳情の処理を迅速に行うため本会議の開会中閉会中を問わず、陳情の審査が行える「送付陳情」の制度を取り入れています。提出された陳情は、議長が議会運営委員会に諮り、送付する委員会を決定します。その後、送付先の委員会で、審査・調査を行います。

請願・陳情の提出 受け付けは常時行っていますが、請願はなるべく各定例会が開会される前でご提出ください。

詳しくは、区議会事務局へお問い合わせください。

▶ 区議会情報公開制度とは

この制度は、区民に開かれた公正で民主的な議会運営を確立するため、平成12年11月に施行したものです。個人情報保護に十分配慮したうえで、区議会が保有する情報を積極的に公開しています。議会の活動について説明責任を果たすことが、区民の皆さんの知る権利を保障し、議会に対する信頼性を高めます。



対象情報 区議会事務局の職員が職務上作成、または取得した文書・図面・写真・フィルム・磁気テープ・磁気ディスク・光ディスクその他これに類するもので、議長が管理しているものが情報公開の対象になります。

個人のプライバシーについて 議長は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公開されることのないよう慎重かつ最大限に配慮しています。

請求はどなたでも 公文書の開示は、どなたでも請求することができます。指定の申請書を区議会事務局に持参、郵送、ファクスまたはインターネットによる申請も受け付けています。

千代田区議会情報公開審査会 総合的な情報公開の推進と開示請求者の救済機関の役割を果たすことを目的として、第三者機関である情報公開審査会を設置しています。



▶ ちよだ区議会だより

年4回開会する区議会の定例会終了後に発行しています。内容は、区長から提案された議案および区民の皆さんから提出された請願・陳情の審査結果や区政課題に関する委員会の調査状況、委員会や議員から提出された議案、関係機関に提出した意見書などを掲載しています。また、臨時会を開会したときに臨時号も発行しています。



区内の住居ポストすべてに投函します。

※次の地域はポスティング対象外です。ご希望の方には個別に郵送(区内に限る)しますので、区議会事務局までお問い合わせください。

丸の内1～3丁目、大手町1・2丁目、内幸町1・2丁目、有楽町1・2丁目、霞が関1～3丁目、永田町1・3丁目、皇居外苑、日比谷公園、千代田

また、区議会ホームページでご覧いただけるほか、各自治体の広報紙が閲覧できる無料アプリケーション「マチイロ」で、電子媒体としても配信しています。

▶ ちよだ区議会だより 音声版・点字版

視覚に障害のある方で、ご希望の方にはちよだ区議会だより音声版(CD)及び点字版を郵送します。区議会事務局までご連絡ください。

広 聴

広報広聴課広報広聴係 ☎5211-4173

▶ 区民の声

区政に関する提案・要望・苦情などあらゆる声をお聴きし、区政に反映させていきます。意見は、窓口や文書、電話、メール、区のホームページ、意見箱などからお寄せください。



▶ 区政モニター

区民の皆さんの声を区政に反映させていくため、定期的に区政課題に関するアンケート等にお答えいただく区政モニター制度があります。任期は1年間です。募集については、広報千代田などでお知らせします。



▶ 区長への手紙

いつでも気軽に区長に意見や要望を伝えることができます。封書(料金受取人払い)の様式によりお寄せいただけます。専用の用紙は区政情報コーナー(区役所2階)や出張所に設置しています。

▶ 区民世論調査

毎年、区民の意識を統計的手法によって量的に収集・整理分析し、区政運営の参考としています。



調査結果は、出張所・図書館で閲覧できるほか、区のホームページからもご覧いただけます。



身近な区政

情報公開・個人情報保護・意見公募

▶ 情報公開制度

総務課法規担当

☎5211-4138

区が管理している文書・図面・写真・フィルム等の区政情報を、請求により公開します。



請求は区役所2階の区政情報コーナーで受け付けています(保健所の公文書については、保健所で受け付けています)。

区政情報は公開が原則ですが、個人情報や公正・円滑な区政の執行に支障をきたすおそれのある情報等については、公開できない場合があります。

区民等の皆さんは、区の機関が保有するご自身の個人情報の開示を請求することができます。また、開示されたご自身の個人情報の内容が事実でないと思うときや個人情報保護法に違反して保有・利用・提供されていると思われるときには、その個人情報の訂正や利用停止・削除を請求することができます。

区の個人情報の取扱いに関するご意見、ご質問は、情報システム課にお問い合わせください。

▶ 意見公募(パブリックコメント)

企画課企画係

☎5211-4140

区政における住民参加の促進を図り、開かれた区政を実現するため、区が重要な計画を策定する際などに、意見を公募しています。



意見公募の実施は、区のホームページや広報紙等でお知らせします。メール・郵便・ファクス等で、皆さんのご意見をお寄せください。

▶ 個人情報保護制度

情報システム課情報セキュリティ担当 ☎5211-4146

区では、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に定める個人情報の取得、管理、利用等のルールに基づき、個人情報の適切な取扱いを確保しています。



監 査

監査委員事務局 ☎5211-3600

▶ 監査委員

区の事務事業が法令に準拠して適正に行われているか、区民の福祉増進のため最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、行財政全般にわたって公正で効率的な運営確保等の観点からチェックを行うために監査委員が置かれています。



監査委員は、識見を有する者2人と区議会議員選出1人の計3人で構成されています。

▶ 住民監査請求

区民は、区の職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為または財務会計行為にかかる違法・不当な怠る事実について、監査委員に対して監査を求めることができます。

なお、監査を請求する際は書面により請求し、必ず事実を証明するものを添えなくてはなりません。



外郭団体・財政援助団体

▶ 公益財団法人まちみらい千代田

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21
ちよだプラットフォームスクウェア4階
☎3233-7555
FAX 3233-7557
✉ info@mm-chiyoda.or.jp

まちみらい千代田は、千代田区との連携のもと、在住の皆様をはじめ、在勤・在学の方も含め、地域社会の皆様のお役に立つようさまざまな事業を展開しています。



《主な事業》

1. 住宅まちづくり

魅力ある都心居住をテーマに、区内居住者の8割以上の方が住んでいるマンションの居住環境の整備、マンション内や地域とのコミュニティの醸成、地域環境整備のための再開発・共同建築の促進等、安心して住み続けるためのお手伝いをしています。

◇マンションの維持管理・再生支援による良好な居住環境の整備促進

◇マンション安全・安心整備支援による防犯・防災対策の促進

2. 産業まちづくり

地域産業の振興をテーマに、区内中小企業の経営課題解決やさらなる成長を支援するとともに、ビジネスチャンスの創出や起業促進を図る事業を行うほか、インキュベーション施設との連携や地域産業の活性化に取り組んでいます。

◇中小企業支援 ◇優良企業の表彰 ◇起業支援

◇インキュベーション施設との連携 ◇地方との連携

3. 協働まちづくり

集うをテーマに、3人以上のグループが自主活動を行う場合の支援や、千代田区に関する情報の発信等を行います。

◇まちづくり活動支援 ◇情報の発信と交流

▶ 一般社団法人千代田区観光協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17
☎3556-0391
FAX 3556-0392
✉ info@kanko-chiyoda.jp

千代田区観光協会は、千代田区及びその周辺地域の自然、景観、文化・歴史、産業・技術などの資源を活用し、観光を通じて千代田区のまちづくりに貢献するとともに国内外の交流と集客の創出を目指し、地域経済の活性化に寄与しています。



《主な事業》

- ・地域の魅力を国内外に伝えるため、公式ウェブサイト、SNS、プレスリリースによる情報発信
- ・多言語版観光ガイドブックや歴史マップ、四季折々の情報をまとめた観光パンフレットなどの発行
- ・千鳥ヶ淵の夜桜をライトアップする「千代田のさくらまつり」や千鳥ヶ淵ボート場で開催する「皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流し」など、各観光イベントの開催
- ・千代田区観光案内所の運営
- ・区内の魅力を発掘・発信する観光写真コンテストの開催

<PR>

公式ウェブサイトやSNS (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube) で最新のスポットやイベント情報を配信しています。是非フォローをお願いします。また、観光協会併設の千代田区観光案内所では、まち歩きに欠かせない周辺地域マップ・施設パンフレットを、千代田区をはじめ近隣区、全国各地より取り揃えています。是非お立ち寄りください。



社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-10
かがやきプラザ4階

☎3265-1901

FAX 3265-1902

✉ info@chiyoda-cosw.jp

アキバ分室

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-13
万世橋出張所・区民館6階

☎6285-2860

FAX 6285-2861

✉ akiba@chiyoda-cosw.jp

誰もが住みなれた地域の中で、安心して心豊かな生活を送りたいと願っています。千代田区社会福祉協議会は、地域住民の方をはじめとして行政や福祉関係者のご協力をいただき、「みんなが参加し、ささえ合うまちづくり」を進めています。



《主な事業》

1. みんなで助け合うまちづくりの推進

人と人とのつながりが弱くなった現代社会で、社会的孤立などが大きな社会問題となっています。町会単位でのご近所同士の交流や助け合い活動の支援、身近な場所で気軽に集まることができるサロンの拡充、住民の方にサービス提供の担い手となっていただく住民参加型家事援助サービスなどを通して、あたたかいつながりのある地域社会づくりを進めています。

2. ボランティア活動の推進

日本全国で災害が発生する中、本会でも大規模災害が発生した場合には、千代田区との協定に基づき、「災害ボランティアセンター」を設置し、対応にあたることになっています。また、中学、高校生等に夏休みを利用してボランティア活動を始めるとなる「夏の学生向けボランティア活動」、参加企業の社員が区内施設等でのボランティア活動を行う「ちよだボランティアクラブ」等の事業を通してボランティアの推進に努めています。

3. 区民の権利擁護の推進

高齢者や障がい者が権利侵害のトラブルに巻き込まれるケースが増えています。判断能力に不安がある高齢者、精神障がい者、知的障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、地域での生活を支援します。

4. その他

千代田区、長寿会との共催による「ふれあい福祉まつり」の開催や高齢者活動センター、研修センターの運営等を行っています。

公益社団法人千代田区 シルバー人材センター

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-10
かがやきプラザ4階

☎3265-1903

FAX 3265-1904

✉ chiyouaku@sjc.ne.jp

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている公益法人です。



社会参加に意欲のある60歳以上の健康な高齢者の方に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図り、地域社会の活性化と福祉の向上に貢献しています。シルバー人材センターが企業・家庭・公共団体等から請負形式または委任形式で仕事を引き受け、登録した会員に仕事を提供します。会員は就業することで、シルバー人材センターから配分金を受け取る仕組みになっています。

また、会員の多様な働き方に対応するため、シルバー人材センターは派遣事業所として、会員を発注元へ派遣することができるようになりました。現在公共の仕事により、実績を重ねています。

1. シルバー人材センター運営の原則

シルバー人材センターの運営は、会員が中心となり「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意で役員を選任し、理事会等の組織活動を通じて、組織や事業の運営に参画します。

そして会員一人ひとりが、互いに協力し合い、助け合いながら就業することを基本としています。



2. シルバー人材センターでの働き方

働くことを通じて「生きがい」や「社会参加」を主な目的としています。

雇用と違い、ご依頼主とシルバー人材センターとの間で請負契約または委任契約を締結しますので、ご依頼主と就業会員との間に雇用関係や指揮命令関係は発生しません(派遣就業は除く)。

シルバー人材センターでは、臨時的・短期的に就業するシステムを基本としているため、仕事によっては複数の会員によるグループ就業やローテーション就業が行われます。

3. シルバー人材センターへの入会方法

興味のある方、働く意欲のある方は、毎月第2・第4火曜日午後2時から、シルバー人材センター会議室にて入会説明会を行っております。是非、ご参加ください。

4. シルバー人材センターへの仕事の依頼

ご依頼内容や条件、契約金額等について話し合い、契約を交わします。契約金額の中には仕事をする会員への配分金のほか、仕事の提供に要する事務費、交通費が含まれます。

仕事の発注方法等については、お問い合わせください。仕事のご依頼をお待ちしています。





施設案内

目次

●高齢者施設	100
●障害者施設	105
●文化・スポーツ施設	106
●プールがある施設・こどもの池	109
●千代田区外のスポーツ施設	109
●区立図書館	110
●憩いと散策	112
●葬祭場	113
●区民宿泊施設	114
●そのほかの区内施設	114



高齢者施設

▶ 高齢者総合サポートセンター (かがやきプラザ)



かがやきプラザは、高齢者の相談窓口や活動施設、福祉人材育成のための研修センターを設置するほか、九段坂病院が合築し、それぞれが相互に関わりながら高齢者の生活を総合的に支援する施設です。

所在地 九段南1-6-10

交通 地下鉄九段下駅A4出口から徒歩3分

問合せ 在宅支援課施設調整担当

☎6265-6486

・同好会＝卓球、水彩画、手工芸、カラオケ、民謡、囲碁、ウクレレなど50余り

・その他＝季節行事、レクリエーション

指定管理者 (福)千代田区社会福祉協議会

●相談センター「高齢者の相談拠点」

☎3265-1165

相談センターでは、高齢者や家族の皆さんからの相談を24時間365日体制で受け付け、さまざまな機関と連携のもと、問題解決に向けた支援を行います。また、九段坂病院とも、連携・協力し合って、介護と医療のサービスをコーディネートします。

●高齢者活動センター「高齢者活動拠点」

☎3265-1161

高齢者活動センターは、高齢者の活動拠点として、高齢者がいきいきと元気に地域での暮らしを楽しめるよう、レクリエーション、講座などの催し物、同好会活動の推進、健康相談等を行い、健康づくり、仲間づくり、生きがいを支援しています。また、多世代の出会いや交流を促進しています。

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 第1日曜日、12月31日から1月3日
(1/1～1/3が日曜日の場合、1月の最終日曜日)

利用できる方 60歳以上の区民

利用方法 利用登録が必要です。初めて来館される方は、保険証など住所と年齢が確認できるものをお持ちください。また、看護師による簡単な健康チェックを受けていただきます。登録は無料です。

主な事業

- ・健康づくり事業＝健康相談、栄養講座、理学療法士によるスポット体操など
- ・かがやき大学＝前期・後期と通年で、健康(ウォーキング、医療知識、栄養など)・文化・美術・音楽・くらしなど

▶施設の内容

5階	浴室(男女各10人程度)、 フリースペース(談話室:テレビ・新聞・雑誌など、機能回復訓練室:トレーニングマシン)、 健康相談室、 娯楽室1(ゴルフレンジ・卓球)、 娯楽室2(麻雀)、 娯楽室3(ビリヤード)、 活動室5(壁面に鏡)
4階	活動室4-1・調理室、 活動室4-2、 活動室4-3(カラオケ)、 和室、事務室
1階	ひだまりホール(ピアノ、昇降ステージ付)
地下1階	地下有料駐車場(九段坂病院及びかがやきプラザ利用者用)

●研修センター「人材育成・研修拠点」

☎6265-6560

区民の方や専門職のための介護・福祉等に関する研修会等、家族介護者向け講座、ボランティア講座などを実施しています。また、介護の仕事に関心のある方や現場を離れた介護職の復職・就職を支援します。

指定管理者 (福)千代田区社会福祉協議会

主な事業

・介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講費の助成

介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修を受講し、修了後6か月以内に区内の福祉施設等に介護職として就職した方で要件を満たした方に研修受講料を助成します。研修受講期間



中の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

● **区内の介護・福祉職場への就職支援**

区内介護・福祉に関連するお仕事の相談・面接会を実施しています。

● **家族介護者向けの介護知識や技術に関する講座の実施**

高齢者の介護や生活支援に必要な知識や技術を学べる講座・講習会等を実施します。

● **高齢者等を支援するボランティア養成講座や福祉への理解を広める催の実施**

ボランティアの養成講座(認知症サポーター養成講座や高齢者を支援するボランティアの養成講座等)や福祉への理解を広める催し(映画会等)を実施しています。

● **ちよだで多世代交流Ciao! (ちよ)「多世代交流拠点」** ☎6265-6563

多世代交流拠点として、子ども、若者から高齢の方まで幅広い世代が交流するイベントや講座等を催しています。

指定管理者 (福)千代田区社会福祉協議会

▶ いきいきプラザ一番町



高齢者サービスを中心に文化コミュニティ・健康・保健の3つの機能を兼ね備えた都市型総合福祉施設です。特別養護老人ホーム・高齢者住宅等の施設、さまざまな人びとが利用できる多目的ホール(カスケードホール)や温水プール等が併設されています。

所在地 一番町12

交通 JR・地下鉄市ヶ谷駅下車徒歩13分、地下鉄麹町駅下車5番出口から徒歩5分、地下鉄半蔵門駅下車5番出口から徒歩5分

主な施設

いきいきプラザ一番町(ホール・プール等)、一番町特別養護老人ホーム、一番町高齢者在宅サービスセンター、いきいきプラザ一番町高齢者住宅、高齢者あんしんセンター麹町

指定管理者 (福)カメラア会

● **いきいきプラザ一番町**

●カスケードホール・会議室等 ☎3265-6311

開館時間 午前9時～午後10時(受付時間午前9時～午後5時30分)

休館日 毎月最終日曜

●プール ☎3265-6311

開館時間 午前10時～午後8時

休館日 毎月最終日曜

※年未年始は時間を短縮して開館します。なお、プールは水曜と土曜が貸切のため、利用時間が異なります。

申込み・問合せ

いきいきプラザ一番町事務室(受付時間午前9時～午後5時30分) ☎3265-6311

● **一番町特別養護老人ホーム** ☎3265-6131

常時介護を必要とし、かつ、居宅における介護が困難な要介護者(入院加療の必要な方を除く)が入所できる介護保険施設です。施設では、食事・排せつ・入浴等の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを提供しています。

● **一番町高齢者在宅サービスセンター**

☎3265-6131

在宅の要介護等の高齢者に、通所介護(デイサービス)を行っています。また、認知症の症状のある方を対象にしたデイサービスも行っています。デイサービスでは食事や入浴、日常生活訓練などのサービスを提供しています。

● **一番町指定居宅介護支援事業所**

☎3265-6131

その人らしい生活を実現するためのケアプランを作成しています。

● **高齢者あんしんセンター麹町** ☎3265-6141

麹町・富士見出張所管内にお住まいの高齢者やその家族を対象に、生活や介護、高齢者虐待に関することなど、さまざまな相談・支援を行っています。

来所による相談受付 午前9時～午後6時

休業日 日曜、1/1～1/3

運営事業者 (福)東京栄和会



施設案内

▶ ジロール神田佐久間町



所在地 神田佐久間町3-16-6 ☎5822-2650
交通 JR秋葉原駅・地下鉄秋葉原駅から徒歩5分
設置運営事業者 (福)新生寿会

●グループホームジロール神田佐久間町

認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活をします。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援などのサービスを提供しています。

●通所介護ジロール神田佐久間町

認知症の症状のある方を対象にデイサービスを行っています。デイサービスでは食事や入浴、日常生活訓練などのサービスを提供しています。

▶ 岩本町ほほえみプラザ



介護を必要とする高齢者のための福祉施設と地域団体などの活動の場としての区民利用施設からなる複合施設です。高齢者在宅サービスセンター、グループホームやケアハウス、さまざまな人びとが利用できる多目的ホール等が併設されています。

所在地 岩本町2-15-3 ☎5825-3407
交通 地下鉄岩本町駅下車A5出口から徒歩5分
主な施設

岩本町ほほえみプラザ(ホール・今川記念室)、岩本町高齢者在宅サービスセンター、グループホームいわもと、ケアハウスいわもと

指定管理者 (福)多摩同協会

●岩本町ほほえみプラザ(ホール・今川記念室)

利用時間帯 午前9時～午後10時

休館日 年始(1月1日～3日)

申込み

多目的ホールA・B、今川記念室＝岩本町ほほえみプラザ事務室で受け付け(受付時間：午前9時～午後7時)

●岩本町高齢者在宅サービスセンター

在宅の要介護等の高齢者に、短期入所生活介護(ショートステイ)と通所介護(デイサービス)を行っています。また、認知症の症状のある方を対象にしたデイサービスも行っています。ショートステイやデイサービスでは、食事や入浴、日常生活訓練などのサービスを提供しています。

●グループホームいわもと

認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活をします。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援などのサービスを提供しています。

●ケアハウスいわもと

自炊のできない程度の身体機能の低下や、独立して生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者のための入所施設です。食事や入浴サービスを提供しています。



▶ かんだ連雀



所在地 神田淡路町2-8-1 ☎3252-8815

交通 地下鉄都営新宿線小川町駅・丸ノ内線淡路町駅下車A3出口から徒歩3分

設置運営事業者 (福)多摩同協会

●特別養護老人ホームかんだ連雀

常時介護を必要とし、かつ、居宅における介護が困難な要介護者(入院加療の必要な方を除く)が入所できる介護保険施設です。施設では、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを提供しています。

●かんだ連雀ホームヘルプサービス

在宅生活に必要な身体介護や生活援助を提供しています。

●かんだ連雀いつでもサポートサービス

(定期巡回随時対応型訪問介護・看護)

在宅生活が継続できるように、24時間365日必要とする援助を提供しています。

●神田居宅介護支援センター ☎5207-5708

その人らしい生活を実現するためのケアプランを作成しています。

●高齢者あんしんセンター神田 ☎5297-2255

神保町・神田公園・万世橋・和泉橋出張所管内にお住まいの高齢者やその家族を対象に、生活や介護、高齢者虐待に関することなど、さまざまな相談・支援を行っています。

来所による相談受付 午前9時～午後6時

休業日 日曜、1/1～1/3

▶ ジロール麹町



所在地 麹町2-14-3 ☎3222-8750

交通 地下鉄半蔵門線半蔵門駅4番出口徒歩2分または渋谷方面寄エレベーター出入口目の前

設置運営事業者 (福)新生寿会

●小規模特別養護老人ホームジロール麹町

常時介護を必要とし、かつ、居宅における介護が困難な要介護者が入所できる介護保険施設です。施設では、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援などのサービスを提供しています。

●グループホームジロール麹町

認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中で、小人数で共同生活をします。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援などのサービスを提供しています。

●小規模多機能型居宅介護事業所ジロール麹町

利用者の心身の状況に応じ、「通所」のサービスや在宅への「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、食事・入浴・排せつなどの介護や支援などのサービスを提供しています。



▶ 淡路にこここフォーユープラザ



所在地 神田淡路町2-109

交通 地下鉄都営新宿線小川町駅・丸ノ内線淡路町駅A5出口から徒歩3分

設置運営事業者 (福)奉優会

●フォーユーデイサービス淡路 ☎5298-6018

1日の日帰りサービスで、入浴・食事の提供や、作業療法士による機能訓練、専門講師による音楽療法等を実施し、身体・心肺機能の向上、認知症の予防を図ります。

●優っくりデイサービス淡路 ☎5298-6018

認知症の症状のある方を対象にしたデイサービス

スを行っています。入浴・食事の提供などの日常生活支援、生活機能向上のための機能訓練を少人数制で行います。また、医療的支援が必要な方も受け入れます。

●フォーユーショートステイ淡路

☎5298-6028

短期間の宿泊サービスで、利用者それぞれの生活リズムに合わせた総合的な介護サービスを提供します。レクリエーションや体操などを楽しんでもらいながら生活機能を維持し、自宅に戻った後も安心して在宅生活が継続できるよう支援します。

▶ THE BANCHO



所在地 二番町7番地6

交通 JR・地下鉄四ツ谷駅から徒歩5分、地下鉄麴町駅から徒歩5分、地下鉄半蔵門駅から徒歩10分

設置運営事業者 (福)平成会

●ザ番町ハウス ☎3238-0088

●特別養護老人ホーム・ユニット型

定員108名(12名×9ユニット)

原則要介護3から5に認定された方にご入居いただけます。1ユニットは12室の個室で構成され、全室トイレ付です。住み慣れたまちでの生活やご家族とのつながりを保ちつつ、ザ番町ハウスならではの楽しみやプログラムを提供します。

●ショートステイ・ユニット型

定員12名(12名×1ユニット)

「短期間のご滞在」で、要介護の認定を受けているすべての方にご利用いただけます。ゲストには機能回復の時間を、ご家族には介護休暇の時間を、それぞれ提供します。

●番町グループホーム ☎5213-0088

定員18名(9名×2ユニット)

「すまい」として、要支援2及び要介護1から5に認定された認知症の方に、ご入居いただけます。1ユニットは9室の個室で構成され、より少人数での共同生活です。できることをできるだけ継続していただき、難しくなったところをスタッフがサポートします。

▶ 高齢者住宅



高齢者が生活しやすいように配慮した、安全で利便性の高い構造と設備をもった住宅です。入居者の安否確認や緊急時の対応、日常生活の相談などのために生活協力員を配置しています。

対象

65歳以上で、現に住宅に困窮しているひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯

問合せ 住宅課住宅管理係 ☎5211-3607

障害者施設

▶ 障害者福祉センターえみふる



心身に障害のある方とその家族に、休養と教養の向上およびレクリエーションの場を提供するとともに機能回復訓練や健康相談を行っています。障害者総合支援法に基づく計画相談支援、生活介護も行っています。

所在地 神田駿河台2-5

☎3291-0600 FAX 3291-0608

✉ emifuru@chime.ocn.ne.jp

交通 JR御茶ノ水駅から徒歩4分、地下鉄丸ノ内線御茶ノ水駅から徒歩5分、千代田線新御茶ノ水駅から徒歩6分
・地域福祉交通「風ぐるま」が停車します。

開館時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く)

休館日 年末年始

利用できる方 区内在住の障害者とその家族

指定管理者 (福)武蔵野会

▶ 施設の内容

5階	ホール・講習室
4階	リハビリルーム・デイルーム・相談室・療浴室
3階	サロンドゥちよだ・活動室・音楽室・ほっとサロン
2階	グループホーム・ショートステイ
1階	福祉センター事務室

▶ ジョブ・サポート・プラザ ちよだ



知的障害のある方に作業や生産活動などの機会を提供し、就労支援を行っています。障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護を行っています。

所在地 九段南1-2-1 区役所3階

☎3263-1841 FAX 5211-2816

✉ cm-info@chiyoda-midori.jp

開館時間 午前9時～午後4時

休業日 土曜・日曜・祝日・年末年始

指定管理者 (福)武蔵野会

▶ 障害者就労支援センター



受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時

内容

5名のジョブコーチが、障害のある方の就職活動の支援や職場の悩みなど、職業生活のさまざまな相談を随時お受けしています。また毎月第3水曜日に「障害者就労相談室(予約制)」を実施しています。

雇用する企業に対しては障害者雇用のアドバイスをしています。

障害のある方の就労について、理解を促進するための講演会の実施や季刊誌の発行を行っています。

対象

区内在住の身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・難病患者など

区内で障害者を雇用している事業所またはこれから障害者雇用を始める事業所

所在地 九段南1-2-1 区役所3階

☎3264-2153 FAX 3556-1223

✉ chiyoda.syuroushien@city.chiyoda.lg.jp



▶ 障害者よろず相談 MOFCA (モフカ)



障害のある方、手帳を持たない心の病・発達障害のある方やその家族が、身近な困りごとを何でも気軽に相談できます。また、いつでも気軽に立ち寄れる心地よい居場所の提供を行っています。

所在地 一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル1階
☎6269-9755 FAX 6269-9754
✉ info@mofca.net

対応時間 月曜～金曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前10時～午後5時
休業日 日曜・祝祭日・年末年始

交通 地下鉄東西線竹橋駅直結、地下鉄半蔵門線・都営地下鉄新宿線・都営地下鉄三田線神保町駅から徒歩5分(A8出口)

文化・スポーツ施設

▶ 内幸町ホール



小劇場ながら、使いやすさを追求し、多目的な利用が可能なホールです。小演劇・講演・式典・寄席・小音楽会等にご利用ください。

所在地 内幸町1-5-1 ☎3500-5578
定員 188人(固定134席、可動49席、親子室5席)
休館日 12月29日～1月3日

設備 舞台・照明・音響・映写・ピアノ等
申込み 使用する月の1年前の1日から
指定管理者 (株)コンベンションリンケージ
URL <https://www.uchisaiwai-hall.jp>

▶ 九段生涯学習館、スポーツセンター7・8階



グループ・サークル活動に利用していただくための施設です。

●九段生涯学習館
所在地 九段南1-5-10 ☎3234-2841
利用時間 午前9時～午後9時
休館日 第3月曜日(祝日の場合は次の平日)、12月29日～1月3日

●スポーツセンター7・8階
所在地 内神田2-1-8 ☎3256-8444



▶ コミュニティスクール (昌平童夢館・神田さくら館・麹町小学校・富士見みらい館)



コミュニティスクール(昌平童夢館・神田さくら館・麹町小学校・富士見みらい館)は、小学校・幼稚園・児童館・図書館など、さまざまな施設からなっており、学校等が使用していない時間帯を、地域の皆さんの生涯学習・スポーツ活動の場として利用できる複合施設です。

	昌平童夢館	神田さくら館	麹町小学校	富士見みらい館	
所在地・電話	外神田3-4-7 ☎3251-5641	神田司町2-16 ☎3256-6061	麹町2-8 ☎3263-3831 (麹町出張所)	富士見1-10-3 ☎3263-1180 (施設総合受付)	
交通	地下鉄末広町駅から徒歩5分、 JR秋葉原駅から徒歩7分	JR・地下鉄神田駅、地下鉄淡路町駅・小川町駅から徒歩5分	地下鉄半蔵門駅から徒歩3分、 地下鉄麹町駅から徒歩5分	JR・地下鉄飯田橋駅から徒歩8分	
施設・ 利用時間	小学校	昌平小学校	千代田小学校	麹町小学校	
	児童館	月～金＝午後6時～10時、 学校休業日＝午前9時～午後10時 ※校庭は午後9時まで(神田さくら館のみ、 午後8時30分まで)		月～金＝午後6時～10時、 学校休業日＝午前9時～午後10時	
	プール	25m4コース、幼児用プール、 ジャグジー、採暖室	25m4コース、幼児用プール、 ジャグジー、採暖室	25m4コース、幼児用プール、 採暖室	25m4コース(夏期の 6～9月のみ開放)
	図書館	昌平まちかど図書館	神田まちかど図書館		
	休館日	第2日曜・年末年始	第3日曜・年末年始	第2日曜・年末年始	第2日曜・年末年始
登録窓口	昌平まちかど図書館	神田まちかど図書館	麹町出張所	富士見みらい館総合受付	

▶ ちよだパークサイドプラザ



ちよだパークサイドプラザは、小学校施設を核として、地域の皆さんが集い・憩い・学ぶことができる多目的な複合施設です。学校が使用していない時間は施設を利用できます。

所在地・電話	神田和泉町1 ☎3264-8931	
交通	JR・地下鉄秋葉原駅から徒歩7分、地下鉄岩本町駅から徒歩10分	
施設・ 利用時間	会議室・集会室	月～土＝午前9時～午後10時 日・祝日＝午前9時～午後5時
	多目的ホール	月～土＝午後6時～10時 日・祝日＝午前9時～午後5時
	区民図書室	月～土＝午前9時～午後7時 日・祝日＝午前9時～午後5時
	プール	月～土＝午前10時～午後9時 火・日・祝日＝午前9時～午後5時 1～3月は午後1時から開場 10月～12月は利用休止
	体育館・教室	月～金＝午後6時～10時 土＝午前9時～午後10時 日・祝日＝午前9時～午後5時
利用できる方	団体登録をした団体が利用できます。図書室・プールはどなたでも利用できます。	
団体登録窓口	ちよだパークサイドプラザ1階受付	
休館日	第3日曜日、年末年始(12月31日から翌年1月3日まで)	



施設案内

▶ スポーツセンター

スポーツ・レクリエーションのための総合施設です。7・8階は生涯学習施設として利用できます。



所在地 内神田2-1-8 ☎3256-8444

利用時間 午前9時～午後9時

休館日 第3月曜日(祝日の場合は次の平日)、
12月29日～1月3日

▶ 外濠公園総合グラウンド

グラウンドとテニスコートがあります。グラウンドでは運動会と野球、サッカー、フットサルができます。700人の観覧席とナイター設備も整っています。野球は軟式・ソフトボール、テニスは硬式・軟式とも利用可能です。



所在地 五番町先 ☎3341-1731

▶ スポーツ開放

中学校等の体育館を夜間定期的に開放しています。



開放中学校・所在地

- ・ 麴町中学校体育館(平河町2-5-1)
- ・ 神田一橋中学校体育館(一ツ橋2-6-14)
- ・ 旧今川中学校体育館(鍛冶町2-4-2)
- ・ ちよだアートスクエア(外神田6-11-14)

▶ 校庭開放

対象 区内在住・在学の小学生・幼児(保護者同伴)

開放校 区立小学校(全8校)

開放日時 (学校により異なりますのでご確認ください)

土曜・日曜・学校休業日=午前9時～午後4時

問合せ 各区立小学校

▶ 子どもの遊び場

区内の公園や区の施設で、時間・場所を限定してボール遊び等が自由にできる子どもの遊び場事業を行っています。プレーリーダーが子どもたちの見守りや遊びの手伝い、遊び道具の貸し出しも行っていきます。現在8か所で開催しており、事前の申込みや登録は不要です。



※場所や時間、中止連絡など詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問合せ 子育て推進課子育て推進係

☎5211-3653



プールがある施設・こどもの池

▶ プール開放



土・日・祝日と夏休み期間中は、区営プール(下の②を除く)を18時まで小・中学生に無料開放します。実施日時・利用条件が施設により異なります。各施設にお問い合わせください。

- | | | | |
|-----------------|--------------------|---------------------|------------|
| ① 麴町小学校 | ☎3263-3831 (麴町出張所) | ⑤ 神田さくら館(千代田小) | ☎3256-6061 |
| ② いきいきプラザ一番町 | ☎3265-6311 | ⑥ 昌平童夢館(昌平小) | ☎3251-5641 |
| ③ 富士見みらい館(富士見小) | ☎3263-1180 | ⑦ ちよだパークサイドプラザ(和泉小) | |
| ④ スポーツセンター | ☎3256-8444 | | ☎3864-8931 |

▶ こどもの池



毎年7月下旬～9月上旬頃まで、区内の一部公園に「こどもの池」を開設しています。池の深さは30センチメートル程度で、トイレとシャワーの設備があります。毎日水を入れ替えており、清潔で安全なほか、監視員が常駐しているため、小さなお子さんも安心して遊べます。

夏のひとときは是非ご利用ください。

※二次元コードのリンク先は、毎シーズン更新します。

千代田区外のスポーツ施設

▶ 花小金井運動施設

軟式野球・フットサル・ゲートボール等が利用できる施設です。

所在地 小平市花小金井南町3-2-7



▶ 江戸川河川敷少年サッカー場

所在地

江戸川河川敷少年サッカー場＝埼玉
県三郷市岩野木先

クラブハウス(サンケイスポーツセンター)＝埼玉
県三郷市新和4-527



▶ 夢の島東少年野球場

所在地 江東区夢の島3



区立図書館

区立図書館は中央館・特別館・地域館・分館を含めて5館あり、各図書館ではのべ約59万点の蔵書やCDなどの資料の閲覧・視聴・貸し出しサービスを行っています。

図書館一覧



施設名・所在地・電話	開館時間	休館日	付帯施設（有料）
中央館 千代田図書館 九段南1-2-1 (区役所9・10階) ☎5211-4290	・月～金曜＝午前10時～午後10時 ・土曜＝午前10時～午後7時 ・日曜・祝日、12月29日～31日 ＝午前10時～午後5時 ※夏期は午前9時開館	・第4日曜 ・1月1日～3日 ・特別整理期間	・研修室 学習・会議・研修などに利用できます。 <利用方法・料金> 別途お問い合わせください ・こどもひろば 保護者の方が図書館を利用される際に、10階子ども室でお子さんを一時的にお預かりします。 <利用対象> 区内在住の生後6か月～小学校就学前までのお子さん(事前予約制) <利用できる日時> 第1、3土曜午前10時～正午、午後1時～午後4時
特別館 日比谷図書文化館 日比谷公園1-4 ☎3502-3340	・月～金曜＝午前10時～午後10時 ・土曜＝午前10時～午後7時 ・日曜・祝日＝午前10時～午後5時 ※付帯施設により開室時間が異なります	・第3月曜 ・12月29日～1月3日 ・特別整理期間	※別表（111ページ）参照 <利用方法・料金> 別途お問い合わせください
地域館 四番町図書館(仮施設) 三番町14-7 ☎3239-6357	・月～金曜＝午前9時～午後8時 ・土曜＝午前9時～午後7時 ・日曜・祝日、12月29日～30日 ＝午前9時～午後5時	・第1日曜 ・12月31日～1月3日 ・特別整理期間	
分館 昌平まちかど図書館 外神田3-4-7 ☎3251-5641 神田まちかど図書館 神田司町2-16 ☎3256-6061	・午前9時～午後8時 ・12月29日～30日 ＝午前9時～午後5時	・第2日曜 ・12月31日～1月3日 ・特別整理期間	
		・第3日曜 ・12月31日～1月3日 ・特別整理期間	

※図書館以外に、ちよだパークサイドプラザ区民図書室(107ページ)や男女共同参画センター MIW (114ページ)でも資料の閲覧・貸し出しを行っています。

● 図書の貸し出し

● 貸出券

図書の貸し出しやサービスの利用には「貸出券」が必要です。住所・氏名が確認できるもの(健康保険証・運転免許証・学生証など)をお持ちください。

● 貸出数・貸出期間

	区内在住者	区外在住者
図書・雑誌・紙芝居	10冊2週間	5冊2週間
CD	3点2週間	3点2週間
DVD・ビデオ	2点2週間	2点2週間

※予約がない場合に限り、貸出期間内に1回のみ1週間延長することができます。返却期限の当日までにご連絡ください。



日比谷図書文化館は、図書館サービスや文化財の展示、様々な講座・セミナー・イベント事業などを通して、生活や仕事に役立つ幅広い資料や情報を一体的に提供する複合文化施設です。

●日比谷図書文化館の主な内容(※別表)

階	部屋名	概要
4階	スタジオプラス (小ホール)	各種講座などを開催するほか、会議やセミナー、ワークショップの開催など、一般の方も使用できます。【有料・定員60名】
	セミナールーム (会議室)	各種講座などを開催するほか、会議や打ち合わせ用として一般の方も使用できます。【有料・2室・定員各24名】
	特別研究室	内田嘉吉文庫や江戸・東京の地域資料、和本など、貴重な古書約2万冊を直接手に取って閲覧できます。
	特別研究席	全席に電源コンセントと無線・有線LANを備え、読書や研究に利用できます。【有料・32席】
3階 2階	図書フロア	約22万冊の蔵書と約300の閲覧席を有し、セカンドオフィス機能、調査・読書環境の提供をコンセプトに各種サービスを行っています。
1階	常設展示室	「環境・人間・都市」をテーマに、資料や映像を活用し、千代田区の原始・古代から近代に至る歴史を紹介します。
	特別展示室	期間ごとに学術的なテーマや芸術的なテーマの展示を開催します。 【一部有料】
	Library Shop&Café Hibiya (ショップ&カフェ)	図書フロアの本を読みながら飲み物や軽食を召し上がられるほか、書籍なども購入できます。
地下 1階	Library Dining HIBIYA (レストラン)	図書フロアの本を読みながら飲み物や食事を召し上がられます。
	日比谷コンベンションホール (大ホール)	講演会やイベントなどを開催するほか、一般の方も使用できます。 【有料・207席】

※講座・セミナー・イベントなどの開催内容、施設使用料金や業務時間など詳しくは、施設にお問い合わせください。

●日比谷図書文化館文化財事務室

文化財事務室は、資料の収集保存、地域の歴史・文化等の調査研究、常設や企画展示、文化財講座の開催をはじめ、史跡・埋蔵文化財の保護など、文化財の保存活用に関する活動を行っています。

窓口(開庁)時間 月～金曜(祝日・年末年始を除く)

午前10時～午後6時

※文化財事務室が主催する展示の開室時間は、窓口(開庁)時間と異なります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ ☎3502-3348



憩いと散策

▶ 千鳥ヶ淵緑道

靖国通りから内堀通りにぬける千鳥ヶ淵沿いに整備された全長約700mの散歩道で、さくらのほか四季折々の花が楽しめます。



▶ 千鳥ヶ淵ボート場

付近一帯は、都内でも名高い景勝の地です。

所在地 三番町2先 ☎3234-1948

交通

地下鉄九段下駅から徒歩10分、地下鉄半蔵門駅から徒歩10分

開場期間

3月1日～11月30日(月曜休場、ただし祝祭日の場合は翌日を休場)

乗艇時間

午前10時～午後5時
(季節により営業時間が変わります)

料金

1艘(3人乗) 30分500円／1時間1,000円
(観桜期30分／800円、1時間1,600円)

問合せ 商工観光課観光・地方連携担当
☎5211-3650

▶ 区立都市公園・児童遊園

区民の憩いの場、そして、児童・幼児が楽しく遊べる公園です。

東郷元帥記念公園・千鳥ヶ淵公園・神田児童公園・芳林公園・和泉公園には、こどもの池(夏季のみ開設)が設置されています。

問合せ 道路公園課維持係 ☎5211-4243



▶ ふるさと文化の散歩道

区内の自然、史跡、文化施設などを身近に親しめる散策コースです。

問合せ

日比谷図書文化館文化財事務室 ☎3502-3348



葬祭場

千代田万世会館

葬儀・法要にご利用ください。また、
のない場合は集会・会議室として利用
できます。



所在地 外神田1-1-7
☎5295-2831

交通 JR・地下鉄日比谷線・つくばエクスプレ
ス(TX)秋葉原駅電気街口から徒歩5分、地下
鉄小川町駅・淡路町駅から徒歩10分

施設の内容

階	施設名	定員	面積	利用形態
7階	事務室	—		受付・事務室
6階	式場(B) 兼会議室	30名	65㎡	葬儀利用(初七日法 要を含む)集会・会議 または法要利用
5階	休憩室(B) 兼集会室	30名	17.5 畳	
4階	休憩室 (A)	40名	50㎡	葬儀専用(初七日法 要を含む)ロビーは 弔問客の受け付け に利用できます
3階	式場(A)	40名	63㎡	
2階	ロビー	—		
1階	玄関・ 駐車場	—		霊柩車・宗教者車両 の利用

※3階にはご遺体安置用の冷蔵庫があります。

指定管理者(令和5年9月現在)
(株)日比谷花壇

●葬儀利用(利用できる葬儀)

- ・死亡時に区内に住んでいた方の葬儀
- ・区内に住んでいる方が主宰する葬儀
- ・死亡時に区内の商店会に加入していた事業主の
葬儀

受付時間

- ・予約は終日受け付けています。
- ・利用申込書の受け付け、利用料金お支払いは、
午前9時から午後7時までです。

休館日

1月1日～2日、館内整理日(原則として奇数月
の最終友引の日)

申込み

会館事務室へ電話等で予約をし、ご利用の前ま
でに申込書に利用料金を添えて会館事務室へ申し
込んでください。

※利用以外の問い合わせは、コミュニティ総務課
管理係(☎5211-4181)へ。

●ご遺体安置用冷蔵庫の利用

利用時間

安置室へのご遺体の出し入れは、午前6時から
午後11時まで。ただし、他家葬儀中や休館日(1月1・
2日を除く)の出し入れはできません。

お預かり期間中、対面されるときはご依頼の葬
祭業者からの申し込みが必要です。

対面できる時間

午前9時30分～午後5時30分

依頼した葬祭業者が同行する場合は、上記時間
以外も対面可能です。

ただし、他家葬儀中は対面できません。

●集会・会議・法要利用

利用できる方

- ・区内在住・在勤者
- ・区内の公共団体および公共的団体
- ・法要で利用する場合は、葬儀の利用に準じます。

申込み

利用日の前月1日から前日までに千代田万世会
館事務室へ予約し、利用前に申込書に利用料金を
添えて会館事務室へ申し込んでください。

●その他葬儀利用ができる区施設

富士見区民館 ☎3263-3841

- ・葬儀用＝洋室E
- ・お清め・控え室＝和室、洋室A・B・C・D

西神田コスモス館 ☎5215-9065

- ・葬儀用＝区民ホール
- ・お清め・控え室＝記念室

詳しくは、各施設へお問い合わせください。



区民宿泊施設

▶ 区民宿泊助成



区と協定を結んだ施設(箱根町、湯河原町、孺恋村)を区民料金で、ご利用いただけます。

問合せ コミュニティ総務課管理係 ☎5211-4181

▶ 区民宿泊施設(メレーズ軽井沢)



メレーズ軽井沢は、軽井沢町の自然環境に恵まれた閑静な地区にある宿泊施設です。

利用できる方

- ・区内在住・在勤・在学者
 - ・区内在住者に同行する方
 - ・区内在勤・在学者に同行する家族
- 詳細は、区のホームページ(右上の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。

問合せ

予約・施設について メレーズ軽井沢 ☎0267-45-2676

その他 子ども施設課 ☎5211-4275

客室タイプ	部屋数
パブリック棟 2人用和室	1室
パブリック棟 4人用和室	3室
7人用コテージ	1棟
8人用コテージ	3棟

そのほかの区内施設

▶ 男女共同参画センター MIW (ミュウ)



性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現をめざす地域の活動拠点施設です。

所在地 九段南1-2-1 区役所10階

☎5211-8845 FAX 5211-8846

✉ miw@city.chiyoda.tokyo.jp

開館時間

月～金曜日＝午前9時～午後9時、土曜日＝午前9時～午後5時

休館日

日曜日、祝日、年末年始

利用案内

・交流サロン

少人数のミーティングや情報交換ができるオープンスペースです。

・情報ライブラリ

本・雑誌・資料(行政資料、DVD等)は千代田

図書館のカードで貸出しています。

・ミーティングルーム(予約制)

10人程度のミーティング、学習会、グループ作業ができるスペースです。利用には団体登録のうえ、予約が必要です。

・相談室(予約制)

夫婦・パートナー、家族関係、人間関係、働き方、ハラスメント、夫婦や恋人など親密な間柄での暴力(DV)、性に関すること、性暴力、犯罪被害など、専門の相談員による電話・面接での相談を受け付けています。また、女性弁護士の法律相談も行っています。

予約専用 ☎5211-4316



▶ ちよだプラットフォームスクウェア



地域の特徴を生かし、さまざまな新しいビジネスを生み出す支援を行う施設です。

所在地 神田錦町3-21 ☎3233-1511

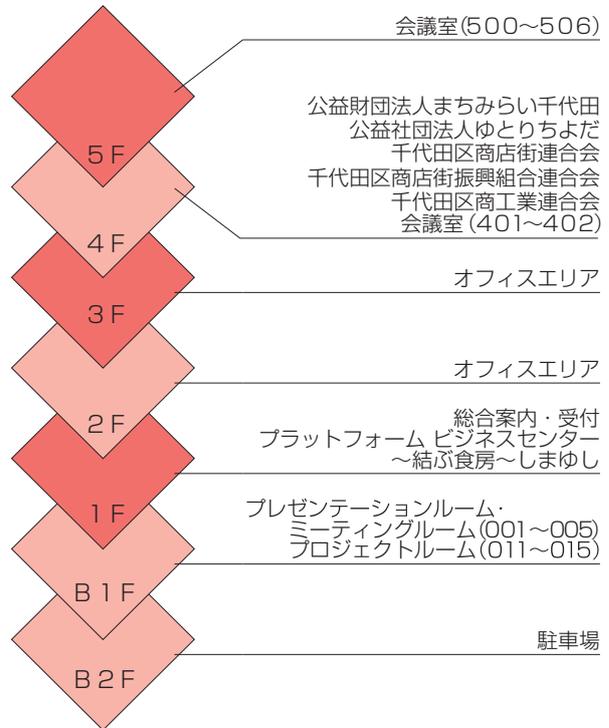
交通 地下鉄竹橋駅3b出口から徒歩2分、神保町駅A9出口から徒歩7分、JR神田駅西口から徒歩12分

問合せ プラットフォームサービス(株)

[URL](http://www.yamori.jp) <http://www.yamori.jp>

[メール](mailto:info@yamori.jp) info@yamori.jp

■フロア案内



▶ ちよだアートスクエア(旧アーツ千代田 3331) 一時閉館中



「千代田区文化芸術プラン(第四次)」で文化芸術拠点施設に位置づけた施設で文化芸術活動の場所や機会を提供します。

施設老朽化に伴う改修工事のため、令和4年度末で一時閉館し、令和9年度にリニューアルオープンすることを予定しています。

所在地

外神田6-11-14 (旧練成中学校)

交通

地下鉄末広町駅4番出口から徒歩1分、湯島駅6番出口から徒歩3分





索引

B

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成……………30

H

HIV (エイズ)抗体検査……………63

L

LEDや空調設備等を改修した方への助成……………40

T

THE BANCHO……………104

あ

愛の手帳(療育手帳)……………75
赤ちゃん・ふらっと……………55
新しい建物には住居表示を……………87
淡路にこここフォーユープラザ……………104

い

いきいきプラザ一番町……………101
育児支援訪問事業……………54
意見公募(パブリックコメント)……………94
一時的な資金の調達に……………38
一時(いちじ)保育……………58
一時(いっとき)預かり保育……………58
一般社団法人千代田区観光協会……………95
移動支援事業……………76
犬を飼うとき……………79
医療機関一覧……………64
医療ステイ利用支援……………71
岩本町ほほえみプラザ……………102
印鑑登録……………46

う

内幸町ホール……………106

え

江戸川河川敷少年サッカー場……………109

お

音声版広報……………76
音声版選挙公報……………90

か

海外からの入学・転校……………61
会議の記録を見たいときは……………92
外国人学校児童・生徒の保護者への補助……………34
外国人住民の方の登録制度……………47
介護保険制度……………66
介護予防……………67
飼い主のいない猫の手術費の一部助成……………36
かがやきカウンセリングルーム……………71
各種相談……………24
学童クラブ……………59
風ぐるま……………12
紙おむつ支給……………71
肝炎ウイルス検査……………63
がん患者のウィッグ等購入費助成……………32
がん検診……………63
監査委員……………94
かんだ連雀……………103

き

期日前投票……………90
技術を身につけるには……………88
救急医療情報キットの無料配付……………70・76
救急通報システム……………70・75
休日応急診療……………62
居宅訪問型保育事業……………58

<

区歌……………5
区議会情報公開制度とは……………92
区議会とは……………91



区議会を傍聴したいときは	92
区緊急保育施設	57
区政情報コーナー	17
区政モニター	93
九段生涯学習館、スポーツセンター7・8階	106
区長への手紙	93
国の行政に関する相談(行政苦情110番)	29
区の位置・面積	4
区の住宅の入居者募集	86
区のシンボル	4
区の税金	48
区の成り立ち	4
区補助対象保育室	57
区民館・集会室	22
区民歯科健診	63
区民宿泊施設(メレーズ軽井沢)	114
区民宿泊助成	114
区民葬儀	84
区民相談室(区役所2階)	23
区民の声	93
区民世論調査	93
区役所本庁舎 主なフロア構成	18
区立小・中学校の入学、転校	60
区立中等教育学校	60
区立都市公園・児童遊園	112
区立幼稚園・区立こども園・幼保一体施設 (短時間保育)の入園	60
車いすの貸出	72・76

け

景観まちづくりに係る協議及び行為の届出等について	87
敬老祝金・祝品	69
敬老会	69
敬老入浴券	69
結核患者の医療費助成	31
健康回復支援ショートステイ	72
建築確認申請(新築・増築・改築などするとき)	87
原爆展用写真パネル貸出	78

こ

公益社団法人千代田区シルバー人材センター	96
公益財団法人まちみらい千代田	95
公益社団法人ゆとりちよだ	89
公園数	6
光化学スモッグ	85
後期高齢者医療制度	73

後期高齢者入院時負担軽減	72
校庭開放	108
広報媒体の紹介	14
高齢者いきいき相談	70
高齢者インフルエンザ予防接種	62
高齢者運転免許証自主返納支援事業	34
高齢者サービスのしおり	66
高齢者住宅	104
高齢者食事支援サービス	71
高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)	100
高齢者の就業支援	88
高齢者肺炎球菌予防接種	62
高齢者福祉住環境整備	34
高齢者向け返済特例制度	34
ご近所福祉活動(町会の福祉的活動)への支援	84
国際交流・協力ボランティアバンク	84
国際交流体験ツアー	79
国保健診・長寿健診・成人健診	63
国保のてびき	50
国民健康保険	50
国民年金	52
個人情報保護制度	94
戸籍	42
子育て応援!!見守り隊	59
こども・高校生等医療費の助成	30
こども園(長時間保育)	57
子どもショートステイ、トワイライトステイ	59
子どもの遊び場	108
こどもの池	109
子どもの学習・生活支援	61
子ども発達センター(さくらキッズ)	59
ごみ・リサイクル	8
コミュニケーション支援事業	76
コミュニティスクール(昌平童夢館・神田さくら館・ 麹町小学校・富士見みらい館)	107

さ

再エネ電力に切替えた方への助成	40
在外投票	91
在宅支援ホームヘルプサービス	71
在宅訪問リハビリ支援	71
里帰り出産等妊婦健康診査、 新生児聴覚検査費用助成	55
里帰り出産や長期入院での 定期予防接種費用の償還制度	56
産業財産権取得支援	41
産後ケア事業	56

し

事業所内保育事業	58
次世代育成支援行動計画策定奨励金	41
次世代育成手当	33
自転車駐車場	80
自転車賠償責任保険の加入	81
児童育成手当	33
児童育成手当(障害手当)	33
自動車運転免許取得費補助	36
自動車改造費の助成	36
自動車燃料費助成	36
自動車臨時運行許可(仮ナンバー)の申請	49
児童センター・児童館	59
自動通話録音機	70
児童手当	33
児童福祉法による障害児福祉サービス	77
児童扶養手当	33
姉妹提携先自治体	6
社会福祉法人千代田区社会福祉協議会	96
若年がん患者在宅療養支援事業	32
若年節目健診	63
集会やデモをするとき	83
就学援助	34
就学相談	60
重症心身障害児等在宅レスパイト事業	59
重度脳性麻痺者介護人派遣	76
住民監査請求	94
住民記録	44
出産・子育て応援事業	54
出張所・区民館	19
出張所での主な取り扱い業務	20
出張所出前サービス	21
省エネ建物を建築する方への助成	40
生涯学習	78
障害児福祉手当(国制度)	35
障害者在宅サービス事業	75
障害者就労支援センター	105
障害者総合支援法による障害福祉サービス	77
障害者の就労継続支援施設(B型)	88
障害者の就労相談	88
障害者福祉センターえみふる	105
障害者福祉手当(区制度)	35
障害者福祉のしおり	75
障害者よろず相談MOFCA(モフカ)	106
障害者を雇用する事業主への援助金	40
小規模保育事業	57
商工融資あっせん制度	41

使用済小型家電回収	9
小児慢性特定疾病医療費助成	30
情報公開制度	94
職をさがすときは	88
ジョブ・サポート・プラザ ちよだ	105
自立支援医療費助成(育成医療)	31
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	34
シルバークロス	69
ジロール神田佐久間町	102
ジロール麹町	103
寝具乾燥サービス	71
人口	6
心身障害者の医療費助成	30
身体障害者手帳	75
身体障害者の自立支援医療(更生医療)	30

す

ストックヤード等での拠点回収	9
スポーツ	78
スポーツ開放	108
スポーツセンター	108
スポーツ大会・講習会の参加は	78

せ

生活福祉資金の貸し付け	38
請願・陳情を出すには	92
精神障害者都営交通乗車証	36
精神障害者の自立支援医療費助成	30
精神障害者保健福祉手帳	75
成年後見制度利用支援	72・76
税の証明(納税証明・課税証明など)	49
選挙公報	90
選挙人名簿への登録	90
選挙の案内・お知らせ	90

そ

総合窓口での主な取り扱い業務	16
外濠公園総合グラウンド	108
その他の住宅の入居者募集	86
その他の奨学資金の貸し付け	39

た

大気汚染(ぜん息患者)の医療費助成	31
滞在地・旅行先での不在者投票	90



帯状疱疹予防接種	62
耐震化促進助成制度	37
代理投票	91
誕生準備手当	55
男女共同参画センター MIW (ミュウ)	79・114

ち

地域福祉活動提案事業助成金	85
千鳥ヶ淵ボート場	112
千鳥ヶ淵緑道	112
中小企業仕事と家庭の両立支援	41
中小企業者等脱炭素経営支援助成制度	40
中等度難聴児発達支援事業 (18歳未満を対象とした補聴器購入費助成)	32
ちよだアートスクエア(旧アーツ千代田 3331)一時閉館中	115
千代田エコシステム(CES)	85
千代田区安心生活見守り台帳	70
ちよだ区議会だより	93
ちよだ区議会だより音声版・点字版	93
千代田区コールセンター	17
千代田区子育て応援!! ガイドブック	54
千代田区ごみ分別アプリ「分けちよ!」	8
千代田区コミュニティサイクル	82
千代田区資源とごみの分け方・出し方	8
千代田区食の安全自主点検店公表制度	79
千代田区生活環境条例	7
千代田区の概要	4
千代田区平和使節団	78
千代田区ポータルサイト	1
千代田子育てサポート事業	59
ちよだパークサイドプラザ	107
ちよだプラットフォームスクウェア	115
ちよだ文学賞、ちよだジュニア文学賞	78
千代田保健所	22
千代田万世会館	113
賃貸住宅建設時の融資	40

て

電気自動車や充電設備設置への助成	40
点字投票	91
点字版広報	76

と

東京都重度心身障害者手当(都制度)	35
投票できる方	90

動物の死体処理	83
道路を使用するとき	83
都営交通の無料乗車券	36
特殊眼鏡などの購入費の助成	72
特定不妊治療費助成	31
特別児童扶養手当	33
特別障害者手当(国制度)	35
図書館一覧	110
都政に関する相談・都民一般相談	29
土地に定められている都市計画	87
土地の価格を調べる時	86
土地を売買するとき	87
土木・建築工事の際は遺跡などの確認を	87

な

生ごみ処理機購入費の助成	36
難聴者補聴器購入費助成	32
難病患者の医療費助成	30

に

にここ広場	55
日常生活用具費等の支給	76
入院助産制度	55
入院生活支援事業	72
乳児・幼児の健康診査	56
乳幼児家庭訪問	56
人間ドックの利用補助	32
認証保育所	57
認証保育所等保育料減額補助	58
妊娠高血圧症候群医療費助成	31
妊娠届	54
認知症カフェ	68
認知症高齢者在宅支援ショートステイ	72
認知症サポーター養成講座	67
認知症初期集中支援チーム(ちよだはあとチーム)	68
認知症本人ミーティング	68
認定こども園(保育所型)	57
妊婦健康診査	55
妊婦面談(ままぱば面談)	55

ね

猫の譲渡	79
------	----



は

はあとサロン	69
発達障害等の療育経費助成	32
花小金井運動施設	109
はり・きゅう・マッサージ施術補助	32

ひ

ヒートアイランド対策助成	37
ひとり親家庭等の医療費助成	31
日比谷図書文化館	111
病院や老人ホーム等での不在者投票	91
病後児保育	58
病児・病後児保育派遣費用助成	59

ふ

ファミリー・サポート・センター	54
プール開放	109
福祉サービス事業所産休・育休等代替職員確保助成金	40
福祉サービス利用支援	71・76
福祉タクシー券の支給	36
福祉手当(経過措置)(国制度)	35
福祉に関する相談や活動の支援	84
ふたばサービス	72
不妊検査等助成	31
ふるさと文化の散歩道	112
ふれあいクラブ	69
ふれあいサロン	69
ふれあい収集	9
文化芸術の秋フェスティバル	78
分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成	38

へ

ベビーシッター利用支援事業(利用料補助)	58
----------------------	----

ほ

保育園	57
保育料多子軽減	58
放課後子ども教室	61
防災対策	10
訪問理美容サービス	71
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金	34
母子生活支援施設	56
ボランティア・市民活動の相談・支援	84

ま

マイホームの新築・購入・リフォーム等資金の融資	39
まちづくりアドバイザーの派遣(建替え等)	87
ままばば学級	55
マンション安全・安心整備助成	37
マンション管理組合顧問派遣	87
マンション再生計画検討助成	38
マンション再生方針検討助成	38
マンションのコミュニティ活性化事業助成	37
マンション劣化診断調査費助成	38

み

未熟児の医療費助成	31
民生委員児童委員	29

や

家賃等の助成	37
--------	----

ゆ

有価物集団回収	9
郵便等による不在者投票	91
夢の島東少年野球場	109

よ

養育費確保支援	34
幼保一体施設(長時間保育)	57
予防接種	56

ら

ライフライン	83
--------	----

り

リサイクルセンター鎌倉橋	9
離乳食講習会(予約制)	56
リフト付福祉タクシー	35・36

ろ

労働関係の相談は	88
----------	----



ちよだインフォメーション2023 (便利帳)

令和5年11月

編集・発行 千代田区政策経営部広報広聴課
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
電 話 03-3264-2111(代表)
03-5211-4171(直通)



千代田区役所

〒 102-8688 千代田区九段南 1-2-1

代表電話 **03-3264-2111**

<https://www.city.chiyoda.lg.jp>